

# 会報

第64号

国立大学協会

昭和49年6月

# 会 報

(第 64 号)

## 目 次

- 草の効用……………大原久友(3)

### A 事業報告

#### 1 諸会議議事要録

- (1) 理事会(49. 3. 1)……………(8)  
(2) 理事会(49. 4. 22)……………(15)  
(3) 第2常置委員会(49. 1. 26)……………(21)  
(4) 第2常置委員会・入試期特別委員会  
合同会議(49. 2. 14)……………(24)  
(5) 第2常置委員会・入試期特別委員会  
合同会議(49. 4. 4)……………(28)  
(6) 第3常置委員会(49. 4. 22)……………(30)  
(7) 第5常置委員会(49. 3. 2)……………(31)  
(8) 図書館特別委員会(49. 4. 23)……………(35)  
(9) 入試調査特別委員会(49. 1. 25)……………(36)  
(10) 入試改善調査委員会・各科目別委員  
長連絡会議(49. 1. 25)……………(37)  
(11) 入試改善調査委員会・各科目別委員  
長連絡会議(49. 3. 15)……………(38)  
(12) 入試改善調査委員会(49. 3. 15)……………(39)  
(13) 入試改善調査委員会(49. 4. 22)……………(39)  
(14) 西独学長招待準備委員会(49. 1. 11)  
……………(43)  
(15) 西独学長招待準備委員会(49. 3. 1)  
……………(45)  
(16) 特別会計制度協議会(49. 1. 13)……………(48)

- 2 諸会合……………(50)

### B 予算・決算

- 1 昭和48年度国立大学協会歳入歳出追加  
予算(案)(49. 3. 1 理事会承認)……………(52)  
2 昭和48年度国立大学協会歳入歳出決算  
(案)(49. 4. 22 理事会承認)……………(53)  
3 昭和49年度国立大学協会歳入歳出予  
算(案)(49. 3. 1 理事会承認)……………(56)

### C 資料

- 1 大学院及び学位制度の改善について  
(答申)(49. 3. 30)……………(57)  
2 昭和48年度学生国際交流制度による交  
流大学一覧……………(70)  
3 助手・教務職員の実態調査について  
(依頼)(49. 4. 23)……………(71)  
4 国立大学の入試期に関するアンケート  
調査について(照会)(49. 4. 23)……………(73)  
5 スポーツ安全協会傷害保険の趣旨周知  
方について(49. 4. 26)……………(81)

### D その他

- 学長の逝去……………(83)  
1 学長・役員・委員等の異動について…(83)  
2 寄贈図書……………(83)  
3 窓  
○ 天心記念館……………(81)  
○ 類人猿の心理学的研究……………(82)  
○ 砂浜を作る……………(84)

# 草の効用

大原久友

地球上には、陸にも海にも多くの草が生えている。文学的には万葉集などにもでていし、宗教的には古く聖書の中にも草のことがかかれている。すなわち、旧約聖書の創世紀1—12の中に「And the earth brought forth grass...whose seed was in itself, after its kind: and God saw that it was good. 地には、青草と、それぞれの類にしたがって種をもつ草と、種をもつ果樹とが生じた。神は、これを見て、よしと思われた」と記されている。そのほか、申命記、詩篇及び新約聖書の中にも草について多くの言葉が載せられている。もちろん、この草はいまの牧草でなく野草である。つまり、天地創造というか、人類生存の古くから草は人間にとって重要なものであることが認識されていたのである。生物学的には植物の中に樹、花などの区分とともに草として取り扱われているし、ここにいう草は広く、世界各地の自然環境に生えている野草のほか、雑草（許可なくして生えている草を雑草と定義づけている人もある）は農学でいう作物としての牧草あるいは芝草と相俟って人間にとってなじみの深い植物である。現実的に草の効用はいろいろあるが、これを大きく区分するとつぎの如くである。

1. 乳・肉・卵・毛皮などを生み出す家畜の主要栄養源、時には人間の栄養としても役立つ。
2. 地表を被覆して環境保全をはかり、庭園の芝生、運動場、ゴルフ場などの用途に供する。

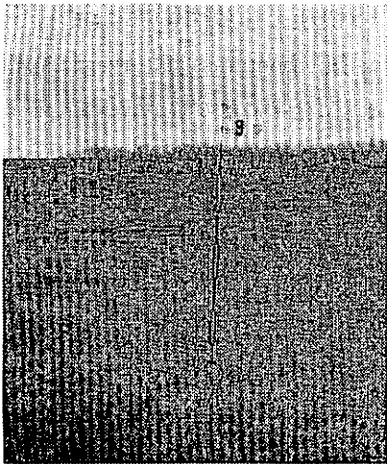
まず1から説明すると、多くの家畜とくに乳牛・肉牛・羊及び山羊・トナカイ・シカ類などの反芻家畜は草を食べると身体の中で消化し、血液成分となり、これから乳・肉などの貴重な動物性食糧をつくらせる。馬などは草から走ったり、働いたりするエネルギーを生み出す。つまり、草のもっている価値はその栄養素であるが、とくに産乳・産肉などに効果的なのは草の中に水分・蛋白質・脂肪・炭水化物のほか、各種のビタミン及びミネラル・その他の成分がバランスよく含まれていることである。炭水化物は繊維質のものと可溶性のものに区分されるが、人間が消化しがたい前者も家畜によって消化されて乳牛では乳糖とか乳脂、肉牛では牛脂などに変化させる。たとえば、草から牛乳が作られるには、家畜が食べる草の飼料成分にもよるが、極めて良質のものであれば、栄養的には1.5—1.6kg位の生草から1kgの牛乳が生産される計算になる。このように牛乳を生産できる草は、まず家畜が食べるということと、栄養があることが前提である。草によっては家畜も食べないし、食べてもよく消化しないとか、却って中毒を起すものもある。一見同じように緑にみえる草も、香とか硬さなどが異なり、嗜好性・含有成分・栄養価値がちがっているからである。概して家畜を含めた一般動物は人間よりも敏感な感応というか、本能をもっている。日本における野草などの中にも、ササ・ススキ・ヨモギ・シバ・ハギなどのほか、家畜栄養上からみて有用なものも少なくない。牧草の日本への導入については明治4年(1871)、開拓使東京官園(現在の北海道庁の前身)に家畜・牧草を輸入



標高400~1000m, 1団地が1000hrの人工草地

したのに始まり、その後本州では下総御料牧場（現在の成田空港がある三里塚）に明治8年（1875）輸入されたが、同じこの年に北海道ではアメリカから畜産指導に渡道した Edwin Dun が牧草をもってきている。したがって日本では牧草が導入されてから約1世紀を経たことになる。さて作物としての牧草及び家畜の栄養源となる野草は人間生活にも極めて有用なものであるが、無用なもの時には有害なものも、いろいろな形で世界中に伝播している。牧草の種子などにまじって日本に広がった帰化植物は多い（約800種あるといわれる）が、主なものにはエゾギシギシ・ヘラオオバコ・フランスギク・ワルナスビ・ヤセウツボなどがある。しかし、現在日本でもっとも広がっている有害草の1つはセイタカアワダチソウであろう。鉄道沿線・堤防・河川敷を始め、空地に根強くわが世の春を謳歌しているが、これにはそれなりの理由がある。生態学的には、この植物社会の構成、生理学的には有害物を分泌して他草の繁茂を抑えるということである。野草の中には人・畜に有害なものもあるが、とくにトリカブト・ドクゼリなどが有名であり、その他家畜中毒を起すことのできるシダ類・バイケイソウ・サワギキョウ・イヌホホヅキなどもある。他方、薬用となる野草もあってはいうまでもない。つぎに草をよく利用している国における2つの例を示そう。ヨーロッパ諸国に横たわっているアルプスにはスイスを始め、イタリア・フランス・オーストリー・西ドイツ・チェコスロバキヤの国境に高い山々が連なっているが、とくにスイスは世界的な観光地として知られ、牧歌的なアルプス草地酪農はこの国を訪れる旅行者の目を楽しませてくれる。低いところが標高500m位、高いところは2,500m位まで草地として利用されている。沢には森林があつて、草とともに雨・雪などによる侵蝕を防いでいる。ここで山岳地帯に適應する乳牛のブラウンスイスとか、シンメンタール種などが首に鈴をつけ、四季に移り変わる草を追って移動し、夏になると低い谷あいから高い山の方にいき、万年雪の近くまでのぼって草を食べる。そして秋になると再び山を下がって谷間の草を食べる。スイス

のアルプス草地酪農は長い歴史を経て今日に至っているが、このアルプス一帯に生育している草を食べて新鮮な牛乳を生産し、さらにきれいな水と空気という環境条件下で風味のよい各種のチーズなどがつくられている。つまりスイスの乳製品は、このアルプスに生えている草、水と空気の中から生まれてくる。ほぼ九州位の大きさの国に470万人の国民がそれぞれの人生を楽しんでいるのは、この草に依存しているところが大きい。アメリカのロッキー山脈も、カナダからアメリカ合衆国の西寄りに北から南にかけて連っている。この山脈はロッキー国立公園となっているが、周辺には雨の少ない乾燥した大盆地 (Great Basin)、コロラド高原 (Colorado Plateau)、大平原 (Great plains) がある。とくに大平原にはプレーリー (Prairie) という大草原があり、この山脈の麓から中腹に生えている草は肉牛 (ヘレフォード種・アンガス種など) の放牧に供され、アメリカにおける大きな牛肉資源となっている。決してよい草ばかりでなく、この地帯に多いヤマヨモギなどが、好んで食べられている。やはり草を求めて大群の肉牛が移動する。自然環境が荒されないで広範囲に利用されており、観光資源地としても評価される。アメリカは日本の21倍以上の広さを有するが、そのうち国土の59%が草地として家畜の放牧・採草などに利用され、残りの41%が草以外の農地などに利用されている。



ゴルフコースの芝

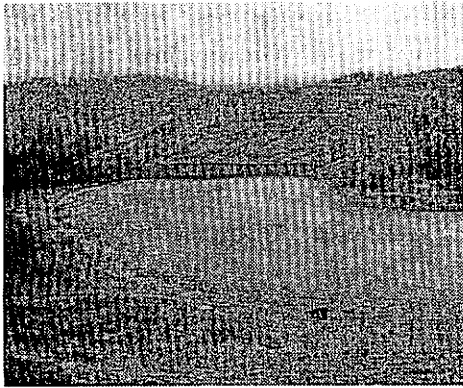
つまり、前者のようなロッキー山脈に連なる草原・高原・山岳に生えている野草または国内に多く栽培されている牧草が家畜の飼料源となってアメリカにおける莫大な牛乳とか牛肉生産の基礎になっている。このような高原・山岳地帯における草利用のしかたはオーストラリア・ニュージーランドでも行われているが、こういう環境条件下にある草を家畜を通じて動物食糧化している価値はきわめて高い。草の人間の食用としては、われわれ日本人もいろいろな経験をもっている。第2次世界大戦終了の前後には牧草のクローバなどを乾燥して粉としてパン食にしたり、イタドリ の葉を煙草にして喫ったりしたが、春先に萌えいずるヨモギなどは草餅として愛用されているし、フキ・アイヌネギ

・ヤマウド・セリなども春の食べ物として趣がある。世界の長寿地といわれるソ連のカフカス地方は黒海とカスピ海にはさまれた気候温暖な地であるが、ここでは新鮮な草そのもの、または牛に草を食べさせて得られた牛乳などを飲んで百歳以上の長寿者が多いとのことである。

つぎに2について述べると、草自身のもつ特性の1つは、その強い根系と旺盛な生育力によって地表を均一に被覆し、環境を保護してくれることである。つまり芝草として庭園のローンを始め、グラウンドの芝生、ゴルフ場などに愛用されている。本州などでもっとも広く使われている芝草はシバ属 (*Zoysia* spp.) に属するものである。ノシバ (*Zoysia japonica* Steud.) は北海道の南から鹿児島県までに分布し、多くの庭園とかゴルフコースのラフなどに使われている。

牛・馬の放牧している自然草地で多年に亘って過放牧したところには、この草が優占し、シバ草原になっている。野生シバと栽培シバがあるが、この芝は葉が広く、粗剛の感じを与える。これよりも

葉が細く、軟かいコウライシバ (*Zoysia matrella* L.) というのがあって、その中に広葉一、中葉一、細葉一、姫一コウライシバなどがあるが、若干葉の形とか、硬軟及び繁殖力などが異なる。ゴルフコースでは、フェアウェイ・ティーまたはグリーンに用いられる。ゴルフコースの草は関東から九州にかけては南方型のシバ属のものが多いが、東北から北海道にかけては北方型の bluegrass 類、bentgrass 類、ryegrass 類、fescue 類が多い。ティー・フェアウェイ及びラフは kentucky bluegrass, creeping



ゴルフコースの芝

redfescue, グリーンには bentgrass 類が使われることが多い。短かく刈取っても消滅したり、枯れてはまずいし、また耐病性でなければならない。これには適当に水分とか養分を与え、がっちりした根系をもった芝であることが必要である。大学のキャンパス内とかグラウンドが緑の芝生で覆われているのは、欧米諸国・オーストラリアなどでよくみられる。筆者が訪れたアメリカ・カナダ及びヨーロッパ諸国の大学とかオーストラリアのブリスベン大学などはよい芝生をもっている。主として bluegrass 類、fescue 類、bentgrass 類、ryegrass 類な

どの芝草であるが、裸足で歩いても弾力性があり、草の香りとともに全身に草の精が伝ってくるような気がする。芝草の管理はなかなか大変であるが、身心に受ける感触が生命である。

草に関連した国際的な集まりは、家畜の飼料としてのものと芝草に関するものがある。

前者は国際草地会議といい、世界の大学とか試験研究機関における草及び草地に関する研究者が集って研究の成果を発表し、草地学の進歩に寄与している。第1回目の会議がドイツ(現在の西ドイツ)で開催されてから約50年になるが、今年はソ連のモスクワで第12回の会議が行われる。今までの開催国はアメリカ・ドイツ、イギリス、ブラジル、フィンランド、オーストラリアなどである。最近のこの会議では50余ヶ国から約1,000名位集まり、それぞれの国における最近の草地学に関する広範な研究について報告されている。1966年、第10回の国際草地会議がフィンランドのヘルシンキ大学を母体として開催されたが、この時にノーベル受賞者としても知られている A. I. Virtanen 博士が特別講演を行った。既にかかなりの高年齢に達し、弱々しい身体に見受けたが、強い意志を表現する英語で牛乳蛋白質の問題について述べていたのが印象的であった。彼は生化学者として世界的に知られているが、草地学者としても多くの研究を行っている。マメ科作物の根粒菌による窒素固定の機構(第4回国際草地会議に発表)を解明するとか、生草に含まれているビタミンA源であるカロチン含量の多い草を家畜に与えると家畜自体の健康維持にも、乳牛ではビタミンAの多い牛乳をつくらせることになり、これを飲む人間の栄養向上にも役立つという研究もある。ことにフィンランドのような冬が長い地域で青草と同じような状態にカロチン含量などを損失させないようにするため、塩酸・蟻酸などの酸を添加して埋草(サイレージ)をつくることを研究し所謂「A. I. V 法によるサイレージ調製」として広く世界各国に普及されたのである。

この研究は今から約40年前のものであるが、草による人類共存、とくに北方圏に住む人々の生命維

持に役立つものとして高く評価されてよいものだろう。

以上のように、世界に分布している草、草の生えている芝地とか、草地は人間生活に重要な意義をもっているが、日本ではこれらに関する教育・研究はきわめておくれている現状である。歴史的にみると、大学教育の中に草地学がとりいれられたのは、筆者の勤務している帯広畜産大学に昭和39年日本で初めての草地学科が設置されたのと、その後宮崎大学に設けられたに過ぎない。国際作物である牧草、それぞれの自然環境にある草資源の高度利用による動物性食糧などの生産、芝草の活用など草は人間生活に重要な作用をもっている。このことから最近、日本の国土を高度に草地開発したいということで、北海道でも1つの団地が500—1,000ha内外の大規模のものが造成されているが、これは世界的にみても珍しい規模の大きいものである。日本の草地資源地である北海道の自然環境は世界的にもすぐれた牧草適応地域の1つであり、草地農業国といわれるアメリカ・ヨーロッパ諸国・オーストラリア及びニュージーランドに比して劣らないものがある。しかし、これらの諸国と肩を並べるためには、いろいろ解決すべき課題が提起されるが、大学における環境保全などのための芝生学などを含めた草地学教育・研究の充実がもっとも緊急を要するものの1つであろう。

以上、草の効用についてかんたんに述べたが、要するに草はわれわれ人間の身心を養ってくれる天然の宝のようなものであり、この有用さは金で評価することが困難なほど大切なものであることの認識である。牛乳を飲むとき、牛肉を食べるとき、ゴルフを楽しむとき、柔かい緑の芝をふむとき、草への感謝とながい未来に向ってさらによりよい効用を期待したい。

(筆者 帯広畜産大学長)

# 事業報告

## 1. 諸会議議事要録

### (1) 理事会議事要録

日時 昭和49年3月1日(金)13時~16時30

場所 国立大学協会会議室

出席者 林 会長

岡本, 相磯各副会長

丹羽(代有江), 白淵, 石原, 川上, 清水,

桜場, 芦田(淳), 井上, 芦田(譲)

山岡, 池田, 外山各理事

谷田(第2), 広根(第3), 後藤(第

5)各常置委員長

博田監事

林会長主宰のもとに開会。

初めに会長より開会の挨拶があり, ついで理事の交代について京都大学の前田前学長に代って岡本学長が新たに理事に就任されたこと, また代理出席について丹羽学長(北海道大)の代理として有江学生部長が出席された旨紹介があった。

続いて事務局より配付資料の説明があったのち, 前回の議事要録の朗読は省略して直ちに議事に入った。

### 1. 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

#### (1) 要望書の提出等について

##### ① 昭和49年度予算に関する要望書について

去る12月12日, 同13日開催の第53回総会において決議された昭和49年度予算に関する要望書については, 去る12月18日都留第6常置委員長と私が同道して大蔵

省相沢事務次官ならびに文部省村山事務次官に面談し要望した。

② 国立大学における教育研究に必要な石油, 電力等確保に関する要望書について  
同じく第53回総会の際, 関係方面に提出することを決議された国立大学における教育研究に必要な石油, 電力等確保に関する要望書については, 去る12月19日相磯副会長と岡本埼玉大学長が, 文部省村山事務次官, 安嶋管理局長, 木田大学学術局長ならびに通産省資源エネルギー庁各関係官を歴訪し要望懇請した。

以上の要望書の提出については, 去る12月21日付文書をもって各国立大学長宛ご報告した。

##### ③ 石油製品の確保について

また, 以上の教育研究に必要な石油, 電力等確保に関する要望書提出に関連して, 文部省が通産省等関係省庁と折衝の結果, 文部省教育施設部より, 石油製品確保のためのあっせん体制について通知して来たので, 去る12月28日付鶴田事務局長名をもって各大学事務局宛その旨連絡した。

##### (2) 特別会計制度協議会の開催について

去る1月31日に予算案決定後の定例の特別会計制度協議会を開催し, 文部省側より昭和49年度予算案について詳細な説明を聞き, これを中心に会計制度上の諸問題について質疑応答を行なった。



なお、さきに退任された加藤、前田両副会長の後任として、相磯、岡本両副会長に対し会長指名の特別会計制度協議会委員を委嘱したので、ご報告する。

(3) 文部大臣との懇談会について

当面する大学問題について懇談するため、去る1月31日奥野文部大臣をはじめ政務、事務兩次官、大学学術局長、官房長等の幹部と国大協会長、両副会長、在京理事等が出席して、主として大学運営臨時措置法の処理の問題について意見交換を行なった。

なお、この問題については、後刻さらに協議を願いたい。

(4) 当協会宛要望書について（資料4）

その後各団体等から国大協宛提出のあった要望書は「資料4」のとおりであり、それぞれ関係委員会に送付したので、よろしくお取り計らい願いたい。

以上で会務報告を終わり、ついで次の諸議題について協議が行なわれた。

## 2. 協 議

(1) 大学運営臨時措置法の処理について

このことについて、会長より次のとおり説明があった。

大学運営臨時措置法が本年8月に期限切れになることに関連して、爾後の処置をどうするかについて文部大臣の談話が新聞紙上に掲載されたりしているが、目下のところどうなるのかははっきりしたことは分らない。

先程報告したように去る1月31日に文部大臣との懇談会が催されたが、その際この臨時措置法の問題が専ら話題となり、文部省側は主として大臣が発言され、これに対しわれわれも忌たんのない意見を述べた。

ご承知のようにこの法律は5年間の時限立法であって、本年8月がその期限となっており、同法附則の5に「この法律は、その施行の日から5年以内に廃止するものとする。」とうたわれている。すなわち、期限がきたから自然消滅するというのではなく、廃止手続を必要とするということである。

懇談会当日の文部大臣の話では、この法律を廃止するについてはこれに代る法律が必要と思われるとの意向が述べられたが、どういう法律にするかについてはまだ決まっていないということであった。ただ、現在の学生間の内ゲバの激化や一部の大学における部局内の紛争等の事態などからして、何らかの管理運営に関する法的措置が必要であるとの考え方のようであった。つまり、このような異常事態を收拾するために、学長にいわば非常大権ともいべき強い権限を付与し、大学の秩序を乱す者に対しては学長が処分もできるような体制にするという構想のようであった。

しかし、われわれとしては大学の秩序を維持するために強権を行使するという行き方には賛成できず、また、法律を定めたからといって直ちに効果が挙がるものでもなく、却ってそのような処置を取ることによって新たな紛糾を起す恐れさえあると考えられる。文部大臣はこのような措置をとることは文部省が大学を抑制するというのではなく、むしろこれを援助しようという姿勢で考えているのだと言っていたが、大学の問題をそのような単純な論法で割切られては困るということを要望しておいた。

懇談会当日の話の内容は概ね以上のようなことで意見交換に止まったが、しかし、

この問題は重大な問題であるので、国大協としてもその対策を考えておかなければならないと思う。

なお、文部省としては、もしこの臨時措置法に代る新しい法案を今国会に上程するとすれば3月7日までに提出しなければならぬということであるが、まだ成案はできていないようである。大体以上のような次第であるが、これについてご意見があれば伺いたい。

これに対し概ね次のような意見が述べられた。

- 学長に強い権限を持たせるという法的措置で大学の紛争が解決するとは思われない。
- 法律による権力的な構想では大学の紛争は収まらない。それよりか大学の紛争を収めるにはどういうことが必要かを現実を踏まえ、体験を通して考えて行くことが必要である。大学管理のために法律はいらぬということを大学側が実績で示すことが大事である。
- 文部省は臨時措置法によって紛争が収束したとその有効性を評価しているようだが、これより更に強い法的規制を打出したら紛糾を生ずるだけである。
- 文部省は学内トラブルについて個別的資料で事態を判断しており、実際とは違ったイメージを抱いているようである。その点正確な認識を持たせる必要がある。
- 文部省には紛争のニュースは入っているが、これに対する考え方や解釈は伝わっていない。現象だけ知っているが全体の真相が分かっていない。それで収拾に対する考え方にもズレが生じてくる。

概ね以上のような意見交換があったの

ち、会長より、目下のところは以上のような状況であるが、もしこの問題が具体化するようなことがあれば、まず在京理事で相談を行ない、その上で必要なら理事会を開いて審議することにしたいと述べられ、この提議を了承して協議を終った。

## (2) 国立大学協会の会費の基準について

このことについて、会長より次のように述べられた。

昨年12月の第53回総会の際に、会費の基準について和歌山大学長から会費基準の変更について提言があり、理事会においてこの問題を検討することとなった。それで、まず事務局より会費の基準について従来の経過およびその後の検討状況等についての報告をしてもらい、その上で協議を行ないたい。

これについて、鶴田事務局長より次のとおり説明があった。

先の総会における和歌山大学長の提言は、当協会の会費について、現在の会費基準にある大学当り基本額、学部数による負担額等の割当てを廃して大学の予算規模による按分（決算額による負担額）に一本化してほしいというものであった。この問題は理事会で検討するという事になったが、国大協の会費の問題については、かつての学長会議で各大学事務局長の了解を得る、ということの申し合せが行なわれており、前回の総会でこのことは、各大学の事務局長はこれを地区代表の幹事である事務局長に一任するということになった。それで、去る2月25日にこの幹事会を開き、本配付の資料に基づきこの問題について協議した。

その結果、国大協の会費を決算額による負担額一本に改めることは、①当初の建前である学部数による負担額による会費額と、決算額による負担額による会費額はそれぞれ50%宛とするという原則を崩すことになる。②国大協の会費が現在の大学当り基本額、学部数による負担額、決算額による負担額の3本建になるに至った従来の方針を崩すことになる。③文部省も現行の会費基準を抜本的に改変すること——特に決算額を基礎とする建前にすることには強い難色がある。などの理由により適当ではないという結論になった。以上のような次第であるのでご了解を得たい。

以上の説明に対し二、三の質疑応答が行なわれたのち、上述の幹事会の意見を了承し、現行の会費基準をそのまま存続させることになった。なお、和歌山大学長には本日の結果を事務局より伝えることにした。

### (3) 昭和49年度会費額について

会長より、以上のように会費の基準は現行どおりとなったが、昭和49年度会費額を資料のとおり決定してよろしいか、と諮られた。

これについて事務局長より、次のとおり補足説明があった。

来年度予算は本年3月中に決めることになっているが、来年度の会費額については資料のとおりで、本年度に比べ2,778千円の増加となっている。当協会の財政状態からみてこれでは十分とはいえないが、会費の値上げについては本年度に決算額による負担額を0.03%から0.04%に引上げた関係もあり、来年度続けて値上げをすることはむずかしい事情にある。

この値上げの問題とも関連するが各大学の附置研究所から会費を徴収したらどうかとの話題がかつて提起されたことがある。それで、この問題についても幹事会に諮ったが、これについては、①研究所には規模の小さいものもあり、又共同利用研もあり、そのような部局から会費を徴収することには無理がある。②研究所を多数抱えている大学の負担額が著しく増大し、アンバランスになる。などの理由からこの問題は棚上げにすべきであるとの結論となった。

前述のように、来年度は会費の値上げはむずかしいので現行の会費基準でやって行く方針であるが、これでやって行ける見通しが立てられたのは、たまたま本年度は歳入面で資料頒布収入が予想外にあって、来年度の繰り越しが例年より多く見込まれたためである。しかし、この資料頒布収入はその年の事情によって増減があり不確定なものであるため、これに依存することは危険性がある。経常費支弁は会費収入によって賄うのが本来のあり方であると思われる。

それと一方、歳出の面では人件費の増大が著しくなっている事情がある。これは当協会の職員給与は公務員給与に準じており、最近の公務員給与の大幅なペースアップに伴う影響によるものである。

以上の歳入面および歳出面の事情を考えると、来年度は兎も角として再来年度には会費の増額を考えなければならぬ情勢にある。その際の増額の方法としてはいろいろな方法が考えられるが、現在の学部当りの負担額4万円を1万円増額して5万円にすると約300万円(294学部)程度の増収と

なり、金額としても適当な額のように思われる。もし再来年に値上げをするようになるならこの方法によりたいと考えている。なお、会費の値上げについては、49年度総会（11月）にかける要があるので、以上の点について予めご了承頂ければ幸いである。

以上の提案に対しその趣旨を一応了承し、これが具体化した時には更に改めて理事会に諮ることとした。

(4) 昭和48年度国立大学協会歳入歳出追加予算案について

会長より、このことについて資料によりお諮りしたいと述べられ、ついで事務局長より、これは先程も述べた雑収入（資料頒布費）の増収ならびに諸給与（人件費）の支払増加に基づく追加予算である旨の説明があり、異議なく承認された。

(5) 昭和49年度国立大学協会歳入歳出予算案について

会長より、このことについて資料によりお諮りしたいと述べられ、ついで事務局長より次のとおり補足説明があった。

49年度予算総額は本年度より約272万円の減となっている。これは来年度は雑収入（資料頒布費）が余り見込めないためである。このような事情で予算規模が縮小し全体に窮屈な面があるが、会費収入では約278万円の増額があり、また前年度繰越金では約160万円の増額があることでもあるので、来年度はこれで何とか賄って行きたいと考えている。しかし、再来年の50年度については前述のように会費増額の必要があると思われるので、よろしくご了承願いたい。

以上の説明によりこの予算案の件を承認

したのち、会長より、以上の予算案については、従来からの慣例により次の総会に附議して追認を受けることになるのでご了承を得たいと述べられた。

なお、この予算案の審議に関連し、会長より、昨年の6月総会で都留学長（一橋大）から予算に計上する前年度繰越金は前年度決算による金額にすべきではないかとの提議があったが、この問題はどうかと質された。

これに対し鶴田事務局長より、決算は4月以降に作成し、予算は年度開始の30日前に承認をうけることになっているため、そのことは技術的に不可能である。従って、従来のように予算案の前年度繰越金は少な目に計上し、決算で繰越額を確定し差額は追加増収とする措置をとるより致し方がない。なお、この件については幹事会にも諮ったが、その方法で差支えないとのことであった、と説明があり、この件については従来の措置によることを了承した。

(6) 西独学長招待の準備計画について

会長より、このことについて本日午前中に第3回の準備委員会を開催したので、その状況について報告し理事会のご了承を願うとともに、各国立大学長に対しても近く中間報告を行なうことにしたい、と述べられたのち次のような説明があった。

この西独学長の招待は、昨年西独から国大協関係者（学長等6名）が招待されたことに対する返礼として計画されたもので、西独から6名の学長を招待するという方針のもとに準備作業を進め、去る1月30日付で西独学長会議に対し国大協からの招待状を発送した。先方からの返事はまだ来てい

ないので具体的なことはまだ決まってい  
ないが、大体10月初旬から3週間の滞在予定  
として一応別紙のような日程案を作った。  
なお、これに要する経費は日本学術振興会  
が支出することになっており、文部省の概  
算要求では約540万円を計上し、その後こ  
れに更に130万円の上積みが考慮されたが、  
結局大蔵省の査定では5,201,000円という  
ことになった。この予算では今のところ約  
100万円程度の不足が見込まれているが、  
この処置については目下関係者の間で検討  
中である。概ね以上のような事情であるの  
でよろしくご了承頂きたい。(了承)

(7) 総会の日程について

このことについて会長より、来たる6月  
開催の第54回総会の日程については、文部  
省招集の学長会議および会場等の都合を考  
慮し資料のとおり決定したいがいかがかと  
諮られ、また、第55回総会についても差支  
えなければ同資料下欄記載のとおりとし  
たいと述べられた。ついで丁子事務局次長  
より資料に基づき補足説明があり、異議なく  
承認された。

(8) O.D.問題の調査について

このことについて会長より、次のとおり  
述べられた。

かねて大学院生協議会から要望があった  
O.D.の実態調査の問題について、昨年12  
月の総会において、この問題を当協会にお  
いて取り上げるべきかどうか、もし取り上  
げるとすればどの委員会がこれを担当する  
か、などを理事会において協議することにな  
ったので、この件についてお諮りした  
い。

これについて主に次のような意見が述べ

られた。

- このO.D.の実態調査をするとなると相  
当な大仕事となる。国大協としては各大学  
で調査したものをまとめる程度ではどう  
か。
- この調査の結果をどうしようとするの  
か。単に調査するだけではすまないで、  
何らかの行動をすることが必要となろう。
- 国大協として調査するとなると、どう対  
策をたてるのかということが中心的課題と  
なる。
- この問題が昨年12月の総会に提起された  
時に、第4常置委員会で取り上げたらとの  
話しもあったが、私としては国大協でこの  
問題にどう対処するかによって担当の委員  
会が決まるという意見を述べた。厚生関係  
の問題ならば第4常置担当でよいが、大学  
院の編成とか、その在り方などの問題なら  
ば第1常置で扱うのが適当と思う。問題の  
視点がはっきりしないと担当を決めにく  
い。
- 問題の在り方で担当委員会が決まるわけ  
であるが、調査のことは第4常置にお願  
いし、その結果により担当を検討し直したら  
どうか。
- 第一のステップとして関係資料を集め、  
その結果により調査のことを考えたらどう  
か。
- 既存の資料を集め、それによってO.D.  
の問題点を調べ、必要なら調査をするとい  
うことでよいのではないか。  
概ね以上のような意見交換ののち、本問題  
については取敢えず事務局で各大学の既存  
の関係資料を収集し、その状況をみた上で  
今後の方針を決めることとした。

(9) 事務連絡会議よりの要望について

会長より、事務連絡会議より要望のあった事務局長または幹事の事務局長を総会に出席させることについて、これをどのように取計らうべきかご意見を伺いたい、と述べられた。

ついで事務局長より、この問題の経過について次のとおり説明があった。

去る12月の総会時の事務連絡会議の席上、一部の事務局長より国大協と事務局長との関係をより密接にするために、事務局長も総会に出席させてほしい、もし全員の出席がむずかしいなら幹事の事務局長だけでも出席させるようにしてほしいとの要望が出された。

これについて、私は事務連絡会議が現在のような形になった経緯について説明し、この要望の実現はむずかしいと思われる旨述べたが、一応理事会に諮ってみるということにした。なお、幹事会でもこの問題を協議したが、幹事会の意見としては、事務連絡会議の運営方法の改善を図り、総会の状況報告はなるべく簡単にし、自由討議の時間を持つようにすればよいのではないかとのことであった。

これに対して二、三の意見が述べられたのち、このことについては特に現在の方式を変える措置はとらないこととした。

(10) 特別委員会の委員の交代について

会長より、学長の交代に伴う特別委員会委員の交代を資料のとおり行なってよろしいかと諮られ、承認された。

(11) 大学設置審議会大学設置分科会委員候補者の推せんについて

このことについて、会長より次のとおり

諮られ、了承された。

文部省より、当協会において推せんの大学設置審議会大学設置分科会委員のうち、来たる4月末をもって任期満了となる太田（東京学芸大）、福井（東京芸術大）両委員の後任として倍数の候補者の推せんを求められているが、その人選については私と両副会長に一任ということにして頂きたい。

(12) 自然保護憲章制定国民会議準備委員会参加について

このことについて会長より、次のとおり報告があり、了承された。

わが国の自然環境保全の緊急性にかんがみ、このたび環境庁のあっせんの下に自然保護憲章を制定するための国民会議の準備委員会が設けられ、国大協会長としてその委員ならびに保護憲章起草委員を委嘱されることになったのでご報告する。なお、これは国大協会長の肩書の関係で就任したもので、国大協代表ということではないのでご了承願いたい。

(13) そ の 他

① 第2常置委員会の「身障者の大学受入れに関するアンケート」について

このことについて、谷田第2常置委員長より次のとおり報告があった。

身障者の大学受入れについては第2常置委員会で従来も検討はしていたが、このたびその第一段階として身障者の大学受験、入学、教育指導等の実態を調べることにした。これについては、その方面の専門家を加えた専門委員会を設置して検討し、資料のような調査票を作成した。なお、この問題は微妙な点があるので、今回の調査は各大学で現在までどう

であったかを調べることにしている。この身障者の問題は個々の大学だけでは対応できない問題を含んでいるので、この調査の結果を踏まえて基準的なものを抱えられるかどうかを検討したいと考えている。

なお、この調査票は専門委員会案であって、現在、これを第2常置の各委員に送付し意見を求めているので、あるいは若干の修正があるかもしれないがよろしくご了承ください。（了承）

ついで同委員長より、大学入試の際の健康診断書のことに關して次のような報告があった。

入試の際に殆んどの大学が受験生に健康診断書を提出させているが、この健康診断書のことに關して昨日の入試改善会議で次のようなことが協議されたので、ご参考までにお伝えしておきたい。

この健康診断書のことに關して、結核予防審議会からは、最近結核は減少しているのに大学入学志願の際に提出する健康診断書には依然としてX線撮影の結果を記載させているが、これはX線被ばくのこともあり、やめた方がよいのではないかとの意見が出されている。また一方、保健所からは、入試時期に健康診断業務が集中するため精密な検査が困難なので、そのような不完全な診断書よりも高校での健康診断の結果を調査書に転記して提出するようにした方がむしろ効果的ではないかとの意見が出されている。

入試改善会議としては、このような状況にかんがみ、この際健康診断書の方式をそのように改めたらどうか、というこ

とであった。私の感想としては、その方がよいのではないかと考えている。なお、入試改善会議としては、できればそれを50年度から実施したいという意向であった。

## ② 国立大学の入試期について

相磯入試期特別委員会委員長より、次のとおり報告があった。

この入試期の問題については昨年12月の総会で論議され、次の総会（本年6月）までに何らかの結論を出すということになった。それで去る2月14日に第2常置委員会と入試期特別委員会の合同会議を開いてこの問題について討議し、その結果、一本化の方向で検討を進めるため小委員会を設け、そこでまず入試期に関する諸方式のそれぞれの利点、欠点をまとめてみることにした。その草案作成は丸井委員に依頼し、それを基に來たる3月9日に小委員会を開いて検討し、その上で合同会議を開くという段取りにしている。この合同会議で何らかの方向が出されたら理事会に報告したいと考えている。

## （2） 理事会議事要録

日 時 昭和49年4月22日（月）13時～15時30

場 所 学生会分館8号室

出席者 林 会長

岡本、相磯各副会長

白淵、加藤、石原、川上、大山、都留

清水、桜場、芦田（淳）、井上、小島、

山岡、池田、外山各理事

谷田（第2）広根（第3）後藤（第

5）各常置委員会委員長

博田、戸田各監事

林会長主宰のもとに開会。

会長より開会の挨拶があり、ついで理事の交代について、東京教育大学の宮島前学長に代って大山学長が新たに理事に就任された旨の紹介があった。

続いて丁子事務局次長より配付資料の説明があり、前回議事要録の朗読は省略して直ちに議事に入った。

## 議 事

### I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

#### (1) 第1常置委員長の交代について

去る3月末宮島東京教育大学学長が退官され、その後任として加藤東北大学学長が第1常置委員会委員長に互選された。

#### (2) 高等教育懇談会について

去る3月29日高等教育懇談会の高等教育拡充整備計画が公表されたので、参考としてこの資料(5, 6)を本日お配りした。なお、この資料がまとめられた当日の懇談会には私が出席した。私が都合の悪い時には相磯副会長に出席をお願いしている。

### II 協 議

#### (1) 昭和48年度国立大学協会 歳入 歳出決算(案)について

会長より、このことについて資料7によりお諮りしたいと述べられ、ついで鶴田事務局次長よりこれについて次のとおり説明があった。

- この決算(案)について本日理事会の承認が得られれば、来たる6月開催の第54回総会で承認を求める予定であるのでご了承いただきたい。

- 歳入面においては、雑収入(資料頒布収

入)が翌年度(49年度)に相当繰り込まれると予想していたところ、予想外に48年度中に入金があったため予算現額に比べ約155万円程の増収となっている。また、前年度繰越金でも約26万円の増があるので、48年度分の歳入は全体で予算現額より約174万円程度の増収となっている。

- 歳出面については、歳出の各項目は相互流用した形で整理したので差引増減欄はいずれも0となっている。

- 歳出全体としては、予算現額に比べ約74万円の残が生じており、これに前述の歳入増約174万円を合わせると約248万円となり、これが翌年度への繰越額となる。

- なお、歳入の部の前年度繰越金の金額は、前年度決算の残額に合わせるべきではないかとの意見が出されていたが、これについては前回の理事会の際にも説明したように、予算編成(3月)と決算報告(4月)の時期的な関係からこれを合わせることは技術的に困難な面があり、予算に計上する前年度繰越金の金額は実際より内輪に見積ったものとするより方法がなく、幹事会でこの件を諮った際にも現行どおりの方法で差支えないとの意見であったので、この点ご了承いただきたい。

決算(案)についての以上の説明に続いて更に財産目録についての説明があり、このあと博田監事より、事務局から提出のあった経理関係書類を監査した結果誤りはなかった旨の報告があり、この48年度決算(案)を異議なく承認した。

- (2) 国立大学入試改善調査研究報告書について

会長より、このことについて次のように



述べられた。

入試改善調査委員会が昭和48年度において実施した入試改善調査研究の報告書(中間報告)が出来たので、この件について委員長からご報告をお願いしたい。なお、この報告書は既に文部省に提出してあり、また各国立大学そのほか関係方面に配布したいのでご承認願いたい。おって、各国立大学への送付の分は学内検討用として相当部数を送り、この報告書についての意見をきく予定にしている。

ついで岡本入試改善調査委員会委員長より報告書に関して次のとおり説明があった。

昨年12月前田前委員長のあとを受けて委員長に就任し不慣れであったが、各委員および事務局のご努力によって今回報告書が出来上った。この共通第一次試験の問題については、昭和46年2月に入試調査特別委員会が設置されて本格的な検討が始められ、48年度に至ってその具体的な調査研究を進めるため文部省より調査費が交付されて入試改善調査委員会が発足し、1年間にわたって3つの専門委員会がそれぞれの研究分野を担当して共通第一次試験の実施の可否および実施の方法について研究作業を行なった。

今回の調査研究の結果、共通第一次試験を実施するに当たって考慮すべき多くの事項について検討し得たと同時に、標準問題の作成について、コンピューター方式による制約はあるにしても、高校の基本的学習を試験することが可能であることを確認することができた。

入試改善調査委員会は、今回の調査研究

結果を中間報告として各大学に報告して十分に検討を願い、各大学の一層の理解と協力のもとに昭和49年度に更に残された問題の検討を続行する予定である。

なお、本日午前中に委員会を開催したが、ここで本報告書の配布計画、本報告書に対する各大学の意見聴取の方法等が議せられた。今回の報告書は「本報告書」と「附属報告書」の二部に分れ、それぞれ2,500部印刷し各関係方面に配布することになっているが、附属報告書(各科目別研究専門委員会の報告書の集成)は各大学には配布するが一般には公表しない方針とした。この報告書に対する各大学の意見聴取については、各大学の意見を十分大きくことができるようアンケートの仕方を十分考慮するとともに、各大学の理解の徹底を図るため説明会を開くことも考えている。その具体案を検討するため小委員会を設け早い機会に作業をすませ、8月一杯くらいには各大学の回答を集めるようにしたい考えである。この共通第一次試験の実施の可否は各大学の意向によって決ることであるので、深い関心をもってご意見をお寄せ頂きたい。なお、本日この報告書の承認が得られたなら、この会議終了後午後4時より記者会見をして公表したいので、この点についてもご了承を頂きたい。

以上の説明に対し、各大学がこの報告書を配布部数以上希望する場合どうするかとの質問があり、これについてはその所要部数を調べたうえ増刷して実費頒布する措置を講ずることとした。

また、この共通第一次試験を実施するかどうかについて国大協がはっきりした姿勢を示さないことに対し、科目別研究専門委員会の

中には不満の意を洩らす向があるとの意見が述べられ、これに対し岡本委員長より、共通第一次試験の実施の可否についてはこれから各大学の意見をきく段階でもあり、これからの1年間の検討の結果によって結論を出すことにしているのでご了承頂きたいと述べられた。

以上で、入試改善調査研究報告書についての公表、配布、各大学の意見聴取等についての諸事項を了承した。

(3) 昭和48年度および昭和49年度入試改善調査について

会長より、入試改善調査に関する次の3件についてお諮りしたいと述べられ、岡本委員長ならびに鶴田事務局長よりそれぞれ次のような説明があり、承認された。

1) 昭和48年度入試改善調査費決算について

事務局長より資料9に基づいて説明があり、異議なく承認された。

2) 昭和49年度入試改善調査実施計画書について

岡本委員長より資料10に基づいて次のとおり説明があった。

49年度の実施計画は48年度の調査研究の継続が主であるが、新規事業として「試験問題実地研究調査」がある。そのほか、今回の中間報告書に対する各大学のアンケートの結果の整理、検討の作業もある。上述の「実地研究」については、これをどのような方法で実施するかについて実施要項を定めなければならないが、実施方法等調査専門委員会が実施主体となり、コンピューター専門委員会、科目別研究専門委員会と協同して実施に当たることになっている。こ

れの実施についてはいろいろむずかしい問題があるので、きめ細かい検討を各専門委員会の合同会議で行なうことにしている。

以上の説明に対し、実地研究の実施予定時期、これに使用する試験問題の作成等に関して質疑応答があったのち、49年度の実施計画を承認した。

3) 同上予算について

事務局長より資料11に基づいて説明があり、異議なく承認された。

(4) 第54回総会日程について

会長より、来たる6月18日、19日、の両日に開催予定の第54回総会の日程を資料12のとおり決定してよろしいかと諮られ、異議なく承認された。

(5) 特別委員会委員の交代について

会長より、学長の交代による特別委員会委員の交代について次のとおり諮られ、異議なく承認された。

○ 科学技術行政特別委員会

宮島龍興（東京教育大）(旧)

大山信郎（同 大）(新)

(6) 委員長報告と協議

1) 第2常置委員会・入試期特別委員会関係

両委員会合同で審議中の国立大学の入試期に関するアンケート調査の件について相磯入試期特別委員会委員長より次のとおり報告があった。

前回の理事会で報告した線に沿って作業を進め、去る3月9日および同18日の小委員会、更に4月4日の両委員会の合同会議の審議を経て、入試期に関するアンケート調査票およびこれに関する参考資料を資料13のとおり作成した。この参考資料は、入

試期を一本化するについて在来の2回制と比較しての特徴、長短の点を整理したものでその要点を述べれば次のとおりである。

「A. 現行2回制の特徴と問題点」では、現行2回制の短所の面が述べられており、このことが一本化を取り上げる根拠にもなる。

「B. 全国1回制の特徴と問題点」では、1回制の論理を明らかにし、こうあるべきとの考えのもとにその長所および利点を述べている。この1回制における問題点としては受験生側にとって受験チャンスが1回だけになるという点が最大の問題となるが、これについては現行の2回制が2回受験チャンスというみかけにもかかわらず、2回制によって受ける利益は受験生に平等でない点を分析し指摘しておいた。

入試期に関しては以上の方法のほかに組み替え2回制、自主選択2回制、完全自主多数回制等の方式もあるが、これらについては参考的な紹介に止めた。

この参考資料の内容には、入試期を一本化することが国立大学の格差観是正の方向にプラスになり、また受験生にとっても自己の実力と適性を判断してふさわしい大学を選ぶ傾向を助長することになり、有名校集中による過度の受験競争の緩和にも役立つことになるとの趣旨が述べられている。

今回のアンケートに当たっては、この参考資料を各大学でよく読んで貰ったうえに入試期一本化についての賛否の単純明確な回答を貰うことにし、これを基に国大協としての意向をまとめたいと考えている。なお、このアンケート案について本日承認が

得られれば直ちにこれを各大学に送付し、来たる5月31日までに回答を貰い、できれば6月の総会にその結果を報告したいと考えている。

以上の説明を了承し、アンケートの実施を承認した。

## 2) 第3常置委員会関係

広根委員長より、同委員会で目下検討中の学生の課外活動中における災害事故対策の問題について次のとおり報告があった。

この問題については、災害事故に対する経済的救済の方法、災害事故に対する大学の対応の仕方、特にサークルの顧問教官や部長等の対処方法や責任の範囲等の問題が主題となっているが、仲々むずかしい問題がある。目下は各大学からの回答を基に災害事故に関する実情を分析し、実態把握を進めている段階で、そのあとこれの対策の検討に入りたいと考えている。

## 3) 第5常置委員会関係

第5常置委員会に関連した事項について委員長に代り会長より次のとおり報告があった。

① 西独学長招待のことについては、去る1月30日に、来日する学長の氏名と来訪時期について照会の文書を送ったが、それについての返事はまだ届いていない。しかし、来訪の日程は早く決らないと準備に差支えるので、過日ドイツ大使館を通じ督促の措置を講じた。また加藤前会長の方からも在独の松田公使に電話で督促方の依頼をした。目下のところそのような状況である。(これについて事務局長より、その後松田公使から連絡があり、先方ではこのことについて29日に会議を開

き30日には電話で連絡があるとの由であった、と補足説明があった。）

ついで後藤委員長より、この招待計画の予算については要求より少ない査定となったが、このことについては学術振興会と文部省で善後策を検討して貰っている旨の説明と、西独から来日日程の連絡があった際は、準備委員会を至急開催し具体的検討を進めたい旨の発言があった。

- ② ドイツ文化情報センターの設置に関してコンスタンツ大学のパイゼルト教授との懇談会が去る3月20日に開かれ、私と岡本副会長、飯島広島大学長の3人が出席した。このドイツ文化情報センター設置の趣旨は、西独と日本の両国が学術協力をして、現在バラバラに行なわれている文化交流活動を統合し、そこで日独の共同調査や共同研究をやり、研究資料室の完備も図りたいというものである。過日の懇談会はこの文化情報センター設置について日本の学者の協力を得たいという趣旨のものであった。しかし、これを国大協としてやることは不可能なので、それぞれの大学や教官のあっせんを国大協が窓口になって進めようという返事をしておいた。

以上の説明に関連し後藤委員長より、この件は第5常置委員会に関係のある問題なので検討を進めたいとの意向表明があった。

#### 4) 第6常置委員会関係

都留委員長より、国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)に関して次

のとおり報告があった。

去る2月初め本報告書(案)を各大学に検討資料として回付したが、これに対してこれまでに35大学(学部や有志などのものを含む)から意見が寄せられたので、これを整理して資料をまとめた。これを基に本日午前中給与問題小委員会を開いて協議したが、この各大学からの意見の中に「制度に関わる問題は国大協内の各方面の意見、特に第1常置委員会の意見をきくべきではないか」との意見が多かったので、小委員会としては関係委員会との意見調整を図るため第1常置と第6常置の合同小委員会を設けてこの問題を審議し、6月総会までにこの問題を煮詰めたいということになった。ついては、この合同小委員会の設置について理事会のご了承を得たい。

それと今一つの批判的意見として、この改善案では助手階層の実態についての把握が不十分であるとの指摘が多かったので、各大学における助手定員の使い方、仕事の内容等について調査をする必要があるということになった。それでこれについての照会を各大学に出したいと思うので、この件についてもご了承を得たい。

以上の2つの提案に対し協議の結果、第1の合同小委員会設置の件は、第1常置委員会の方でまだこの大学教官の職階制や任期制等の問題を制度問題として検討していない状況からして小委員会レベルで討議することは無理であるとして、まず第1常置で本日の提議を審議しその態度を決めたいとえ処置することとなり、

この提案は保留となった。第2の助手階層の実態を調査するに件については、異議なく了承された。

ここで会長が所用のため退席されたので、岡本副会長が議長を代行し、議事を継続した。

(7) 国際大学協会日本協会の理事および監事選任について

このことについて事務局長より次のとおり説明があり、了承された。

先般国際大学協会の日本における連絡機関として「財団法人国際大学協会日本協会」が設けられたが、今回同協会より国立大学側の加盟大学のうちから理事4名、監事1名を推せんされたい旨の申越しがあつた。ついで、国立大学からは、既に前会長の加藤東大教授が理事長として1名加わっているので、理事の残3名を、林東京大学長、岡本京都大学長、それと元官立大学および理科学系大学側から川上東京工業大学長にお願いし、監事には新制大学および文科系大学側から谷田お茶の水女子大学長にそれぞれお願いしたいと思うが差支えないか。

以上で協議を終り、次回は6月10日(月)午後1時より開催することを取り決め閉会した。

### (3) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和49年1月26日(土) 10時~13時

場所 国立大学協会会議室

出席者 谷田委員長

植村、奥野、川上、清水、丸井、高橋、曾沢、小島、菅、中村各委員  
肥田野、小西、佐藤、猪岡各専門委員

谷田委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長よりつぎのとおり新委員および専門委員の紹介があつた。

委員	岩手大	植村定治郎
〃	旭川医大	山田守英
〃	東京工大	川上正光
専門委員	東京教育大	佐藤親雄
〃	東北大	桑島治三郎
〃	大阪教育大	猪岡武

つづいて10月17日の委員会議事要録および11月29日の小委員会議事要録の朗読があり、一部削除ならびに字句修正のうえいづれも承認した。

#### 議事

##### ◎ 身体障害者の受入れについて

委員長より、この案件については議事録にもあるように、第一段階としてその実態調査をするということで、その調査項目の原案を佐藤専門委員にお願いしてあつたところ、配付資料のとおりその原案の提出があつたので、本日はこれを検討願いたい。ついで、まずは佐藤専門委員から概略の説明を願いたいと述べられた。

これに対し、佐藤専門委員より、説明に入る前に総会ではこの実態調査をすることについてどのように承認されたか伺いたいと質問があり、これに対し委員長より、総会では内容的なことについては触れることはできなかつたが、この委員会において問題となっていることについてこれから検討を進めるが、それにつき各大学の実態を伺うことになるのでご協力をお願いするという程度のことを述べて承認を得てある旨の応答があつた。

ついで佐藤専門委員より別紙「身体障害者の大学受験等についての質問調査項目」をもとにしてつぎのと通りの各項目につき概略の説明が

あった。

- I 身体障害者の受験について
- II 身体障害学生の入学について
- III 身体障害学生の学生生活について
- IV 身体障害学生に対する今後の課題について

以上の説明が終ったあと、委員長より次のような補足説明があった。

この課題には微妙な問題もあるので、実態調査的なことに留めた。今後の方針などのことを公に聞くとなると、大学としては答え難いということもあり得ることを考慮し、まず実情を伺い問題のある所を把握することを先決問題とするということで一応調査を試みることにした。以上の趣旨をご了解のうえご意見を承りたい。

以上の説明ののち次のような意見交換が行なわれた。

- 調査項目の内容であるが、肢体不自由者については文部省でも調査したことがあるが、程度によっては広い範囲になる。車椅子を必要とする者から実際には正常者と殆ど同じように取り扱ってよい者までいる。調査の対象をもう少し明らかにしなければ、答える大学としては困ることになる。
- 車椅子、松葉杖、介添者を必要とする者は明らかに分るが、たとえば視覚または聴覚障害者となるとどこまでを身体障害者といえるのかその限界は難しい。障害者とそうでない者とは二者択一的に分けることはできない。それには一つの幅があるので具体的に表わす必要があろう。
- 身体障害者手帳を持っている者とするというのも一つの判別方法であるが、手帳を持っていたりも比較的軽い者もいるし、また、身障

者であっても手帳を貰わない者もいるから、手帳を持っているいないで区別するのも問題である。

- 身障者の受入れについては大学の施設設備をどうするかが重要な問題であるので、その観点から考える必要がある。

その他調査対象の範囲をめぐって種々論議が交された。

ここで委員長より、個々の項目の検討の前に、この調査を趣旨としてはこのように進めてよろしいかと諮り、異議なく了承されたのち、引き続きつぎのような問題点につき意見交換が行なわれた。

- 具体的に、どういう障害者がどの学部・学科・専攻を受験し入学しているかに分けて書くこと。また相談があったなかったと分けて書くことも必要である。
- 入学するときの住居、通学など学生自身の生活上の問題と受入れる大学の方の問題とがあるが、そのいずれも書き出してもらいたい。
- たとえば色盲は、本人が隠している場合がある。それを言わせようとするのは問題がないかどうか。
- 調査対象の疑問点は、まえがきのところでこの調査の趣旨の中に述べておくことにしてはどうか。そうすれば各大学が判断して書くことになると思う。小委員会においてそれらのことを考慮に入れて、まえがきの内容も検討することにする。
- 入学後のトラブルのことが調査項目にあるが、入学試験の際の方法や問題点、その配慮のこともきく必要があるのではないか。
- 〔II〕の「身体障害学生の入学について」の(1)の表に「出身高校の種類」を追加するとよい。

- [Ⅲ]の「身障学生の学生生活」についての調査の対象になる大学は、実際に身障者の受験・入学につき経験をもった大学になることになる。
- この調査は、身障者に対する前向きな態度についての調査か、単なる実態の調査か。
- 現在の大学が、困難はあるが身障者を受入れている実情と、どうすれば受け入れられるかの調査である。各大学が一律に門戸を開放するのはむしろいいことだが、基本的な考え方の方向としては身障者なるが故に国立大学は受け入れられないということはない、という考え方である。どう処置すればどこまで可能かということを実証して行く姿勢である。
- この調査には、個々の大学の問題として聞く事項と大学全体の立場で聞く問題とがある。[Ⅲ]までは個々の大学に聞く事柄で、これがこの課題の出発点でもある。その限りで答えればよいのであって、たとえば身障者のための大学を設けるなどの予断を入れる必要はない。
- [Ⅳ]のところで、国立大学としての今後の一般的な課題としてどのような意向をもっているかを聞いているのではないか。
- [Ⅳ]の(2)の「身障学生の生活について」の各事項は、質問形式にすれば[Ⅲ]の「身体障害学生の学生生活について」の質問事項にうまく吸収されるのではないか。なお[Ⅳ]の最後に、「ブロック別あるいは全国的にやることについては、どのように考えているか」という質問事項を一つ追加した方が整理されるのではないか。ついでに[Ⅳ]の(3)「身障学生の卒業後の措置について」も質問形式で実際にどのようなことをしているかという聞き方にした方が実態調査的でよいのではないか。
- [Ⅳ]の(1)に推薦入学制に関する質問事項があるが、これは一般学生と取扱い上の差別問題を引き起こすことになるおそれがあるので適当でない。
- この調査を回答するのは学生部が担当するのか。[Ⅳ]の(1)の「身障者の入試について」の質問事項には学生部だけでは答えられない内容がある。この部分はむしろ今回は削除してつぎの段階で検討することにしてはどうか。
- [Ⅳ]の(1)の質問事項は削除し、また(2)は[Ⅲ]に組入れることにする。
- この調査の取り扱いが勿論のこと、調査結果の取り扱いも慎重にされたい。調査そのものが差別を誘発することのないようにじゅうぶんに配慮されたい。  
概ね以上のような意見交換が行なわれたあと、委員長から本委員会の今後の作業の進め方についてつぎのように諮り了承された。
- ① 以上の身障者の受け入れ問題については、佐藤専門委員を中心に小委員会において、本日の意見を考慮にいれさらに原案をまとめ次回に提出することにする。
- ② 総会において、入試期のⅠ期・Ⅱ期問題の検討促進につき強い要望があったので、この問題を2月14日の午後に入試期特別委員会との合同会議で協議することになった。そこで同日の午前10時～12時まで小委員会を開き本日の原案のまとめを検討する。
- ③ つぎに小委員会の原案を本来ならば親委員会に附議し、承認を得たうえで理事会の了承を得て各大学に照会するのが通例の進め方であるが、理事会開催日程との関係で場合によっては、親委員会の各委員には小委員会の原案を送付し、文書をもって承認をもとめるこ

ともありうることをご了承願いたい。

なお、以上に関連し、小委員会の構成について次の提案があり承された。相磯千葉大学長が小委員会のメンバーに加わっていたが、先般副会長に就任された関係で本委員会委員を退かれたので、その後任に、奥野宇都宮大学長に参加をお願いしたい。

#### (4) 第2常置委員会・入試期特別委員会との合同会議議事要録

日時 昭和49年2月14日(木) 14時～17時

場所 国立大学協会会議室

出席者 (第2常置委員会) 谷田委員長

山田, 松永, 植村, 奥野, 清水, 丸井

曾沢, 小島各委員

肥田野, 安倍, 小西各専門委員

(入試期特別委員会) 相磯委員長

白淵, 加藤, 北村, 中村, 芦田, 池田

許斐各委員

谷田第2常置委員会, 相磯入試期特別委員会の両委員長主宰のもとに開会。

#### [議事]

##### 1. 国立大学の入試期について

まず、前回(12月11日)議事録要の朗読があり、出席者に松永委員を追加し、さらに一部字句修正をしてこれを承認した。

つぎに相磯委員長より、本日の合同会議開催の趣旨について次のおり述べられた。

国立大学の入試期の問題については、昨年12月の総会において、谷田第2常置委員長および入試期特別委員会の私からそれぞれ審議経過の報告を行なった。その要旨は本日配付の資料に載せてある。ところで入試Ⅰ期、Ⅱ期校の問題は学長の間に関心の高問題であって、非常に活発な論議が交され、1本化すべきだとい

う熱心な意見がかなり多くの学長から述べられ、この総会でまとまるのであればまとめてほしいというような要望もあった。しかしこの委員会でも更に検討を重ね、次回総会までに国大協としての見解をまとめるように努力することで承された。そこでこの問題の今後の進め方について協議願いたく本日の合同会議を開催することになった。

以上の説明ののち更に同委員長より次のように提議があった。

前回のアンケート調査の結果を分析したところ意見がかなり分散していずれにもまとめることはできなかった。意見のなかには組み替えができるならば現行どおりだという意見も散見され、国大協の審議経過がかならずしも充分に理解されていないようにもとれるところもないではない。したがってⅠ期Ⅱ期の制度を残して2回受験のチャンスをおくという従来どおりの見解が一部の大学にあることも確かである。しかし国大協としては組み替えができないことも明らかであるのでこの議論をむし返すことはできない。逆に1本化となるとⅡ期校の中に現行どおりでよい。大学としてはⅡ期校であるからこそ優秀な学生を選べる利点があるという見解の大学が6大学ある。これは少数意見ではあるが無視できない意見である。つぎにⅠ期校で現行どおりを希望する大学が14大学ある。これはいずれも2回受験の原則論に立っているものと思える。その他に統一見解をまとめることのできなかった大学と結論を保留した大学がある。これらの意見を総合して今後どういう方法でこの問題の検討を進めていくべきか協議願いたい。

これに対しつぎのような意見交換が行なわれた。

○ この委員会で議論された経緯がそのままの



形で各大学に伝わるといえることはない。組み替えが困難だという結論になって前回のアンケート調査になったのであるが、その回答には組み替えを考えることを前提にした回答もみられる。つぎに各大学の回答も全学的な委員会において充分論議された結論であったとは考えられない。また各大学の全学レベルで考えられるアンケート調査そのものが可能かどうか、もしできるとすればほぼ全大学一致の意見がでるまで今後何回か繰り返すことも一つの方法であろうが、おそらくそれは困難であろう。

- この委員会で議論になった段階でもⅠ期校、Ⅱ期校のメリット・デメリットはどこにあるのか明らかにされなかった。総会においての意見のなかにⅡ期校の学生の劣等感ということがあったが、これは入試を1本化した場合に果して無くなるのかどうか疑問である。総会では入試2回制を固執する意見はでなかった。しかしすべての大学が2回制に反対していると決めることもどうかと思う。いずれにしてもこの委員会としては何等かの結論をださなければならないが、それには2回制のどこにどういったデメリットがあるのか、メリットは全くないのか。1回制のどこにメリットがあるのか、デメリットはないのか。それを積極、消極の両面から充分議論を詰めたうえ、場合によっては小委員会を設けるなどして一般社会もできるだけ納得（または首肯）するような結論をまとめて総会に提出すべきであろう。
- 総会での意見は殆どⅡ期校からであった。その意見も2回制は困る、これではやっていけないという強い要望であった。また幾つかのⅠ期校から、Ⅱ期校がそれ程困っているの

なら1回制にしてもよいのではないかというような発言もあった。あの雰囲気からすれば1回制の方向が強かったといえる。国大協の考えとして、もう一度アンケート調査をするということになれば問題は別にその方法を考えることになるが、あの状況のうえに立つのであれば1回制の方向に進めるべきだと思う。重要なことはⅡ期校の大学が教育上の問題からして2回制は困るという深刻な訴えに対し、Ⅰ期校からは1回制にすることは困るという意見は何もなかったことである。もしⅠ期校からそのような意見があれば同様の立場になるのであるが、それがなかったのであるから、Ⅱ期校の要望を汲みいれて問題を解決すべきだと思う。

- もう一度アンケート調査をするにしても、完全一致は無理であって、若干は独自の自主的判断に立って1回制の大勢に賛意を表しかねるとする大学の問題が残る。その扱いを考慮に入れておかないと従来と同じことを繰り返すだけのことになる。
- メリット、デメリットを明らかにすることも大事なことであるが相対的な問題としては、総会での意見にも、またアンケートの結果にも見られるように、組み替えの考えもある。しかし従来考えられたれ組み替えはできない。そうすると現行どおりということになるが、現行のⅠ期、Ⅱ期をそのままの形で将来もⅡ期校はⅡ期でなければならないという理由は見出せない。またⅡ期校からⅠ期にしたという要望を阻む理由もない。つぎに2回チャンスのことであるが、受験生にとって現行のⅠ期、Ⅱ期制が本当の意味での2回チャンスになっているのかどうか議論の余地がある。またⅡ期校の方からの考えに、自分の大

学を第1志望で受験する者の中から学生を選ぶことにメリットをおいて、その意味で2回制を支持する大学があるが、これは別個の問題で一般論では論ぜられない。

○ 比較的経費のかからない国立大学に2回受験のチャンスを与えようというところに2回制の基本的な考えがある。仮に国大協が1回制にすることに決めたにしても社会的な要請から拒否されることにならないか。また2回制反対、1回制賛成の意見も、全国の国立大学の学部・学科も含め理想的、合理的に完全に二分してもなおかつ1回制にメリットがあるといえるのかどうか。国大協が組み替えできないから2回制だということでは社会に対する説得力は乏しい。

○ その組み替え案には、総論のところでは形式的に反対はないが、具体的な各論の問題になると賛成の大学は殆どない。これをどのようにまとめるかは困難なことである。

先にこの委員会で考えられた「前期、後期3年毎の交替案」の煩わしさの解決も含めて実現できれば公平ということになるが、呼び方は違っても、分けたものがパーマネントになると結局は同じ問題になる。

つぎに1本化であるが、全大学が全部一せいにという考えに立つと難しい。そこで、反対の大学の要望が生かされる余地を残して、大勢としては全国1回制にして各大学の自由選択にすることになればよいのではなからうか。これまで考えられてきたように、1本化だけあるいは組み替え案だけとなると各論のところでは不確かな答がでてくることになる。

○ 1回制を生かすのなら、原則は現行のI期に1回制とし、ある程度の期間(2~3年)

は大学の事情でI期にできないところは、たとえば現行のII期の時期にやってもよろしいということとはできないか。

○ 社会的、政治的な背景からすれば現行のような方法の残されることが望ましいかもわからない。しかし大勢がI期になって、II期に残った大学が果して優秀な学生を集めることができるかどうかは難しい。おそらく数年のうちにはI期にならざるをえなくなると思う。また地方の大学においては、II期を選択するとなると大多数の受験生が殺到する。そのための試験場、宿舎の確保などの問題から実施困難な事態になり、自由選択といっても自然な成り行きから1本化が実現することも考えられる。

○ 全大学一致ということはあるにない。またわずかの反対のために1本化に決めることもできないということでは議論のまとまるころはない。国大協は議決機関ではないという原則が前提にある。しかし委員会において重要問題を決めるからには多数決の原理は尊重されねばならない。

(このように国大協の会議のあり方、進め方、大学の自治についての論議が交された。)

○ 国大協が1本化を決めても、社会的に潰されるという考え方がある。高校長会議などでは2回チャンスの考えに立っている。しかしそれをどの程度にいかすかのことであるが、文部省の改善会議の考えにあるように、1本化にしてなお2回チャンスの道を残すことができれば社会を説得しやすいということである。

○ 2回チャンスの利点を残すことができれば、国大協の意見もまとまることになると思う。しかし最後は受験生、父兄即社会の合意

が得られるかどうかには帰着する問題であろう。改善会議の考えにあるように5%留保のことは、これを実際面でどのように運用するかの問題がある。

- 原則は1回制にする。しかしそれは漠然とした理由からではなく、2回制のもたらしている弊害と1回制の利点を充分まとめて説得にあたるべきだと思う。
- 文部省も2回制の立場であったのが、どうやら1回制に傾いてきた。この機会に1回制の方向に進むべきである。しかし現実の情勢からある程度の妥協はやむをえないことであるから、改善会議の考えも国大協は考慮してみるべきではなかろうか。自由選択にすることになると国大協の理念が不明確になるのではなかろうか。
- 自由選択ということは、国立大学の自治の尊重からくる手続上のことではなかろうか。
- 1本化について、文部省は国大協の見解をききたいと申し入れてきた。5%留保案を無理押しするとは考えられない。しかし、共通1次試験との関連があるので、6月の総会において、入試期だけをしかるべき時期に1本化するという程度のことだけを定めるのならよいが、それ以上のことに固定化することは疑問である。

ここで相磯委員長から、この会の方針として、1本化の方向で検討を進めることはどうか。その具体的な作業としては何等かの再調査をする必要があるかということになるが、もう少し今後の進め方についてご意見を伺いたいと提議があった。

このあと更に次のような論議が交された。

- 6月の総会にはいずれかに決めなければならないということではない。しかしこれ以上

放置することはよくない。何等かの結論は出すべきであろう。

- 高校側との合同の会合を開くことも考えられないことではないが、高校の選択に問題がある。むしろ国大協としては小委員会を設け1回制、2回制双方のメリット、デメリットを整理してみる必要があるのではなかろうか。
- 中国地区の高校長会議では、I期、II期と分けたのは受験生に2回のチャンスを与えたことで、その必要性は今でも変わっていない。むしろその再編成を要望している。
- 高校側の考えということがよく言われるが、それは高校の立場での考えではなく、父兄との連携で父兄の立場に沿っての考えではないかとみられる節がある。
- 高校はかならずしも2回制に固執しているとは思えない。共通1次試験が実施されることになれば、その段階では1回制に賛成するのではないかと思う。ただ、現在は、試験日に受験生の体の調子がよくなかったなどの事情を考慮し、恩情的な考えから2回のチャンスを主張しているのではなかろうか。

ここで相磯委員長から、1本化の線で作業を進めるとして、小委員会を設け、1本化の理由づけあるいは再調査の必要があれば、それらのことの検討をはじめめることはどうかと提議された。

これに対し次のような意見が述べられた。

- まとめの作業は小委員会が当たってもよいが、各委員は責任をもって1回制、2回制のメリット、デメリットを表にして提出することにはどうか。
- 前回のアンケート調査を行なうとき、丸井委員が1回制、2回制のメリット、デメリッ

トその他の問題点をまとめられたものがある。それを各委員に送付しそれぞれ補正してもらおうことにしてはどうであろうか。

- わたくし(丸井委員)が、まとめたものは共通1次試験には触れていない。また現行の2回制にメリットがないとか、1回制にメリットがあるなどと特に強調してはいない。いずれも素直に述べるのがこの委員会の趣旨であったと思う。
- 組み替えを学学位階まで下して組み替えできれば合理的な組み替えといえるが、それはできないだろうか。
- 国立大学の入学試験は、大学1本が基本である。ただ医学部だけは全国医学部長会議から全国I期の要望が出されている。
- 文部省は世論に弱い。受験生よりもむしろ父兄の側に国立大学が2回の入試をやれば、どこかに入れるのではないかという心情がある。組み替えができないのは国大協のエゴイズムではないかと疑われるおそれがある。
- 前に出された組み替え案はよくできている。しかし国大協としてはそれを実行することができない。仮に実行するとなればまた新たな問題がでてくるところに問題がある。
- 全大学がI期に試験をして、まずそれぞれ定員の70%をとる。つぎにもう一度全大学が一斉に試験を行なって残りの30%をとる、ということができれば、いわゆる公平な意味での2回制ということになる。改善会議ではこのような意見があったが採用されなかった。
- 現在の2回制は大学間の格差ができているところに基本的な問題がある。一大学の中で1期の学部と2期の学部に分けをすることは、同じ学内で学部の格差をつくることになるので問題はさらに深刻になる。

概ね以上のような意見が交換されたのち、委員長からつぎの提案があり、承認した。

- ① 小委員会を、松永、菅、丸井各委員、肥田野、安倍、小西各専門委員および第2常置委員長と入試期特別委員長をもって構成する。
- ② 各委員は、意見をまとめて小委員会に提出する。
- ③ 丸井委員はさきにまとめた資料をさらに整理し事務局に提出し、事務局から各委員に送付する。
- ④ 次回は、3月9日(土)10時~13時まで小委員会を開催する。

## (5) 第2常置委員会・入試期特別委員会との合同会議議事要録

日 時 昭和49年4月4日(木)13時~17時

場 所 学生会分館6号室

出席者 (第2常置委員会) 谷田委員長  
山田、奥野、川上、高橋、小島、中村  
(末) 各委員

肥田野、安倍各専門委員

(入試期特別委員会) 相磯委員長

松永、小山、北村、豊田、丸井、佐野  
増尾、井上、曾沢、中村(正)、山岡  
芦田、池田、許斐各委員

相磯入試期特別委員会、谷田第2常置委員会の両委員長主宰のもとに開会。

### 議 事

#### 1. 国立大学入試期の一本化について

初めに前回(2月14日)議事録要の朗読があり、一部字句修正のうえこれを承認した。

つぎに、相磯委員長からつぎの提議があった。

前回承認されたように早速小委員会を設け、首題のことにつき各大学から寄せられた幾つかの意見をも汲み入れ、いずれ各大学に送付することになるであろう資料の検討を重ね、配付資

料<国立大学入試期1本化に関する参考資料>のとおり、小委員会としての素案をここに提案した。本日はこれを審議願ひこの合同委員会の成案を得たくお諮りする。

つづいて資料の朗読があつたのち、小委員ならびに専門委員の方から、小委員会としてはできる限りすべての意見を汲み入れそれを集約し文章に現わしたつもりである。なお意見があればご指摘のうえご検討を願ひたいと付言があつた。

これに対し概ねつぎのような意見交換が行なわれた。

- この合同委員会において、一本化するかどうかを検討するのであるから、「まえがき」の文中の「総会の席上において一本化の強い発言があつたのでこの総会の意向にそつて一本化の方向で検討を進めた」というような表現はわざわざ述べなくてもよいのではなからうか。
- 附表1の学部区切り方の基準がはっきりしない。また(注)の「□印は著しく差がある学部を示す。」という説明は不十分な点があるので検討の要がある。
- これまでは、国大協の立場からだけの見解をまとめることで進めてきた。今後の進め方としては高校サイドにもコンタクトして高校側の意見も聞く努力をするべきだと思ふ。それにはこの資料を大学だけでなく高校側にも流してはどうか。
- 国大協の意見が固まる前に高校側の見解をきくことは望ましい。しかしそれにしてももう少し国大協内部の意見調整を進めるべきではなからうか。
- 高校側意見のきき方には、極めてデリケートな問題がある。総会の了承を得たうえで、

この資料は高校側に流すべきではなからうか。

- 高校側の確かな意見をきくことも容易でない。かつて入試改善会議の小川会長がこの会議に出席して、一本化について説明があつた。その説明の中で補正手段を残して一本化することになるろうが、その補正手段すら難しいということであつた。しかし小川会長の意見は高校・大学双方をもって構成された会議においてほぼまとまつた意見ではないかと思ふ。
- 高校側の意見をきくことなく国大協が一方的に決めることには問題もあるが、しかし高校サイドに一本化反対の意見が出た場合、よく問題点を突き詰めてもらえば、2回制には高校での成績が低い者が入学できて、高い者が入学できないという致命的な矛盾があることがわかるはずである。
- 父兄が2回制に反対する理由は何であらうか。それを問い詰める必要がある。2回やればそれだけ多くの者が入学できるというイメージがあるのではなからうか。
- 高校サイドから2回のチャンスを与えよという理由はどこにあるのか。国立2回受ければどちらかに入る可能性があるということからのためではないかと思ふ。これらのことは公の場では容易にできないが、その辺に真意があるのではなからうか。
- 第2志望からも相当数の入学者を選抜する大学もある。それらの入学者は志望大学には入れなかつたが、かなり近い大学に入学できたことを満足している。一本化になるとそれが無くなるので、これに対する説得理由を国大協は用意しておかなければならない。2回制のメリットはここにあるのだと強調してく

ることはじゅうぶん予想される。

- 大学受験は特定大学の特定学部を志望することが基本でありたい。どこの大学のどの学部でもとにかく入学できさえすればよいということでは割り切れない。
  - 国立大学の入試期の問題を国大協が検討するのに、高校側に対する説得工作まで考慮に入れて検討しなければならないのか。国大協は国立大学の立場で考えをまとめればよいのであって、あとのことは文部省なり高校側が調整することになるのではなからうか。
  - 国立大学の入試は従来国大協・文部省・高校3者の一致した見解のもとに実施されてきた経緯がある。これを法制化するという事になれば、政治的に潰されることもありうるが、いまは入試期の問題につき外から一本化を希望する声もあるので、それが表面化する前に国大協はこの問題についての考えをはっきりしておこうということである。
  - I期・II期の問題は、ここでは国大協の問題として検討すべきことである。高校・受験生ないしは父兄に対する答弁は、国会において文部省が文教政策のうえから責任をもって答える問題である。国大協の見解がまとめればそれにより文部省は入試改善会議で審議し決定して通達を出すことになる。国大協は高校側のことも考えながら検討を進め見解をまとめるが、その責任は教育面に限定され行政面の責任は負わない。
- 概ね以上のような意見交換が行なわれた。

つぎに相磯委員長から今後の作業の進め方につき諮り、資料<国立大学の入試期に関するアンケート調査について(照会)[案]>の修正作業が行なわれたのち、別紙のと通りの成案が承認され、これにより回答期限を5月

31日までとして国立大学を対象にアンケート調査をすることになった。

## 2. その他

谷田第2常置委員長からつぎのことが報告された。

- ① 身障者の入学問題については、今回は経験のある大学から報告を伺うことにとどめる。
- ② 大学入試の際に受験生が提出する健康診断書が昭和50年度から高校における最新の健康診断結果の一部を調査書に転記する方法に改められることになった。

## (6) 第3常置委員会議事要録

日 時 昭和49年4月22日(月)10時~12時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

船山(代、岡路)、岡本、綿貫、博田、加藤、豊田、砂崎、山田、平、安達、北村、永松各委員

栗冠専門委員

広根委員長主宰の下に開会。

先ず委員長より、船山委員(北海道教育大学長)の代理として出席された岡路学生部長の紹介があり議事に入った。

### 1. 課外活動中における災害事故に関するアンケートの処理について

委員長より、昨年の総会(48.6)以後今日までの経過について説明があり、次いで小委員会でもまとめた「アンケート集計」に基づいて担当各委員より項目別に次のような説明があった。

- 綿貫委員：全般的集計結果について説明

#### I 課外活動中に発生した事故

- (1) クラブ活動中に発生した事故

(2) クラブ活動以外において発生した災害  
事故

## II 課外活動中に発生した災害事故に対する 大学の措置

- (1) 医療費の支給者
- (2) スポーツ傷害保険契約について
- (3) 医療費等に対する援助について
- (4) 医療費以外の費用について
- (5) 課外活動中に発生した学生の災害事故  
に関する関係教官等の個人的負担
- (6) 自由意見

- 山田委員：医療費（30,000円以上）の面から見た場合の集計により説明
- 栗冠専門委員：医学的な面から「課外活動中に発生した事故及びクラブ活動以外において発生した災害事故疾病別分類」により説明
- 永松委員：「大学がとった具体的責任の内容について」集計したものについて説明  
それぞれ詳細に説明があった後、各委員会で議論された主な点は次のとおりである。

- ① 課外活動をどのように位置付けるのか。  
また顧問教官をはっきり位置付けすべきである。
- ② 具体的に報告書を作成する場合、大学の責任等を実例を示して述べて頂きたい。  
(法律的な面)
- ③ 課外活動の事故においては「学校安全会」に入会するのが望ましいが、学生問題とも関連するので難しい。
- ④ 課外活動費の大幅アップと顧問教官の旅費を増額するようにすべきである。
- ⑤ 各大学に集計結果を公表する場合、大学名等は削除すること。
- ⑥ 顧問教官等の経費が少額なので、国大協の予算の要望書を作成する際に取り上げて

頂く。なお、総会においても推進方を願  
いする必要がある。

大要以上の点が議論された。

## 2. その他

- (1) 委員長より、スポーツ安全協会より最近の同協会資料 ①スポーツ安全協会傷害保険の解説（昭和49年度） ②スポーツ安全協会傷害保険のあらまし（昭和49年度）③スポーツ安全協会傷害保険について（昭和49年3月）の送付があったので、各大学の参考として学生部長宛に送付してはどうか諮られ、了承された。

### (2) 次回開催日

6月の総会第2日午前中に常置委員会を予定しているので、それまでは開催しないことにした。

## (7) 第5常置委員会議事要録

日 時 昭和49年3月2日（土）10時～13時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 後藤委員長

大原、玉山、水戸部、桜場、牧、井上、芦田（議）、西沢、日高、小池各委員  
白倉専門委員

説明員 文部省 植木留学生課長他1名

後藤委員長主宰のもとに開会。

### 議 事

- ◎ 「外国人教員、在外研究員、留学生等に関するアンケート」の処理について

初めに委員長より、次のとおり述べられた。

本日はさきにアンケート調査の回答の整理を白倉専門委員にお願いしていたところ、別紙のとおり資料の提出があったのでこれにより説明を伺い、その後でこの問題のこれからの進め方

を協議願いたい。また、本日は後刻植木留学生課長が出席されることになっており、高等教育計画課からは杉田事務官が出席されたので、よろしく願いたい。なお、留学生課長に出席をお願いしたのは、最近東南アジア地区で反日運動的な動きがあり、このことと留学生問題との関わりなどについて話を伺うためである。留学生の制度あるいは給与などについては、これまでこの委員会から要望書を出し、かなり改善されたが、帰国した留学生がそれぞれの本国でどのような立場におかれているのか、制度や給与の改善だけでよいのかどうか、第5常置委員会としても、その他に留学生に関する大学側の考えを再検討する必要があるのではなかろうか、などについて更に考慮の要がある。それで最近東南アジア地区を視察された留学生課長の話を伺うことはどうであろうかと考えその由を相談したところ、快諾を得たので本日出席をお願いした次第である。

つぎに、本日の議事ではないが、昨年6月の総会において委員長の選任のあった際、わたくしが学長(大分)に三選されることは全く予期していなかったし、また任期も1月までであったので、委員長の交替をお願いしておいた。ところがまた学長(大分)に選ばれ2年間勤めることになったのであるが、第5常置委員長をこのまま続けるべきか疑義がないわけではないので、このことについてよろしくご協議願いたい。

これに対し委員長の継続を全会一致で要望し、後藤委員長の留任が決定された。

つぎに、前回(昭和48.12.11)議事録の朗読は省略したが、事務局からの提議により一部修正を行なった。

つづいて白石専門委員から別紙資料に基づき、本日は整理番号1(北海道大学)から30

(電気通信大学)までの分を別表にあるように整理してみた、と前置きして概略の説明があった。

説明の主な項目はつぎのとおりである。

- ① 外国人教師および講師について
- ② 外国人教員の宿舎について
- ③ 文部省在外研究員について
- ④ 外国人留学生の宿舎について

その他、幾つかの回答例を朗読しながら説明があったのち、各委員からつぎのような意見が述べられた。

- 在外研究員についての調査に関連して各大学の教員数を調べたが、これに助手を含めたものとそうでないものがあるようである。ここで助手を含めて考えるべきかどうか。
- 助手の扱いは、各大学・学部で異なるので教員総数に入れるかどうかの問題が前提にある。
- 在外研究員の平均年齢は長期が37才、短期が47才くらいのものである。
- 専門領域の外人教師は、それ相応の待遇をしないと招へいが困難である。
- このアンケートがまとまったら何らかの要望を出すことになろうが、第5常置委員会は国際交流を考える場合に何を目差して検討すべきかの問題がある。
- 差し当りは、白倉専門委員に引き続き整理をお願いし、それができ上った段階で問題点を調整することにしてはどうか。
- 文部省にもこのデータによりどのような問題点があるかをご検討願いたい。

以上のような意見が述べられたのち、データの整理は4月一杯くらいにまとめることにし、更に委員長から本委員会としては昨年は、外国人教師の宿舎を中心に取り上げてきたが、今一



つの問題として外国人教師を日本の公務員なみの扱いにする問題があり、これについては文部省および関係機関において検討が進められている、と述べられ、ついで植木留学生課長が出席されたので、東南アジア地区の留学生の帰国後における最近の動静につき、その状況を伺うことにしたいと紹介があった。

植木留学生課長より、アジア地域の諸国の帰国した留学生の問題について概ねつぎのような説明があった。

留学生総数5,000人のうち、アジア17カ国から3,900人つまり78.1%が日本に留学している。そのうち国費550人、私費3,300人でその主な国は台湾、韓国、ベトナム、タイ、マレーシア、インドネシア、ホンコン等である。

日本に留学の動機は①日本の学術・科学技術水準の優れていること、②日本の急速な近代化、経済発展を勉強したいこと、③同じアジアの国であることから親近感があること、④欧米留学に比較して距離的に近く経済的にも負担が軽いこと、⑤旧宗主国との関係（日本の国際的影響力とも絡み）などである。

アジアの留学生の特色は、欧米の留学生に比べて、かなり長期間日本において勉強し、学士号ないしは学位号をとって帰国したいということである。欧米の留学生は学位などは帰国後それぞれの本国でとっている。また欧米の留学生は日本研究を志望する者が多いが、アジアの留学生は理工系あるいは経済、経営学の勉強を志望するものが多い。

つぎに日本留学の動機を逆の面からみると、アジアの留学生が日本留学に向いていない側面がある。それは①日本語が難かしい、②日本語の国際的通用性が乏しい、③帰国後の留学生がそれ程高く評価されていない、④日本の大学の

外国人受入れが充分でない、⑥生活習慣が異なっている、などのことがアジアの留学生から指摘されている。

次に留学生の問題点であるが、例は古いが過去の研究資料によると、戦前に中国から多数の留学生を受入れたが、その多くが反日的になって帰国したという例がある。その原因としては①中国人側にも日本留学の考えに誤りがあった。それは日本を学びに来たのではなく、日本の優れた科学技術ないしは日本にある西洋を学ぶために来た。②日本側の留学生受入れ態勢が充分でなかった。③日清戦争以来急速にもたらした日本人の優越感が不成功の原因であった。その対策としてつぎのことが考えられる。

- ① 日本語を尊重する空気を広げること。
- ② 質的にもっと優れた留学生を迎えること。
- ③ 教育はもっと厳格であるべきこと。
- ④ 下宿での扱いの問題があったこと。
- ⑤ 日本人教育の再教育をすること（日本国民の中に中国排斥の傾向があったこと）。
- ⑥ 日本文化を世界に分りやすく紹介すべきであったこと。

これらのことは、現代に当てはまることで参考になると思う。

つぎに帰国後の問題であるが、

#### (1) 就職の問題

帰国後の就職を把握することは難かしい。日本国際教育協会が数年毎に帰国留学生名簿を作成しているが、マスコミなどで誇張しているようなこととは異なり、相当な社会地位に就いて活躍しているとみられる。一般的に言えることは、日本に来た留学生は欧米のそれに比べてまだ若いので、それ相応の格差はある。したがってこれからの活躍が期待されているのであって、差別されているということではない。なお、

人材養成計画に乗って日本の留学から帰国した人達の地位は相当高く評価されている。しかし医師免許など高度の専門技術を要する分野においては、日本での免許がそのままでは通用しないようである。

## (2) いわゆる反日感情の問題

帰国留学生が日本に対しどのような感情をもっているかということであるが、国費の帰国留学生は是非もう一度日本に来たいという希望をもっている者が圧倒的に多い。不満であることは日本の大学の受入れ態勢、宿舎、日本の一般社会の彼等に対する見方などであるが、基本的に反日感情を抱いているということではない。ただ帰国後、日本系の企業に勤めた者が、アメリカ留学から帰国してアメリカ系の企業に勤めた者に比較して給与の格差が大き過ぎる、という給与と地位の平等待遇の主張は強いようである。その他に日本語が役に立たないということもあるが、問題は帰国留学生と日本との連絡をどのように保つかということである。最近では大使館主催の親善パーティあるいは自発的な同窓会なども催されているが、日本側との連絡は日本国際教育協会がアフターサービス事業として学会誌、専門誌を送付し感謝の返信ももらっている。つぎに、大学と帰国留学生の連絡を維持するのに、文部省はどのような援助をすればよいかということであるが、たとえば大学が紀要などを帰国留学生に送ることについて、予算措置があることが適当であるということであれば、その面の努力をしたいと考えている。また再入学のことであるが、これは指導教官が大学を通じて大学推薦採用の方法を活用されればよるしいではなかるうかと考えている。

以上のような状況であるが、全般的な感じとしては、留学生制度を短期間的に効果を上げる

親日家養成の手段として考えることは問題である。留学生制度は、本来、日本の大学で教育を受けるあるいは研究に従事したいというアカデミックな志望を生かそうというところに基本的な前提がある。それには長期的な努力と相互理解の積み重ねが必要で、それによって効果が期待されるものと考えている。

以上の説明が終ったあと、概ねつぎのことについて意見交換が行なわれた。

- ① 学位取得のための案内書が分りにくいこと。
- ② 留学生の日本語教育が充分でないこと。
- ③ 留学生の指導を引き受けた教官の研究費増額のこと。
- ④ 学位の案内書は、各大学毎の詳細な案内書作成のための予算措置もできた。いずれ各大学に依頼があるから協力されたいこと。
- ⑤ 日本語については、チューター制度が設けられておりそれに要する日本語補講のための謝金は若干各大学に配付してあること。
- ⑥ 留学生受入れのための経費は最低16万最高26万であるが増額の努力は続けること。

以上のようなことにつき意見交換が行なわれたのち、委員長から次の2点について説明があった。

- ① 前回議事録にある文化協定未締結国との文化交流の促進の件については、その提案者であった鐘ヶ江委員よりそう強い要求ではないとの意向表明があったので、1月早々小委員会を設けて審議するということは取止め、将来検討することとしたい。
- ② 西ドイツ学長招待のことについては昨日西独学長招待準備委員会が開かれ、具体的な検討が進められている。予算的見通もついたので、去る1月30日会長から6人の学長を10月

初めに招きたいという招待状が西独学長会議に出された。それに対する返信はまだ届いていないが、DAADや西独大使館からは協力する旨の回答があった。経費の点については約100万円くらいの不足があるが不足額については文部省と日本学術振興会に配慮方を要望している。

## (8) 図書館特別委員会議事要録

日時 昭和49年4月23日(火)10時30分～14時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 谷口委員長

実方、今井、川上、清水、北村各委員  
高木臨時委員

吉武、日高、深川、佐藤、佐竹各専門委員

谷口委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

昨年8月25日に本特別委員会を開催した後、数回にわたって小委員会を開き二つの作業を進めてきた。一つは49年度の概算要求についての要望書の作成である。これはかなりの効果があったと思う。たとえば図書館維持費の増額、人員の増加が例年に比較し多くの伸びがあったと見られる。もう一つは第二次報告書の作業である。これについてはその第一段階の作業として各大学に求めたアンケートの結果につき、各小委員会において分担し集計作業を進めてきた。昨日の小委員会においてその結果を披露し意見を交換したところ小委員会としての一応の方向がまとまったので、本日はそれを各提案担当者から報告を願った後、それについての意見をお伺いしたい。なお配付してある報告書の主な検討項目についても改めてご検討のうえご指摘を願ひ、

今後のまとめの作業方針についてご協議をお願いしたい。

### 議事

#### 1. 図書館に関する調査研究報告書の作業について

まず前回(48年8月25日)の議事要録の朗読がありこれを承認した。

つぎに委員長から昭和49年度の図書館予算の主な事項につき次のとおり報告があった。

① 図書館予算の総額は37,600万円で3,800万円増額。②定員は27名の増員となる。ただこの増員のうち、2～3の大学の特殊な事情から9名程がはりつけになる模様である。③図書館職員の海外の図書館事情調査のための旅費は若干増額になるなど幾らかの改善がみられる。これらのことは今後も図書館改革の啓蒙を重ね改善を進めていかなければならない問題である。

つづいて各提案担当者から、それぞれ資料にもとづきつぎのとおり説明があった。

- 1 大学図書館予算に関するアンケートの方針  
高木臨時委員
- 2 図書館予算の増額(維持費、図書費共)  
吉田専門委員欠席のため高木臨時委員
- 3 中央館の施設・設備の状況について  
佐藤専門委員
- 4 大学教育と図書館  
日高専門委員
- 5 図書館職員の養成・待遇および図書館情報学の振興  
深川専門委員
- 6 学術情報体制と大学図書館  
今井委員

以上をもって報告を終った。

つづいて委員長から、小委員会においてはこれを土台にして成文化を進め、ほぼまとまった

ところでもう一度本委員会に提案する予定にしている。特に意見があればご指摘願いたいと語った。

これに対し、委員会として格別の異議はなく今後の作業の進め方につき小委員会に一任することになった。

なお、昭和50年度の概算要求に関する要望書については、激しい物価上昇を考慮に入れ、それ相応の姿勢で要望書の原案を作成することとし、その作案は、小委員会に一任することにした。

以上をもって本委員会を終了し、引き続き小委員会を開催。

早速今後の作業日程につき協議し、別紙<図書館に関する調査研究報告書の作案日程>を了承し、これにより今後の作業を進めることになった。

(別紙)

図書館に関する調査研究報告書の作案日程

49.4.23 小委員会了承

5. 30 (木) 作案担当者は、原案を事務局に送付する。
6. 5 (水) 10:30~ 小委員会。原案を検討  
16:00 する。
7. 3 (水) 10:30~ 小委員会。原案の調整  
13:30 を完了する。
- // // // 14:00~ 親委員会。原案を審議  
16:00 し承認する。
- // 5 (金) 印刷に発注する。
- // 31 (水) 印刷完了。
8. 9 (金) 各大学に報告書(案)を送付する。これに対する意見を求める。
9. 20 (金) 各大学の回答をメ切る。

10. 9 (水) 印刷に廻す。
11. 上旬 理事会に提案。新聞記者に事前レク。
11. 13 (水) 報告書(案)を総会に提案。
- // 14 (木) // // 採択。
- // 15 (金) 報告書を事務連絡会議に配付。
11. 下旬 報告書を各大学に送付する。

## (9) 入試改善調査委員会議事要録

日時 昭和49年1月25日(金)13時30~14時30

場所 国立大学協会会議室

出席者 岡本委員長

実方、松永、相磯、谷田、湊、小山、川村、桜場、丸井、榊原、増尾、細川、菅、飯島、長瀬、黒田、中村各委員

### 1. 入試調査特別委員会

委員長挨拶、入試改善調査委員会に切替えた。

### 2. 入試改善調査委員会

- (1) 前回(48.12.6) 議事要録朗読、承認。
- (2) 各専門委員会審議状況等

#### ① 実施方法等調査専門委員会

加藤委員長欠席のため湊委員より説明があり、資料により、共通入試実施機関の構成、分担業務、および実施の際の各作業段階、等について説明された。説明および、質疑応答中出た問題点はほぼ次のとおりであった。

イ. 実施機関の構成のうち、評議員会、運営委員会、所員会等の上部機関についてはまだ充分考慮していない。

ロ. 問題印刷は、1人分150—200頁が予想

されるので大きな問題であるが文部省から大蔵省に（印刷局引受につき）充分依頼する意向である。

ハ. 受験料徴収は共通一次の方を別に行えば少し労力が増す。

ニ. 同点者の問題は東大の実例ではそれほど多数にはならない。

ホ. 監督者は主として実施大学から出す。

## ② コンピューター専門委員会

小野委員長欠席により湊委員より報告あり、資料（49.1. 21議事要録）により、予備実験の予定につき

イ. 日本電子計算（J I P）社内で、100—110名程度で行う。

ロ. 問題原稿、採点シートの作成は完了した。

ハ. 科目別実施予定日時

等説明あり、採点シートの実物を回覧された。

## ③ その他

イ. 副委員長については、加藤、谷田両氏に引続きお願いしたい。

ロ. 総報告書のまとめの方法は委員長が副委員長と相談してきめることになった。

## (10) 入試改善調査委員会と各科目別研究専門委員会委員長連絡会議との合同会議議事要録

日時 昭和49年1月25日（金）14時30～17時

場所 国立大学協会会議室

出席者 （入試改善調査委員会）

岡本委員長

実方、松永、相磯、湊、小山、川村、

桜場、丸井、楠原、増尾、細川、菅、

飯島、長瀬、黒田、中村各委員

（各科目別研究専門委員会委員長連絡会議）

松村（代秋山）、勝部、本間、木村（代上横手）山田、浮田、柘植（代森川）

渋谷、中村、永野、橋本、榊井各委員長

(1) 委員長挨拶、代理出席委員の紹介あり、ついで

(2) 科目別各委員会の作業進展状況につき地学、倫理・社会、政治・経済、日本史、世界史、

地理、数学、物理、化学、生物、英語、国語の各科目別に報告があった。各科目とも大体

① 作業順序はイ.既出問題の検討、ロ.同客観テスト化、ハ.モニター検討、ニ.標準問題作成、ホ.モニター会議、ヘ.まとめの順序になっている。

② モニターはブロック各県1名で6、7名程度が多い。

③ モニターの関与段階や委員との予備的な話し合いなどは科目により多少の差がある。

④ 48年12月中に作業を終了し、報告書も殆んど完成に近い科目が多い（1,2最終的な会議をさらに予定している科目もある。）

⑤ 結果的には、問題の客観テスト化はかなりの程度うまく行っているし、モニターも同意見だとする科目が多い。中にはかなり否定的（国語）や、甚だ良いから是非実施されたい（物理の大方のモニター）等の意見もあった。

⑥ その他、モニターからの問題の内容の是非以外にイ.出題範囲（特に理科I、IIの問題）ロ.共通一次試験の意義、用途（特に所謂足切り）、ハ.受験生の二重負担、等の問題につき危惧が表明された事が多かったと

報告された。ただし、イ. の出題範囲については中学校の課程を範囲に含めてよいとの意見もあった。

(3) コンピューター委員会につき湊委員からその審議状況について説明があった。

(4) 報告書につき、共通的な理解として

① 共通一次試験は本来国大協の発想から出たもので文部省からの発議によるものでない事を確認する。

② 問題の電算機処理を含む共通一次試験の可能性については前向きの姿勢が望ましい。

③ モニターの意見を入試改善調査委員会に feed back されたい。

④ 報告書の項目は固定せず、本日の会議内容を参考にして作成されたい。

等であった。なおその他に

⑤ 電算機処理の不適當な分野も指摘し、一次、二次の関係が明らかになるのが望ましい。

⑥ この報告が、各大学が共通一次試験に対する賛否決定の資料になり得るよう配慮すべきだ。

等の意見があった。

(5) 総報告書の提出時期は3月末までであるので、

① 科目別専門委員会、コンピューター専門委員会の報告は2月中に提出を要する。

② 入試改善調査委員会の総報告は科目別専門委員会と共同してまとめるべきである。(3月上旬頃に)

③ 3月中には中間報告程度にしかまとめられない。

等の意見があった。

なお、報告書の作成部数は40部程度とす

る。

(6) 昭和49年度入試改善調査予算内示額につき、事務局から資料により説明があった。

(琉球大学の委員会参加につき旅費の特別配慮を願う旨、九州地区より希望あり。)

## (11) 入試改善調査委員会と各科目別研究専門委員会委員長連絡会議との合同会議議事要録

日時 昭和49年3月15日(金)10時~12時

場所 学士会分館6号室

出席者 (入試改善調査委員会) 岡本委員長  
加藤、谷田各副委員長

相磯、湊、小山、川村、三上、細川、菅、円藤、長瀬各委員

(科目別研究専門委員会) 松村、本間、木村(代上横手) 山田(代広実)、浮田、柘植、渋谷、中村、永野、橋本、梶井各委員長

岡本委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より挨拶があり、ついで先般開催の入試改善調査委員会小委員会(3月7日)の議事要録の朗読があった。

議事

### ◎ 入試改善調査委員会の報告書について

委員長より、本日の議事に関して次のように述べられた。

本年度の入試改善調査研究は、それぞれの専門委員会のご努力により当初の予定どおり一応先月までに完了することができた。これはひとえに各委員長の熱意とご配慮のお蔭と深く感謝の意を表したい。

なお、この報告書は、印刷期間等の時間的關係もあって本入試改善調査委員会の委員長、副

委員長、関係委員等の間で相談して先月末に報告書原案を取纏め、これを印刷に付するという措置をとった。これについて、格別ご異議がなければ、ご承認頂きたい。

ついで委員長より更に報告書全般の概要について紹介があり、これについて意見交換があったのち、了承された。

## (12) 入試改善調査委員会議事要録

日時 昭和49年3月15日(金)13時~14時

場所 学士会分館6号室

出席者 岡本委員長

加藤、谷田各副委員長

相磯、湊、小山、川村、三上、細川、

菅、円藤、長瀬各委員

小野コンピューター専門委員会委員長

岡本委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より挨拶があり、ついで前回の小委員会(3月7日)の議事録の朗読があった。

議事

### ◎ 入試改善調査委員会の報告書について

委員長より本日の議事に関し次のように述べられた。

本年度の入試改善調査研究は、各専門委員会のご努力によって当初の予定どおり先月までに一応完了し、その結果をまとめて文部省に報告する運びとなった。この総報告書をまとめるについては、本委員会のご審議を願うのが筋であるが、先程朗読した小委員会議事要録にもあったように報告書の提出期限の関係もあり、止むを得ず委員長、副委員長、関係委員等の間で相談のうえ、先月末に別紙のような原案を取纏め、これを印刷に付する措置をとった。事後承認の形になるが以上の事情をご諒察のうえ何分のご了承を願いたい。なお、特に修正意見があ

る場合は校正の段階で訂正を行なうことも考慮しているのご了承頂きたい。

このあと委員長より、更に報告書の内容について詳細な説明があり、これについて意見交換があったのち、委員長報告どおり了承された。

## (13) 入試改善調査委員会議事要録

日時 昭和49年4月22日(月)10時~12時30分

場所 学士会分館8号室

出席者 岡本委員長

加藤、谷田各副委員長

実方、松永、相磯、湊、小山、桜場、

丸井、佐野、三上、増尾、細川、菅、

長瀬各委員

小野コンピューター専門委員会委員長

初めに岡本委員長より次のとおり挨拶があった。

昨年12月に前田委員長のあとをうけて委員長に就任し不慣れのため各位に一方ならぬお世話になった。各位のご協力により今回入試改善調査研究の48年度中間報告書ができたので、このことに関する協議を午前中に行ない、その上で本日午後開催される理事会にこのことを報告し了承を得たいと考えている。

本日の協議事項は①この報告書の配布計画、②この報告書に対する各大学の意見聴取、③この報告書の公表(記者会見)、等の問題のほか、④48年度入試改善調査研究の調査費決算、⑤49年度同調査研究の実施計画および予算、⑥同上実施計画の中の「試験問題実地研究」の実施要領、等であり、これらの問題についてこれからご審議をお願いしたい。

ついで丁子事務局次長より配付資料の説明があつてのち議事に入った。

議事

## 1. 報告書について

### (1) 報告書の配布計画について

このことについて鶴田事務局長より資料8に基づいて次のとおり説明があった。

- 印刷部数は「本報告書」、「附属報告書」それぞれ2,500部で、これの配布先と部数は別表のとおりである。
- 「附属報告書」の配布については、49年度における調査研究に関係を持つ向だけに限定し、それ以外には配布しない。
- 各国立大学には学内検討用の意味で本部3部、1学部当り5部の割合で相当数を配布することにしている。ただし、この1学部当り5部というのは一応の積算であって、学内での実際の配布は検討方法に応じて各大学で適宜考慮して頂きたい。なお、各大学への発送は大体4月末頃の予定である。
- 共通一次試験の調査研究結果についての各大学の意見をきくことは、49年度の報告書ができてからでは時間的に無理であるので、この中間報告によって意見を徴し、その意見を取り入れて本年度の作業を完成するようにしたいと考えている。

以上の説明に対して、学内検討用ということになるともっと多くの部数が必要となると思われるが、その場合どうするか、との意見が出され、これについては報告書を各大学に送付する際に「本報告書」についての所要部数をたずね、それに応じて増刷のうえ実費頒布の措置を講ずることとした。

### (2) 報告書に対する各大学の意見聴取について

前項で、この中間報告書により各大学の意見を徴することの提議があったことに関連して、その意見聴取の方法について論議が交され、概ね次のような意見が述べられた。

- 各大学に対しこの報告書についての意見照会をする場合、「十分ご検討の上」というような漠然としたきき方では意見が出しにくい。検討して貰いたい内容をはっきりさせ、回答のフォームを作って照会する必要があるのではないか。
- このような分量の多い資料は読むだけでも大変なので、全体の筋書(要約)を別に作って添付した方がよい。そうすれば関心も深まり、また理解もしやすくなると思う。
- この報告書は一読しただけではその内容を十分理解し得ないのではないかとの懸念もあるので、ブロック別でも説明会を開いたらどうか。
- 説明会を開くということは、国大協がプロモーターの立場をとるようにも受け取られる。国大協は共通一次試験の問題を純粋な研究課題として取り上げているのか、或いはプロモートすることまでやるのか。これは根本的な問題である。しかし、この報告書をこのまま各大学に流し放しにすることは問題がある。この報告書を初めて見る者には、共通一次試験の実施について中央機関でやることと各大学でやることとの区別の認識が簡単には得られない。その点から考えると、説明会を開催するか、或いは共通一次試験に関する業務を分類した説明書が必要と思われる。いずれにしても、まず上述の前提の立場をはっきりさせる必要がある。
- いずれにしても説明書を作る必要がある。これを作成するための小委員会を作り、5月一杯までに各大学に渡るようにしたらどうか。
- 説明会はぜひ開く必要がある。この調査研究に関係した者はこの内容についての事情が



分るが、一般の人にはこれを読んだだけでは十分な理解が得られない。そうするとアンケートをしても適当な回答しか得られないことになる。この報告書の内容を徹底して伝えるためには、説明会もブロック別でなしに委員が各大学を巡回してできるだけ多数の関係者に集まって貰って行なった方がよい。

- 各大学毎に多数の関係者を集めて説明会を開くとなるとプロモートの問題に関係してくる。公正を期するためには文書の説明書の方がよいのではないか。
- 説明会に余り期間をとられると本年度の調査研究の作業に影響する。その点も考慮しなければならない。
- 共通一次試験をやるかやらないかを決議する段階ではないが、これまでの調査研究の結果からこのような方法でやろうとしているのだということを十分に解説する必要はある。プロモートするというのではなく、これまで共通一次試験の技術的な面を研究してきた結果こうやればできるということの内容を明らかにする必要がある。
- 説明会で説明する際にどういう姿勢で臨むのか。今までの研究結果で、こうやれば可能であるとか、こういうメリットがあるとか、これからはこういう研究をするとか、それらの点が明確になっていないと説明ができない。研究結果を忠実に伝えて明確に理解して貰うことが肝要である。
- これからの調査研究を見越して説明するのではなく、これまでの状況を伝え、問題点を汲み取ってくる意味での説明会を考えればよい。共通一次試験については、その内容を知らないでの批判が多いので、そういう誤解のないようPRの尖兵の役割を果たす必要がある。

○ 説明会の趣旨は親切に理解させるということである。説明会を開くとなれば可能な形を考えなければならない。小委員会を設けて解説書を作り、それに加えてブロック別説明会を開き、その上で8月一杯くらいに回答を求めるようにしたらどうか。

○ 報告書を読んで意見を出してくれということでは漠然としてしまうので、報告書のこの箇所を読んでこの問題について答えてくれと指定してたずねればよい。アンケートの取り方によっては説明会を開かなくても真剣に読んでくれると思われる。

○ 解説書を丹念に作ることは必要である。一般の者にはこの報告書ができるに至った経過が分っていない。それと、報告書の内容のポイントを示すことも必要である。

概ね以上のような意見交換ののち、本報告書に対する各大学の意見を求めるには、アンケートの材料（解説書）を整備すること、および説明会を開催することが必要であるということに意見が一致し、その具体案を検討するため小委員会を設けることに決定した。

なお、この小委員会の構成は既設の入試改善調査委員会小委員会のメンバー7人に小野コンピューター専門委員会委員長を加えた8人とし、開催期日は5月2日（木）午前10時からとした。

以上のような結論となったので、本日用意された各大学宛の本報告書の送付通知と意見照会依頼の文書案（資料9）は、以上の趣旨を盛り込んだもの書きかえることとした。

### (3) 報告書の公表（記者会見）について

委員長より、本報告書について本日午後開催の理事会で了承が得られれば、そのあと午後4時より記者会見を行ない本報告書の内容

を公表することになっているが、これについては一昨日（20日）報道関係記者に対する「事前レク」が行なわれ加藤、谷田両副委員長および湊委員の3名が説明に当たられたので、その時の状況について報告願いたい、と述べられた。

これについて谷田副委員長より、一昨日の事前レクでは記者側から主として①共通一次試験が可能となった場合、実施の時期はいつ頃になるかという実施時期の問題と②共通一次試験が実施された場合、受験生は一次、二次2回の試験を受験することになり二重負担にならないかという内容的な問題、の2点について質問が集中した旨の説明があった。

## 2. 昭和48年度入試改善調査費の決算書について

このことについて事務局長より資料8に基づいて説明があり、異議なく承認された。

## 3. 昭和49年度入試改善調査実施計画書について

このことについて事務局長より資料5に基づいて次のとおり説明があった。

49年度の調査実施計画は内容的には48年度と殆ど同様である。ただ、49年度においては48年度における「実施に関する調査研究」、「標準問題作成に関する調査研究」のほかに新たに「試験問題実地研究調査」が加えられることになった。なお、この実地研究調査の対象人員は、当初1地区当り1,000名で7地区計7,000名の予定であったが、大蔵省の査定の結果、1地区当り500名、7地区計3,500名ということに変更された。この実地研究実施の具体案については、このあと改めて審議をお願いしたい。なお、48年度において実施したモニター調査は、49年度においては実施しないことにしている。

以上の説明に対し、49年度の調査研究の課題として二次試験のあり方——共通一次試験との組合せで第二次試験をどうすべきかについての検討が必要ではないかとの意見があり、この二次試験の問題については本来各大学が自主的に処置すべき問題ではあるが一応共通一次試験との関係からそのあり方の基本を明らかにしておくことは必要であろうということで、これを49年度の調査研究項目の一つとすることにした。

## 4. 昭和49年度予算について

このことについて事務局長より資料6に基づいて説明があり、異議なく承認された。

## 5. 昭和49年度入試問題実地研究実施要項(案)について

このことについて事務局長より資料7に基づいて説明があり、これに対し主に次のような意見が述べられた。

○ この実施研究の試験業務をこの案のように大学に担当させると大学の模擬試験と受取られる恐れがある。

○ この実地研究の主体は大学ではなく入試改善調査委員会とすべきである。

○ この案にある実地研究の試験期日を8月とするという点は、試験問題の作成、問題・解答用紙の印刷、これの試験場への送達等の関係からして到底不可能である。

○ 今度の実地研究に使用された試験問題は公表されることになるので、その作成は慎重を要し短時日では到底できない。

○ この実地研究が冬休み頃に実施されるとなると、大学受験期が迫っている高校3年生を対象とすることはむずかしいのではないか。

概ね以上のような意見が出されたあと、委員長より、この実地研究実施については問題が多々あるので根本的な検討が必要であり、

そのために小委員会を設けることはどうかとの提案がなされた。

これに対して賛意が表されたが、この小委員会を設ける前にまず各関係委員会の合同会議を開いてこの件を諮る要があるであろうということになり、次の要領により合同会議を開催することになった。

○ メンバー

入試改善調査委員会（委員長，副委員長）  
実施方法等調査専門委員会（委員全員）  
コンピューター専門委員会（専任委員5名）  
科目別研究専門委員会（12科目各委員長）

○ 開催期日

5月1日（水）午前10時より

## （14）西独学長招待準備委員会議 事要録

日時 昭和49年1月11日（金）14時～16時30

場所 国立大学協会会議室

出席者 林委員長

加藤（六）， 芦田， 井上， 飯島， 後藤  
池田各委員

（文部省）中村国際学術課課長補佐

（日本学術振興会）長谷川国際事業課長

林委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本委員会の新委員として京都大学、九州大学の両学長をお願いしたこと、また、本日は文部省国際学術課および日本学術振興会よりも出席を願った旨紹介があった

これに関連し加藤（六）委員より、この事業推進のため東工大川上学長を委員に加えて貰った方が好都合である旨の発言があり、また、井上委員からも同様の趣旨で大阪大釜洞学長を委員に加えてほしい旨提言があり、この動議を承

認し、両学長に次回より出席願うこととした。

ついで前回の議事要録の朗読があり、以下の2カ所を削除してこれを承認した。

○ 1ページ最後の行の末尾2ページ2行目

○ 2ページ11行目12行目前半

### 議 事

#### 1. 西独学長招待の準備計画について

##### （1）招待手続について

前回の委員会で招待手続に関し、林委員長より在独の松田公使宛に照会の書翰を送ることにしたが、これに対する松田公使からの返事が届いたので、委員長よりその内容について報告があった（別紙参照）

これに関して種々討議が行なわれ、次のことが取り決められた。

○ 招待状の宛先は西独学長会議とする。

○ 招待状の写しを西独外務省（文化局長）、DAAD、フムボルト財団、教育文化省等にも送付する。

○ 正式の招待者は文部大臣とするが、外務省との関係があるので、この点については文部省が外務省とよく打合わせを行なう。

○ この正式招待状発送の前に来訪者の人選や来訪時期等の決定が必要なので、事前の交渉は国大協が行なう。

○ この準備交渉を行なうことについては、予め文部省、外務省の了解を得ることとする（後藤委員担当）

○ その上でドイツ大使館および松田公使にも連絡し、松田公使には推進方を依頼する。

○ この準備交渉の文書作成は飯島委員が担当し、1月20日頃までに和文のものを作る。

○ これの翻訳作業およびドイツ大使館の連絡等の渉外事務のため、東大外事掛の但馬事務官に今後援助協力を願うこととした。

- この準備交渉の文書は但馬事務官に英訳または独訳して貰い、ドイツ大使館にも見て貰ってから送付する。
- 正式招待状は文部省大学学術局長名で個人宛に出し、その由を西独学長会議に通知する。
- この事業の予算は学術振興会に計上されているが、同会は招待までの手続には直接関与しない。来訪後のことについては文部省を交え同会と国大協でスタッフを作り、協同して運営に当たる。

(2) 予算について

予算の問題について後藤委員より次のとおり説明があった。

前回の委員会で、この招待事業のため文部省の提出予算5,491千円のほかに1,300千円の上積みの了解がついたと報告したが、その後大蔵省査定の結果、この予算は総額5,201千円ということになった。これの中味はまだ詰められていないが、いずれにしてもこの金額では不足なので、文部省では訪問大学において何らかの援助ができるような措置を考えたいといっている。現在はこのような状況になっている。

以上の説明に対し次のような話し合いが行なわれた。

- 学術振興会では、この招待事業予算は「研究者の交流事業費」の中に含まれている。それで、この事業費の中で流用も可能である。520万円で足りない場合、補足できないことはない。それについては、実行予算を組んでもうしてもこれだけ必要であるという要求を出して貰った方がよい。
- 文部省が訪問大学に対し何らかの会計的な配慮をするといっても、大学の会計で援助できるものは限られている。これに期待するよ

りも学術振興会に補足の配慮を願った方がよい。

- 滞在費の少ないことと通訳をどうするかこの2点が問題である。どこがどう足りないかを検討し、学術振興会と相談した方がよい。
- 学術振興会と大学でのやりくりで何とかできればよいが、だめなら調達手段を考えなければならない。しかし、今は一応何とかやりくりできるという了解で作業を進めるのでよいのではないか。

(3) 招待日程案について

このことについて審議するに先だち、加藤(六)委員より、この招待計画のことを各大学長に了解して貰う手続が必要なのではないかとの提議があり、この問題について協議の結果、具体案ができたらず理事会にかけて意見をきき、その上で各大学に文書を出し了承を求めるということにした。

ついで日程案の審議に入り、次のような意見交換が行なわれた。

- 前回の委員会で、来訪期日を9月30日としたのは一応の仮定であって、この案で先方の都合をきいてみる。その返事次第で日程の変更もあり得る。
- 前回作った視察訪問の地区割案は、滞在期間、経費等の関係からみて概ね妥当なものと思われる。
- 前回、名古屋大学訪問を京都到着後に組み込んでいるが、これはむしろ東京から京都へ移動する途中で立寄るよう変更した方がよいのではないか。移動日(10月6日)が日曜日で都合が悪いというなら7日に延ばしてもよいのではないか。その方が東京でのスケジュールも楽になる。

○ 関西から九州へ移動するには大阪から発つのが便利なので、関西地区の最終日には大阪大学に寄ることを打合わせた。それと前回、10月13日に九州へ移動する際に瀬戸内海航路によるとの案にしたが、船では時間がかかり過ぎるので飛行機による方がよいと思う。

○ 前回話しがあった東京地区での訪問大学のうち東工大、東教大、東学大の3大学は選択で分散訪問の形にしたらよいと思う。また、同地区での研究所訪問計画は日程上省いた方がよいと思う。

なお、日程の問題に関連して次の問題が論議された。

#### ◎ レセプションについて

○ 東京でのレセプションは文部省、国大協、日本学術会議、ドイツ大使館、東大主催のものなどが考えられる。なお、文部省主催のレセプションには招待学長との顔合せの意味でこの準備委員会の委員も出席するようにして貰いたい。これに出席させて貰いたい人の名簿は提出することにする。

○ 国大協のレセプションは学術振興会との共催ということも考えられる。

○ 各訪問大学におけるレセプションに出席する人は、その地区内の学長の範囲でよいのではないか。ただ、招待学長の専攻学問によってその分野の教官をよぶことは考えてよい。

#### ◎ 観劇について

○ 文部省で国立劇場に招待して貰えるとよい。

○ 歌舞伎座への招待も国際交流基金などで考えて貰えるとよい。

#### 通訳について

○ 全行程にわたる通訳が1人必要だが、そのほかに訪問大学で現地の通訳を考えて貰わな

ければならない。

○ 現地案内の場合、通訳だけでなく日本文化の判る説明者が必要である。

○ 以上の現地の通訳、説明者の費用を予算に組んでおかなければならない。

概ね以上のような意見交換ののち、各地区毎の概略のスケジュール案が別紙のとおり作成され、これによって準備作業を進めることになった。

以上で本日の審議を終り、次回は3月1日(金)10時~12時に会議を開いて更に計画案を詰めた上、引続き同日午後1時から開催の理事会にこの招待計画を提案し了承を求めることにした。なお、国大協からの招請状に対する西独からの返事次第ではその前に集まることもあり得ることとした。

## (15) 西独学長招待準備委員会議事要録

日 時 昭和49年3月1日(金)10時~12時30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 林委員長

川上、芦田、岡本、釜洞(代岡部)、

井上、後藤、池田各委員

(文部省)中村国際学術課課長補佐

(日本学術振興会)岡野常務理事

(東京大学) 但馬外事掛長

林委員長主宰のもとに開会。

初めに会長より開会の挨拶があり、ついで今回新たに委員に就任された川上(東工大)、釜洞(大阪大)両学長の紹介ならびに本招待行事のため協力されることになった東京大学但馬外事掛長の紹介があった。また、本日列席された文部省、日本学術振興会の関係者に対し謝辞が述べられた。ついで前回(1月11日)の議事要

録の朗読があり、一部字句修正をしてこれを承認した。

## 議 事

### 1. 西独学長招待の準備計画について

初めに委員長より前回委員会以後の経過について次のとおり報告があった。

前回の委員会において取り決めた「招待の準備交渉のための西独学長会議宛の文書」については、飯島委員が原文を作成され、これを但馬外事掛長のもとで翻訳を行ない、ドイツ大使館の校閲を経た上で去る1月30日に発送した（資料4）。これに対する先方からの返事はまだ到着していない。なお、今回の招待計画について了承を求めためドイツ大使館、フンボルト財団に送った文書に対する返事は来ており、いずれもこの計画を支持する旨の意向表明があった。

以上の経過報告ののち次の事項について協議が行なわれた。

#### (1) 正式招待の手続方法について

このことについて文部省中村課長補佐より次のような提議があった。

正式招待の形式については前回の委員会で一応取り決めがなされたが、その後文部省と学術振興会とで協議した結果、次のような方法に改められたのでご了承を得たい。すなわち、前回においては「正式招待状は文部省大学学術局長名で招待学長個人宛に出し、その由を西独学長会議に通知する」という了解になっていたが、学術振興会の主体性を重んじて「まず文部省が西独学長会議宛に招待学長全員を連記した招待状を送るが、個人宛の招待状は学術振興会会長より送る」ということになった。

これについて学術振興会岡野常務理事より次のとおり補足説明があった。

このような形式にしたのは学術振興会の主体性云々というようなことではなく、金を支出する関係上招待学長個人に対しては本会会長名で招待状を出す必要があるためである。なお、この招待状には「文部省より依頼がなされたこと」また「国大協のあっせんがあったこと」等を前文に記し誤解のないよう配慮するつもりである。

以上の提議を了承したのち、関連して在独の松田公使にあっせんの労をお願いする件およびその依頼の連絡方法のことが論議され、その結果、松田公使には招待学長の人選等について配慮を願う要があること、その旨の依頼は会長より私信で連絡する、という結論となった。なお、文部省からも外務省に対し、松田公使の協力を得たい旨申し入れることとした。

#### (2) 予算について

このことについて丁子事務局次長より事務局作成の別紙試算（資料6）について説明があり、ついでこれについて検討が行なわれ、次のような意見交換ののち別紙のとおり修正が施された。

##### ◎ 予算全般について

○ 文部省予算は結局5,201,000円ということになったが、この試算によると9,594,640円となっており、その差額は約440万円となっているが、これをどうするか。学術振興会としてこの不足額に対し何らかの援助の方法があるか。

○ 学術振興会としては既に計上された520万円の予算しかない。これは特別の予算なので他の予算から流用するということとはできない。ただ、航空賃の値上がりがあった場合の赤字については配慮するつもりである。な

お、この試案は理想案のようなので検討し直したらどうか。

○ 宿泊費、日当について

宿泊費が一番問題であるが、昨年西独に招待された時の待遇なども勘案し、1泊1万円程度のものでよいのではないかと思う。

昨年招待された時の宿泊ホテルは、格式は高いものであったが、あてがわれた部屋は中以下のクラスであった。

○ 宿泊費と日当と両方で25,000円程度が適当ではないか。

以上のような意見交換ののち宿泊費は1泊1万円に、日当も1日1万円（食事代も含む）という結論となった。

○ 通訳、随行について

この問題について種々意見が交された結果、次のような方針によって処置することとした。

- ① 全行程の交通、宿泊関係のことは交通公社に委託して取計らって貰った方が便利であり、そのようにすれば1人くらいは案内人をつけて貰えると思われるので、一度国大協と学術振興会の両方で交通公社と交渉する。
- ② その交渉が成立しても交通公社の案内人だけでは訪問先との連絡折衝は無理なので、大学或いは文部省関係の職員から随行者（独語か英語のできる者）を選んで同行させる（東大から出すことも検討する）。
- ③ 現地での通訳は訪問先の各大学で適当な人を出すよう考慮する。
- ④ 上記の案内人、随行、現地通訳等が揃えば全行程付添の通訳は必ずしも必要としなれないと思われるので、この通訳は採用しないことにする。

以上の方針に基づき日当（通訳、随行分）

謝金の金額をそれぞれ修正した。

以上各項目の金額修正の結果、招待経費の総額は試案より約335万円減額され、総計約625万円程度となったが、なお予算の不足額は約100万円程度あり、この不足額の調達について更に検討することになった。

なお、招待学長の宿泊費と日当の取扱いについては、昨年の西独側の招待の際の例に倣い、宿泊費は招待者側で支弁し、日当のみを本人渡しとするのが適当であろうということになった。

(3) 日程について

前回の委員会で作成した日程（案）を次のとおり一部修正した。

- ① 東京地区における東海大学訪問はコースの関係から第5日目に繰り上げ「東海大学經由箱根へ」と変更する。従って第6日目に予定した東海大学レセプションは取止める。
- ② 東京地区における第7日目の国大協・学術振興会共催のレセプションは帰国前日にサヨナラパーティーとして取り行なうことに変更する（本準備委員会メンバー参加）。
- ③ 関西地区における第1日目の名古屋大学訪問の出発時刻は1時間繰り上げて午前9時とし、名古屋大学において昼のパーティーを催すこととする。

なお、訪問予定の慶応大学と東海大学両校への了解の連絡は、前者に対しては林委員長が、後者に対しては後藤委員がそれぞれ当たることとした。

2. パイゼルト教授の訪日について

このことについて委員長より、外務省情報文化局から別紙（資料9）のとおりのお知らせがあり同教授が国大協会長との懇談を希望されている由であるので来たる3月18日か20日に懇談の

機会を持ちたいと考えている。ついては私のほかに後藤、飯島両学長にも出席して頂きたいと考えているがいかがかと諮られ、了承された。なお、同教授が関西方面等を訪問される計画がある際には会長よりその旨を関係大学に連絡することとした。

## (16) 特別会計制度協議会議事要録

日 時 昭和49年1月31日(木) 15時～17時20

場 所 国立教育会館第1特別会議室

出席者 (文部省側)

村山、木田、井内各委員

佐野、大崎、国分各専門委員

安養寺審議官、菅野教育施設部長外6名

(国立大学協会側)

林議長、渡辺、相磯、都留、岡本、田中各委員

手塚専門委員

初めに林会長より、本日は私が会長就任後初めての協議会であるが、よろしく願いたい。ついては、本協議会の議長を定めなければならないが、どのように取計らったらよろしいかお諮りしたい、と述べられた。

これについて協議の結果、林会長が議長に選任され、林議長主宰のもとに議事が進められた。

最初に議長より委員の交代について次のように報告があった。

国立大学協会側として、先般東京工業大学加藤学長、京都大学前田学長が退任されたあと、会長の指名の学長として千葉大学相磯学長、京都大学岡本学長に委員を委嘱したのでご了承願いたい。また、文部省側として省内人事異動により久保庭専門委員に代り国分会計課副長が専門

委員に就任されたので併せてご了承願いたい。

ついで、本日の会議開催に関し次のように述べられた。

今回は、文部省からの申し入れもあり例年より少し時期が繰り上がったが、特別会計制度協議会運営方針に基づく「予算案決定後の定例会議」として、予算案およびこれに関連する会計制度上の問題その他についてご協議をお願いしたい。

議 事

### ◎ 昭和49年度予算案およびこれに関連する会計制度上の問題について

まず文部省側より予算案の説明をきき、その上で意見交換を行なうこととし、安養寺審議官が次のような説明を行なった。

49年度予算案の内容説明に入るに先立ち、国大協より要望されていた予算関係事項に関して次のように説明があった。

- ① このたび義務教育諸学校教員の給与改善が行なわれる予定であるが、これの実現に関連して高等教育機関教員の待遇の手直しも行なわれることになる。
- ② 医・歯科系教員(免許証を有する者)の待遇改善を図るため特別手当の支給を行なうことにしている。
- ③ 看護婦の待遇改善のため5%の給与アップをしたが更に5%の上積みをすることにしている。
- ④ 職員の定員については来年度2,700人の増員が予定されているが、定員の問題については、従来大学間のアンバランスもあり、また今後高等教育の規模拡大の強い要請もあるので、それらの点を考慮しつつ進めて行きたいと考えている。
- ⑤ 第3次定員削減については、国家公務員の



定員をどうするかは枠内で検討されているようにきいているが、具体的なことはまだ何もきいていない。以上の説明に続き、49年度予算案について、最初に概括的説明（予算総額、職員定員、学生定員等）があり、ついで別紙資料「昭和49年度国立学校特別会計予算額総表」によって特別会計の歳入、歳出、職員定員の概要の説明があったのち、別紙資料「昭和49年度予算重点事項」に基づいて各項目毎に詳細な説明があった。

以上の説明ののち質疑応答に移り、主に次のような問題について意見が交された。

○ 大学院生の研究旅費支給の問題はどうなっているのか。

△ これについては考え方そのものに問題があり検討中であって、まだ結論に至っていない。

○ 臨時職員の問題の改善を考えているか。

△ 臨時職員は本来6カ月未満の契約である。その中から資格があり優秀なものは定員内職員に昇格させるということで解決を図るべきであろう。

臨時職員の問題については、人を入れる場合の選び方を考えてほしい。大学内での仕事の中にはパートタイムのショートリリーフで処理できるものもあるので、全部を常勤にするというような考えでなく、雇用の仕方を抜本的に考え直すようにしてほしい。

○ 総定員法に関係することであるが、大学では特定のもの（医師など）が急速にふえてくるが、特定の分野がふくらむことによって他の方面にしわよせがくる。定員削減の状況下では必要な人員を賄うのが困難なので、大学の職員についてはこれを定員の枠外で考えることはできないか。

△ 定員の枠から外すということは一義的なこ

とではない。要は必要な人員をふやすことができればよいわけである。定員法の枠内であっても枠外であっても、総人員がふえることは変りはしない。国立大学の職員だけを枠外で扱うことになると却って融通が利かなくなって困ることになる。

○ 行政管理庁に予算に関する要望に行った際に国立大学では教官の欠員をまず埋めることを考えたかどうか、といわれた。

△ 教官の欠員はかなりあるが、欠員があるからといって、その分が要らないということにはならない。大学教官の場合には代替性がない。現実にポストがあれば、その分の人を落とすという訳にはいかない。

○ 大学における公害対策は重要な問題である。

△ 大学全体としてどう取組むかということであって緊急な課題である。今後本格的に取組んで行かなばならない。

○ 来年度の施設整備についてはどんな状況か。

△ 施設予算はふえているようだが、最近における建設費単価の暴騰による本年度の予算の不足を来年度カバーしなければならないので非常に窮屈になる。特に既設の施設については苦しくなる。配分上の配慮はしたいと考えている。

○ 国立大学において民間の寄附金で施設の建設をすることがあるが、それが設置されるとその分だけ施設の資格面積から引かれてしまう。そのようなことだと努力して施設整備をする意欲がなくなってしまう。何かよい妙策はないか。

△ 官庁は民間から寄附を受けることは好ましくないという大原則がある。

民間寄附によるものについては「相談会」を設けて助言している。福利厚生関係のものなどは適当と思われる。国の基準でできるものは除く方がよい。

寄附による施設ができると、それに伴って維持管理の問題が生ずる。要員の確保が問題になる。

○ 外国人教師と外国人講師とではその実態は余り変わらないのに、待遇の差が大き過ぎる。

△ 専任者については待遇も整ってきた。外国人教師の問題は目下の課題となっているが、いろいろ問題点がある。外国人教師の待遇改善のため、これを国家公務員（常勤者）とすることを検討中であるが、その場合、在来の外国人教師と公務員となった外国人教師をどう区分して扱えるか。それを大学でどうこなしていけるかという問題がある。また、教授会出席の有無、学長選挙への参加、管理的業務への関与、身分保障の問題、公務員宿舍の問題、共済関係（保険）の問題等いろいろ詰めなければならない問題がある。

○ なお、外国人教師については実際には2～3年の勤務の契約なのに契約書のサインは1年毎に更新することになっていて非常に悪い印象を与えているので、この点は何とか改めて欲しい。

概ね以上のような意見交換があり、予定時間に達したため閉会した。

## 2. 諸会合

(昭和49.1.1～4.30)

月	日	曜	時刻	会議名
1.	11	金	14時	西独学長招待準備委員会
1.	18	金	10時	第3常置委員会小委

1.	21	月	13時30分	委員会 コンピューター専門委員会
1.	25	金	13時30分	入試調査特別委員会
1.	25	金	14時30分	入試改善調査委員会 と各科目別委員長連絡会議
1.	26	土	10時	第2常置委員会
1.	31	木	10時	図書館特別委員会 小委員会
1.	31	木	15時	特別会計制度協議会
1.	31	木	18時	文部省との懇談会
2.	10	日	10時	予備実験（コンピューター専門委員会）
2.	11	月	10時	
2.	14	木	10時	第2常置委員会小委員会
2.	14	木	14時	第2常置委員会・入試期特別委員会合同会議
2.	15	金	10時	実施方法等調査専門委員会
2.	25	月	13時	第3常置委員会小委員会
2.	25	月	14時	幹事会（事務局長）
2.	27	水	14時	コンピューター専門委員会
3.	1	金	10時	西独学長招待準備委員会
3.	1	金	13時	理事会
3.	2	土	10時	第5常置委員会
3.	7	木	10時	入試改善調査委員会 小委員会
3.	9	土	10時	第2常置委員会・入試期特別委員会合同 小委員会

3. 15 金 10時	入試改善調査委員会 ・各科目別委員長連 絡会議	4. 4 木 13時	第2常置委員会・入 試期特別委員会合同 会議
3. 15 金 13時	入試改善調査委員会	4. 22 月 10時	第3常置委員会
3. 16 土 10時	科目別研究専門委員 会事務担当者会議	4. 22 月 10時	第6常置委員会小委 員会
3. 18 月 13時	第2常置委員会・入 試期特別委員会合同 小委員会	4. 22 月 10時	図書館特別委員会小 委員会
3. 20 水 11時	パイゼルト教授との 懇談会	4. 22 月 10時	入試改善調査委員会
3. 28 木 13時	入試改善調査委員会 小委員会	4. 22 月 13時	理事会
		4. 22 月 16時	記者会見
		4. 23 火 10時30分	図書館特別委員会
		4. 26 金 12時	自民党文教会との 懇談会

## B 予算・決算

### 1. 昭和48年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)

国立大学協会  
昭和49年3月1日理事会  
昭和49年 第54回総会

科 目	当初予算額	追加予算額	予算現額	備 考
歳 入 の 部	円 39,111,000	円 6,500,000	円 45,611,000	追加予算は「大学改革に関する調査研究報告書」他11件42,359部の頒布収入額および同送料費の収入
3. 雑 収 入	3,500,000	6,500,000	10,000,000	
歳 出 の 部	39,111,000	6,500,000	45,611,000	調査研究事項の増加および資料印刷費増加のため 図書・資料頒布数の増加および印刷費増加のため
1. 事 業 費	15,650,000	4,500,000	20,150,000	
(6)調 査 研 究 費	4,500,000	1,350,000	5,850,000	
(8)図書・資料頒布費	1,000,000	3,150,000	4,150,000	
2. 事 務 費	22,461,000	2,000,000	24,461,000	
(1) 諸 給 与	17,900,000	2,000,000	19,900,000	給与改訂により経費増加のため

(追加予算を要する理由)

上記各科目に記載の理由により歳出予算（調査研究費、図書・資料頒布費、諸給与）に不足を生じ、歳入予算（雑収入）において「大学改革に関する調査研究報告書」他11件の増収があったため、これに関係する歳入歳出予算を追加する必要がある。

## 2. 昭和48年度国立大学協会歳入歳出決算(案)

国立大学協会  
昭和49年4月22日理事会  
昭和49年第54回総会

科 目	決 算 額	予 算 額			流用増減	差引増減	摘 要
		当初予算額	追加予算額	予算現額			
歳入の部	47,358,697	39,111,000	6,500,000	45,611,000		1,747,697	
1. 会費	34,911,000	34,911,000		34,911,000		0	76大学分、旭川医科大学・筑波大学の会費は49年度に徴収
2. 預金利子	428,542	500,000		500,000		△71,458	定期・普通預金利子
3. 雑収入	11,559,527	3,500,000	6,500,000	10,000,000		1,559,527	追加予算は「大学改革に関する調査研究報告書」外11件42,359部の頒布収入額および同送料費の収入
4. 前年度繰越金	459,628	200,000		200,000		259,628	
歳出の部	44,871,234	39,111,000	6,500,000	45,611,000	0	△739,766	
1. 事業費	20,429,829	15,650,000	4,500,000	20,150,000	279,829	0	
(1) 総会費	1,590,205	1,550,000		1,550,000	40,205	0	借用料より流用増 18,180円 予備費より流用増 22,025円 計 40,205円
(2) 運営協議会諸費	318,555	350,000		350,000	△31,445	0	調査研究費へ流用減 △31,445円
(3) 役員会費	51,874	100,000		100,000	△48,126	0	調査研究費へ流用減 △48,126円
(4) 委員会費	551,615	850,000		850,000	△298,385	0	調査研究費へ流用減 △298,385円
(5) 会報発行費	2,052,735	1,800,000		1,800,000	252,735	0	会議旅費より流用増 251,320円 借用料より流用増 1,415円 計 252,735円
(6) 調査研究費	6,466,165	4,500,000	1,350,000	5,850,000	616,165	0	運営協議会諸費より流用増 31,445円 役員会費より流用増 48,126円 委員会費より流用増 298,385円 予備費より流用増 238,209円 計 616,165円
(7) 会議旅費	4,071,920	5,500,000		5,500,000	1,428,080	0	会報発行費へ流用減 △251,320円 図書・資料頒布費へ流用減 △1,176,760円 計 1,428,080円
(8) 図書・資料頒布費	5,326,760	1,000,000	3,150,000	4,150,000	1,176,760	0	会議旅費より流用増 1,176,760円

科 目	決 算 額	予 算 額			流用増減	差引増減	摘 要
		当初予算額	追加予算額	予算現額			
2. 事 務 費	24,441,405	22,461,000	2,000,000	24,461,000	△19,595	0	
(1) 諸 給 与	20,088,450	17,900,000	2,000,000	19,900,000	188,450	0	備品費より流用増 188,450円
(2) 備 品 費	94,670	400,000		400,000	△305,330	0	諸給与へ流用減 △188,450円 庁用諸費へ流用減 △116,880円 計 △305,330円
(3) 借 用 料	390,795	500,000		500,000	△109,205	0	総会費へ流用減 △18,180円 会報発行費へ流用減 △1,415円 印刷費へ流用減 △52,450円 雑費へ流用減 △4,211円 被保険者事業主負担 金へ流用減△32,949円 計△ 109,205円
(4) 消 耗 品 費	249,277	230,000		230,000	19,277	0	旅費・交通費より流用 増 19,277円
(5) 印 刷 費	142,450	90,000		90,000	52,450	0	借用料より流用増 52,450円
(6) 通 信 費	525,807	480,000		480,000	45,807	0	旅費・交通費より流用 増 45,807円
(7) 旅 費・交 通 費	427,010	500,000		500,000	△72,990	0	消耗品費へ流用減 △19,277円 庁用諸費へ流用減 △7,100円 通信費へ流用減 △45,807円 雑費へ流用減△806円 計 △72,990円
(8) 庁 用 諸 費	773,980	650,000		650,000	123,980	0	備品費より流用増 116,880円 旅費・交通費より流 用増 7,100円 計 123,980円
(9) 雑 費	105,017	100,000		100,000	5,017	0	借用料より流用増 4,211円 旅費・交通費より流 用増 806円 計 5,017円
(10) 被 保 險 者 事 業 主 負 担 金	836,949	804,000		804,000	32,949	0	借用料より流用増 32,949円
(11) 退 職 給 与 引 当 金	807,000	807,000		807,000	0	0	
3. 予 備 費	0	1,000,000		1,000,000	△260,234	△739,766	総会費へ流用減 △22,025円 調査研究費へ流用減 △238,209円 計 △260,234円
翌年度へ繰越額	2,487,463						

## (附) 財 産 目 録

昭和49年3月31日現在

資 産 総 額		<u>10,772,142円</u>
1. 運 用 財 産		<u>2,487,463円</u>
(1) 普 通 預 金		1,464,530円
第一勸業銀行本郷支店		656,122円
富士銀行本郷支店		307,362円
三和銀行本郷支店		501,046円
(2) 定 期 預 金		1,022,933円
三和銀行本郷支店		1,022,933円
2. 積 立 金 (退職給与引当金)		<u>3,172,146円</u>
(1) 普 通 預 金		902,348円
第一勸業銀行本郷支店		811,970円
富士銀行本郷支店		10,081円
三和銀行本郷支店		80,297円
(2) 定 期 預 金		2,269,798円
第一勸業銀行本郷支店		1,245,925円
富士銀行本郷支店		580,000円
三和銀行本郷支店		443,873円
3. 図 書		<u>61,040円</u>
現行日本法規一式	55冊	50,000円
文部省会計例規一式	6冊	11,040円
4. 備 品		<u>5,051,493円</u>
金庫, 机, 椅子, 戸棚, 書庫, 謄写機, ロッカー, テープレコーダー, 電子リコピー, タイプライター, ガスストーブ, 電話機, マイクロホン等	246点	5,051,493円

### 3. 昭和49年度国立大学協会歳入歳出予算(案)

国立大学協会  
昭和49年3月1日理事会  
昭和49年 第54回総会

※ 前年度予算額は、前年度の最終予算額を示す。

科 目	予算額	前年度 予算額	差引増減	摘 要
歳入の部	42,889,000	45,611,000	△2,722,000	
1. 会費	37,689,000	34,911,000	2,778,000	76大学会費(旭川医科大学・筑波大学、浜松医科大学、富崎医科大学、滋賀医科大学を除く)
2. 預金利子	500,000	500,000	0	定期・普通預金利子
3. 雑収入	2,900,000	10,000,000	△7,100,000	「続教員養成制度調査研究報告書」5千部他2件の報告書7千部の資料頒布見込および各大学改革案等資料頒布未収入その他雑収
4. 前年度繰越金	1,800,000	200,000	1,600,000	
歳出の部	42,889,000	45,611,000	△2,722,000	
1. 事業費	16,200,000	20,150,000	△3,950,000	
(1) 総会費	1,600,000	1,550,000	50,000	総会2回①35万円計70万円、事務連絡会議2回①30万円計60万円、他に会場費30万円
(2) 運営協議会諸費	350,000	350,000	0	協議会5回①2万円計10万円(資料費を含む)、大学問題研究部会5回①3万円計15万円、他に会場費10万円
(3) 役員会費	100,000	100,000	0	理事会6回①1万円計6万円、常務理事会3回①5千円計1万5千円、他に会場費2万5千円
(4) 委員会費	850,000	850,000	0	委員会および専門委員会100回①6千円計60万円、特別会計制度協議会4回①1万5千円計6万円(資料費を含む)、他に会場費19万円
(5) 会報発行費	2,000,000	1,800,000	200,000	会報4回①45万円計180万円、他に原稿料・謝金・送料20万円
(6) 調査研究費	4,800,000	5,850,000	△1,050,000	各委員会等の資料購入・作製その他調査研究旅費・謝金および調査職員給与を含む。
(7) 会議旅費	5,500,000	5,500,000	0	学長以外の委員の会議等出席旅費
(8) 図書・資料頒布費	1,000,000	4,150,000	△3,150,000	調査研究報告書および各大学改革案その他頒布資料作製および購入費
2. 事務費	25,889,000	24,461,000	1,428,000	
(1) 諸給与	20,900,000	19,900,000	1,000,000	職員(10人)の俸給・諸手当および臨時備員給
(2) 備品費	400,000	400,000	0	印刷機その他庁用什器備品等
(3) 借用料	500,000	500,000	0	協会事務局・倉庫・物置借用料
(4) 消耗品費	250,000	230,000	20,000	庁用消耗品等
(5) 印刷費	100,000	90,000	10,000	庁用印刷
(6) 通信費	480,000	480,000	0	電信料・電話料および郵送料
(7) 旅費・交通費	500,000	500,000	0	事務連絡旅費・地方開催委員会事務旅費および交通費
(8) 庁用諸費	700,000	650,000	50,000	光熱水料・新聞雑誌購入費その他の庁用諸費
(9) 雑費	100,000	100,000	0	職員厚生費・清掃費その他諸雑費
(10) 被保険者事業主負担金	1,090,000	804,000	286,000	被保険者事業主半額負担90,900円(月所要額)の12ヶ月分
(11) 退職給与引当金	869,000	807,000	62,000	
3. 予備費	800,000	1,000,000	△200,000	



## C 資 料

### 1 大学院及び学位制度の改善について（答申）

昭和49年3月30日  
大学設置審議会

本審議会は、このことについて昭和47年3月11日諮問を受けて以来、大学基準分科会においてこのための特別委員会を設けるなど慎重に審議を進め、昭和48年4月14日にはそれまでの審議結果を取りまとめ、中間報告として公表した。この中間報告に対して関係各方面から多くの意見が寄せられたが、これらの意見を参考に引き続き審議を重ねた結果、このたび別紙のとおり結論を得ましたので、答申します。

（別紙）

現在の大学院及び学位制度は、戦後新学制の一環として旧来の制度を改めて発足し、既に20余年を経て大きな役割を果たしてきたが、制度的な整備が十分といえない面もあり、また運用の固定化により、大学院の教育研究上の要請に十分対応できない場合も見受けられる。

科学技術の著しい発展と社会の複雑・高度化を背景として、近年高等教育の拡充あるいは学術研究の高度化等の要請が著しく高まっている状況の下で、優れた教育、研究者の養成と高度の専門性を備えた職業人の養成という重要な役割を担う大学院について、今後その発展を図っていくためには、その基盤となる制度の改善が是非とも必要である。

本審議会は、このような観点から、大学院制度全般について、学術研究の進歩、社会の発展

等に柔軟に対応し得る制度を確立し、各大学が大学院を設置運営するに当たって創意、工夫が十分発揮できるようにするという基本的な考え方をもとに、この答申を取りまとめたものである。

中間報告に対し関係各方面から寄せられた意見は、大学院及び学位制度の全般にわたって、示唆に富むものが多く、この答申を取りまとめるに当たっては、できる限りこれらの意見の趣旨を取り入れるよう努めた。

この答申は、本審議会の任務にかんがみ、制度改善に関する事項を中心に取りまとめたものであるが、今後我が国における大学院が多様な発展を遂げるためには、単に制度の改善にとどまらず、各大学の自主的改善のための努力とあいまって、適切な行財政上の諸施策が講ぜられることが不可欠であり、大学院の教育研究上の諸条件の一層の整備充実が望まれる。

また、大学院の学生は、教育研究を専門的職務とする教員とその立場を異にするものではあるが、我が国の研究教育の指導的人材及び社会の要請にこたえ得る高度の専門性を備えた人材の育成の重要性からみて、今後、その研究、生活条件の一層の改善について十分配慮する必要があるものと考えられる。

なお、この答申は、大学院及び学位制度に関する一般的観点からの改善策を取りまとめたものであるが、医学、歯学の分野については別途「医学および歯学教育に関する特別委員会」において検討が進められているので、その審議にゆだねることとした。

# I 構 成

## 1. 大学院の課程

大学院の課程は、修士課程及び博士課程とし、大学院には修士課程と博士課程を併せ置か又はそのいずれかを置くものとする。

(説明) 大学院の課程の種類は、これまでどおり修士課程及び博士課程とする。大学院に両課程を置くか、これらのいずれかを置くかについては、制度上の制約を特に設けないことが適当である。

## 2. 修士課程

### (1) 目的, 性格

修士課程は広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

(説明) 科学技術の著しい発展と社会の複雑・高度化に伴い、広く各分野において高度の知識、能力を有する人材の必要性が増大しつつあり、またこのような状況の下において、社会人が更に高度の教育を受ける必要性も高まってきているが、修士課程はこれらの要請にこたえ多様な役割を果たすことが期待されている。

このような事情を考慮し、修士課程は基本的には特定の専攻分野における研究能力の涵養を目指すものではあるが、各大学院の方針により、高度の専門職業教育、社会人に対する高度の教育等に重点を置く修士課程も設置できるようにする必要がある。

なお、高度の技術の修得や特定の専門職業水準の維持向上などの観点から、専門分野により、適切と認められる場合に

は、修士課程において学部段階の教育と一貫性をもった教育、研究指導が行い得るよう配慮する必要もあると考えられる。

### (2) 修業年限

修士課程の修業年限は、2年とする。

(説明) 従来、修士課程の修業年限は2年とされてきたが、これまでの経験等からみてこの期間は妥当であると考えられる。

なお、特定の分野における職業人の養成や社会人に対する高度の教育を目的とする課程等において履修の便宜などを考慮すると、修業年限を1年とすることが適当と思われる場合もあると考えられるが、修士課程の水準の確保等についてなお問題があるので、当面は、次に述べるような履修方法の弾力化などにより、これらの課程の目的に即した教育、研究指導が適切に行われるよう配慮することが適当である。

### (3) 履修方法

① 修士課程においては、30単位以上を修得し、学位論文(課程の目的、性格によっては学位論文に代わる課題研究の成果)の審査及び試験の合格により、課程を修了し、修士の学位が授与される。

② 社会人に対する高度の教育を目的とする課程等においては、職業を有する学生の履修上の便宜などを考慮し、水準の確保について十分な配慮がなされる場合には、授業の時間、時期、方法等その履修方法について弾力的な取扱いができるように配慮する。

(説明) ① 修士課程の修了の要件は、原則

的にはこれまでどおりとするが、研究科の目的、性格によっては、学位論文を重視するよりも単位制度による授業を更に充実させることがより目的に沿う場合もあり、また研究の成果を論文の形式とすることが必ずしも適当でない場合も考えられる。そこで、このような課程においては、学位論文は必ずしも必要としないこととし、この場合には学位論文の作成に代え、特定の課題についての研究を課し、その指導の充実を期すことが適当である。

- ② 社会人に対する高度の教育を目的とする課程等においては、職業を有する学生の履修上の便宜などを考慮すれば、例えば1年間は通常の状態による授業を履修した後夜間等を活用して履修することを認めるなど、授業の時間又は時期、指導方法などについて弾力的な取扱いを認めることが適当である。

なお、修士課程において通信により教育研究指導を行う課程を設けることは、今後検討すべき課題である。

### 3. 博士課程

#### (1) 目的、性格

博士課程は、研究者養成を主眼とし、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(説明) 博士課程は、自立して研究活動を行い得る高度の研究能力を有する者の養成を主眼とするものである。この場合、博士課程修了者が教育の分野をはじめとして、広く社会の各方面において指導的な役割を果たし得るようにする必要性を考

慮して、特定の専攻分野についての深い研究能力を涵養するとともに、その基盤となる幅広い豊かな学識を養うよう十分配慮することが必要である。

#### (2) 修業年限

博士課程の修業年限は、5年を標準とする。ただし、少なくとも3年以上在学しなければ、課程修了を認めることはできない。

(説明) 従来、博士課程の修業年限は5年とされてきたが、これまでの経験などからみて、5年という期間自体はほぼ妥当であると考えられる。

しかしながら、博士課程の目的、性格からみて、5年を固定的な修業年限とするよりは標準的な修業年限とする方がより適当であると考えられる。例えば極めて、優秀な学生が所定の水準に5年以内に到達したような場合には、必ずしも5年にこだわることなく課程を修了できるようにすることがより適当であろう。

ただし、修士課程の修業年限との関係及び所要単位の修得と最低限必要とされる研究指導を考慮すれば、いかに優秀な学生の場合であっても課程修了を認めるためには少なくとも博士課程に3年以上(修士課程修了者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む。)在学することが必要であろう。

このように「5年を標準とする」ことに改めた趣旨は、学生の能力等に応じた弾力的な取扱いができるようにするためであり、研究科又は専攻ごとに修業年限を4年、6年など5年以外の年限とすることを認める趣旨でないことはもとより、個々の学生について5年未満で課程

修了を認める場合には、博士の水準の低下を来すことのないよう十分配慮する必要がある。

(3) 博士課程の編成方法等

- ① 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分して編成するか、又は前期、後期の区分を設けず編成するものとする。
- ② 前期2年、後期3年に区分する場合は、その前期課程は修士課程として取扱うものとする。
- ③ 前期、後期の区分を設けず5年を通じて教育、研究指導を行う場合においても、所定の要件を満たした者に対して修士の学位を授与できるものとするとともに、また他の大学院の修士課程修了者も受け入れることができるものとする。
- ④ 修士課程修了者を入学させる博士課程の後期の課程のみを置く大学院の設置も考慮する。

(説明) ① 博士課程は、従来、制度的には大学を卒業した者に対し5年間の教育、研究指導を行う課程とされていたが、実際上はこれを前期2年と後期3年に分け、いわゆる「積み上げ式」の運用がとられてきた。

このような積み上げ式については、前期課程をおえた段階で、改めて後期課程への進学について選抜を行うことにより、学生の能力・適性及び志望に応じた進路指導がより適切に行い得るとともに、修士課程修了者に広く博士課程への進学の手続きを与えることになるなどの利点はあるが、反面、教育、研究指導の一貫性ないし連続性に欠ける面があり、研

究科の目的、性格によってはこのような方法によらず、5年を通じて教育、研究指導を行うことが適当である場合も考えられる。

したがって、大学院の判断により、いわゆる積み上げ式による編成も、5年を通じて教育、研究指導を行う方式による編成も取り得ることとする。

なお、積み上げ式をとる場合においては、その後期課程について当該大学院のみならず、他の大学院の修士課程修了者を広く受け入れることができるよう配慮することも必要である。

- ② 積み上げ式をとる場合には、その前期の課程は修士課程とすることとし、これまでの運用を制度的にも明確に位置付けることとする。
- ③ 5年を通じて教育、研究指導を行う場合においても、本人の希望等により修士の学位を授与することが適当と認められる場合もあるので、修士の学位授与要件を満たした者については、修士の学位を授与することができることとする。また、5年を通じて教育、研究指導を行う場合においても、他の大学院の修士課程修了者の受入れもできるようにすることが適当である。
- ④ 学術研究の必要性あるいは研究者養成の観点から、特定の専門分野については、大学の研究所等を実質的な母体として、修士課程修了者を入学させる博士課程の後期課程のみを置く大学院を設置する必要性も予想されること。また、修士課程のみを置く幾つかの大学との密接な連携の下に博士課程の後期課程を設置す

ることも考えられることなどから、博士課程の後期課程のみを置く大学院の設置も考慮する必要がある。

#### (4) 履修方法

① 博士課程においては、30単位以上を修得し、教員の指導を受けつつ研究に従事し、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えていることが学位論文の審査及び試験により立証されたときに課程を修了し、博士の学位が授与される。

② 博士課程に在学する学生について、研究指導上特に必要がある場合には、他の大学院又は研究所に研究指導の一部を依頼することができるものとする。

(説明) ① 博士課程は、研究者養成を主眼としていることから、単位制度による授業は、これまでの経験からみて、原則として前期課程にとどめ、その後は研究課題に即した研究指導と学生自身の自発的な研究活動を行わせることが適当であると考えられる。そして、これらの研究活動等を通じて、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養うこととし、これら学位論文の審査及び試験によって立証されたときに課程を修了し、博士の学位が授与されるものとする。

なお、所定単位数を従来より少なくしたのは、博士課程においては研究者養成を主眼とすることから、そこにおける教育、研究指導の在り方を単位制度で制約することが必ずしも適当でない場合が少なくないことによるものであり、博士課

程における教育、研究指導を従来よりも少なくしようとする趣旨ではない。

② 博士課程に在学する学生については、研究課題によっては、当該大学院で指導を受けるほか、特にその課題について適切な指導を受けることが期待できる他の大学院や大学の附置研究所あるいは独立の研究機関においても研究指導の一部が受けられるようにする必要がある。

#### 4. 入学資格

大学院の入学資格については、大学（学部）卒業を原則とするが、これと同等以上の学力がある者の入学資格も幅広く認めることが適当であり、そのためには、その認定方法を改善する必要がある。

(説明) 大学院の入学資格については、大学（学部）卒業を原則とするものであるが、社会人に対する高度の教育の必要性等を考慮すれば、これと同等以上の学力がある者について広く入学の機会を認めることが適当であり、その認定方法の改善を図る必要がある。この場合、短期大学、高等専門学校卒業者については、大学を経ない場合でも、例えばそのための予備的な課程を修了した場合や、適切な実務経験がある場合には、大学院に進学を認めるみちを開くことが適当である。

なお、大学院の入学者選抜については、特に社会人に対する高度の教育に重点をおく修士課程等においては、その目的に応じた適切な入学者選抜が行われるよう配慮する必要がある。

## Ⅱ 組織、編成

### 1. 研究科、専攻

- ① 大学院には、教育、研究指導の目的、内容に応じ、適当な分野について研究科を置く。
- ② 研究科には、数個の専攻を置くことを常例とする。

(説明) 大学院の組織としては、これまでどおり、研究科及び専攻を置くものとする。研究科には、数個の専攻を置くことを常例とするが、一専攻のみであっても、それが大学院段階の教育を行うにふさわしい幅の広さを有する場合は差し支えないものとする。

### 2. 学生定員

学生定員は、教員組織、施設設備その他を総合的に考慮して、課程の区分に応じ、専攻を単位として研究科ごとに定める。

(説明) 学生定員については、これまでどおり修士課程、博士課程の区分に応じ、専攻単位として研究科ごとに定めることとするが、これを定めるに当たっては、教育、研究指導を十分に行い得るよう、教員組織、施設設備その他の諸条件を総合的に考慮する。

### 3. 学部、附置研究所等との関係

学部段階の組織(学部、学科)と大学院の組織(研究科、専攻)を対応させることは必ずしも必要とせず、教育、研究指導の目的、内容に応じて編成することができる。

(説明) 学問領域の拡大、深化等に伴い、専門分野によっては、学部段階の教育にふさわしい組織が必ずしも大学院段階の教育、研究指導にふさわしい組織であると

は言い難い場合も生じている。したがって大学院の組織(研究科、専攻)は、必ずしも学部の組織と対応させる必要はなく、専門分野の目的、内容に応じ、大学院段階の教育、研究指導を行うにふさわしいものとする必要がある。

また、これと関連して、大学の附置研究所その他の教育研究施設についても、それぞれの実態に応じて、研究科又は専攻の実質的な基礎となることを含めて、種々の形で参加する可能性をもたせることが必要である。

## Ⅲ 教員組織

- ① 大学院には、教育研究、研究指導に必要な教員組織を置くこととし、学部、研究所等の教員、大学院の専任教員等がこれに当たる。
- ② 大学院には、次の資格を有する教員を必要数置かなければならない。

ア 博士課程にあっては、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

(ア) 博士の学位を有し、研究上の業績が顕著な者

(イ) 研究上の業績が前記(ア)に準ずると認められる者

イ 修士課程にあっては、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

(ア) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

(イ) 研究上の業績が前記(ア)に準ずると認

められる者

- (ウ) 特定の専門分野について高度の技術  
・技能を有する者

(説明) ① 大学院における教育研究，研究指導を充実させるため，大学院の教員組織はできるだけ幅広い分野から適任者を選ぶ必要がある。そのため，研究科に対応する学部の教員，関連する他の学部及び研究所の教員，大学院の専任教員等が，当該研究科の教育研究，研究指導に参加できるようにすることが必要である。

また，大学院における教育研究，研究指導に柔軟性と機能性をもたせるため，大学に学部，大学院，研究所等を通ずる共通の教員組織を設け，この組織の構成員を必要に応じ，学部段階の教育を担当し，あるいは大学院における教育研究，研究指導を担当するという考え方も可能である。

- ② 大学院には，その中心となるべき教員として，大学の教員の中でも特に優れた資格を有する者が，各専門分野に応じて一定数以上確保されている必要があり，ここには，博士課程及び修士課程別に，それぞれの資格を列記した。

なお，修士課程については，その目的を多様化したことに伴い，資格の一つとして，特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者を加えることとした。

また，修士課程の教員の資格認定に当たっては，その目的，性格を考慮し，教育上の指導能力についても十分配慮して評価することが適当である。

## Ⅳ 管理運営組織

- ① 研究科に，当該研究科に関する重要事項を審議するため，教授会又は委員会を置くものとする。
- ② 大学院を置く大学は，大学院に関する事務を処理するため，適当な事務組織を設けるものとする。

(説明) ① 現在，研究科には，主として当該研究科に関する教務関係事項等を審議するための機関として研究科委員会が置かれているが，研究科の独立の程度あるいは態様によっては教授会を置くことが適当な場合もあるので，研究科の判断により教授会又は委員会を置くものとする。

- ② 大学院の事務組織についても，大学院の独立の程度あるいは態様に応じて整備する必要がある。

## Ⅴ 施設，設備

大学院には，その組織及び規模に応じ，必要な種類及び数の施設，設備を備えるものとする。

(説明) 大学院には，その教育研究，研究指導を実施するために必要な講義室，研究室，実験・実習室，演習室等の諸施設を設けるとともに，教育研究，研究指導に必要な機械器具，標本等の設備並びに図書及び学術雑誌を十分整備する必要がある。

## Ⅵ 独立大学院

- ① 学部段階の組織を置かず大学院のみを設置するいわゆる独立大学院の設置が可能となるよう考慮する。

② いわゆる連合大学院については、その設置形態等についてなお検討を要する点も多いが、大学、大学院間の交流と協力を重視して大学院の整備を図るといふ趣旨の実現が可能となるよう考慮する。

(説明) ① 学術研究の著しい発展と社会の複雑・高度化に伴い、大学院に対する多様な要請が増大しつつある状況においては、大学院を主体とする大学、更には専ら大学院のみを置くいわゆる独立大学院の設置の必要性が高まってくるものと思われる。

また、特定の大学に附置されていない大学の共同利用研究所等を実質的な母体として、専ら博士課程の後期課程のみを置く大学院の設置の必要性や、短期大学、高等専門学校の卒業生あるいは社会人のための高度の教育機関として独自の大学院構想が検討されている。

これらの新しい大学院の構想には、なお検討すべき問題点が少なくないが、いずれも今後における教育、研究上の多様な要請にこたえようとするものであり、これらの構想が有効適切なものとして具体化された場合には、その設置が可能となるよう制度上みちを開いておくことが適当である。

この場合、一般に大学は学術の中心として歴史的にも国際的にも、学部と大学院とを包括した機関とされてきたことからみて、独立大学院は学部段階の組織を置かず大学院のみを置く大学として制度上位置付け、大学の一つの形態として取扱うことが適当である。

また、これらの大学院を設置する場合

の教員組織、施設設備等の具体的設置要件については、それぞれの構想が具体化される段階で個別に検討される必要があるが、基本的には、これまでの大学院が学部依存しつつも、これを基礎に充実した大学に設置されていることも考慮し、固有の充実した教員組織及び施設設備を備えるなど大学院として高度の研究教育を十分に遂行し得るに必要な実質を有するものでなければならない。

② いわゆる連合大学院の構想は、多くの大学の協力により一大学のみでは期待し得ない分野を相互に補いつつ充実した大学院の整備が可能となり、また広く学生の大学院への進学機会が確保されることや、これまで大学院を持たなかった大学の教員にも大学院の教育、研究指導に参加するみちを開くことにもなるなど、十分検討に値するものがあると考えられる。

しかしながら、その具体的構想については、独立大学院の一形態とも考えられるものも含め、各方面で多様な構想が検討されている段階であり、教員組織の編成、専用の施設設備の在り方、学生の履修方法、管理運営の方法等検討すべき問題点が少なくない。

したがって、連合大学院については、本来の趣旨が十分生かされ、大学院の水準の低下を来すことなく有効適切なものとして具体化される場合には、その設置も可能となるよう考慮する必要がある。



## Ⅶ 学位制度

### 1. 学位の種類及び意義

- ① 学位の種類は、博士及び修士とする。
- ② 博士の学位は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えていることの証明という性格をもつものとする。
- ③ 修士の学位は、一定の課程を修了したことの証明という性格をもつものとする。

(説明) ① 学位の種類は、これまでどおり博士及び修士とする。

- ② 一般的にみて、5年を標準修業年限とする博士課程において、相当程度の研究業績の蓄積の上に立つ高水準の論文まで求めることは困難であると考えられる。

したがって、博士の学位については、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えていることの証明という性格をもたせるものとする。

- ③ 修士の学位は、戦後の学制改革によって創設されたものであり、その歴史も浅く、またいわゆる論文博士に対応するような制度を持たないため、各専門分野や大学における運用上の差異はあまりみられず、現在でも一定の課程を修了したことの証明という性格が強く、特にこれを改める必要性は認められない。

### 2. 学位の授与要件

- ① 博士の学位は、原則として大学院に5年在学して、30単位以上修得した上で、教員の指導を受けつつ研究に従事し、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を

備えていることを証明するに足る博士論文を提出して、その審査及び試験に合格した者に授与する。

ただし、3年以上在学し、優れた研究業績を上げ、所定の要件を満たした場合には、在学期間が5年未満であっても学位を授与することができる。

- ② 博士の学位は、大学院の課程を経ない者又は修了しない者についても、博士論文の審査及び試験等により、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えていると認められた者にも授与する。
- ③ 修士の学位は、大学院に2年以上在学して、30単位以上の修得並びに学位論文(課程の目的、性格によっては学位論文に代わる課題研究の成果)の審査及び試験に合格した者に授与する。
- ④ 学位論文の審査に当たっては、提出された学位論文の主題に応じて、必要により学内の他研究科所属の教員又は学外者を含め、最も適当な審査が行われるよう配慮する。

(説明) ① 博士及び修士の学位の授与要件については、前述した履修方法とあわせて、それぞれ要件を列記した。

博士については、学位論文が特に重要であり、学位論文に、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えているかどうかを審査し、学位の授与を決定することが必要である。なお、修士課程修了者が博士課程に進学した場合の在学期間及び修得単位数については、修士課程における2年の在学期間及び修得単位数をそれ

それ含めて計算することとする。

修士課程についても原則として学位論文の提出及びその審査を要するものであるが、研究科又は専攻の目的、性格によっては学位論文に代えて課題研究を課し、その成果についての審査をもってこれに代えることができるものとする。

② いわゆる論文博士の制度も引き続き認めるものとする。

③ 学位論文の審査については、学術研究の発展に伴い、いわゆる学術領域の研究が盛んになってきたことなどの事情により、一つの研究科（専攻）では教員数が限られており、関連する学問分野の教員を幅広くそろえることができないことなどにより、一研究科の教員だけでは適切な審査が行われ難い場合も予想される。そのような場合には、学内の他研究科所属の教員、更に必要によっては、学外者までも含めた広い範囲から適任者を集めて、論文審査ができるようにする必要がある。

### 3. 博士及び修士の種類

① 総括的な博士の種類として「学術博士」を設け、当該大学院（研究科）の判断により、「学術博士」と現行の種類博士のいずれかを授与することができるものとする。

② 修士の種類については、専門的職業との結び付き等を考慮し、必要に応じて設けるものとする。

（説明）① 博士の種類については、学際領域の研究が進展するにつれ、学位の名称が学問内容と必ずしも一致しないものも出てきていること、現行の博士の種類は

学問分野によりその区分の程度が均衡を失っている面があること、学位の名称により研究内容が制約される可能性があることなどの問題が指摘されている。

しかしながら、学位の名称を個々の研究内容に合わせようとする、その数が際限なく広がっていく可能性がある。そこで、博士の学位は、学問分野のいかんにかかわらず、一定の水準を示すという性格を有するものであることにかんがみ、その種類は簡素化することが望ましいこと、また、博士課程においては、特定の専攻分野についての高度の研究能力を涵養するとともに、その基盤となる豊かな学識をも重視することが望ましいことなども考慮し、Doctor of Philosophy (Ph. D) のような総括的な博士の種類として、新たに現行の博士と同水準の「学術博士」を設けるものとする。

「学術博士」又は現行の種類博士のいずれを授与するかは各大学院（研究科）の判断によることとするが、「学術博士」は上記のような観点から設けられるものであり、学際領域等その研究内容が現行の種類博士で表すには不適当な分野を専攻した者に授与することはもとより、将来は広く学術の諸分野において授与されるようになることが望ましい。

② 修士の学位については、それが博士の学位に比し専門的職業との結び付きが強い場合もあることなどを考慮し、必要に応じて種類を定めるものとする。

### 4. 学位名称の保護等

① 修士、博士又はこれに類する称号を、法令の規定に基づかずに授与し、又は使用

することを禁止する必要がある。

- ② 博士の学位授与報告手続等を簡素化する。

(説明) ① 修士、博士又はこれに類する称号を、法令の規定に基づかずに不当に授与し、又はこれを使用する事例が一部に見受けられるが、このようなことは関係者に無用の混乱を与えるばかりでなく、我が国の学位制度に好ましくない影響を及ぼしているので、このような行為を禁止する措置を講ずる必要がある。

なお、これに関連して、大学院でない施設等が大学院の名称を使用することを禁止することも考慮する必要がある。

- ② 学位を授与した際の文部省への報告については、これを簡素化することとし、今後は必要最小限の事項のみを報告することにとどめ、学位論文等は当該授与大学が保存し、必要に応じて閲覧に供することができるようにすることがより実際的である。

なお、学位論文の印刷公表については、特にやむを得ない場合には、学位を授与した大学院(研究科)の許可を得て、学位論文の全文の印刷に代えて適当な要旨を印刷公表することでこれに代えることができるものとするのが適当である。この場合には、学位を授与した大学において、その原本が求めに応じて広く閲覧に供せられるような措置がとられることが必要である。

#### [資料]

1. 審議の経過
2. 諮問及び諮問理由説明
3. 大学設置審議会大学基準分科会委員名簿

### 1. 「大学院及び学位制度の改善について」審議の経過

時 期	事 項
昭和46年1月 ～昭和47年3月	大学設置審議会大学基準分科会に「大学院及び学位制度に関する専門委員会」を設け、現行の制度における問題点を検討した。
昭和47年3月11日  昭和47年6月19日	「大学院及び学位制度の改善について」諮問。 大学基準分科会に「大学院及び学位制度に関する特別委員会」を設け、以後同特別委員会を中心に改善策について審議。
昭和48年4月14日	大学基準分科会におけるこれまでの一応の審議結果をまとめ、「大学院及び学位制度の改善について(中間報告)」として公表し、広く各方面の意見を求めた。
昭和48年9月14日 ～昭和49年3月	「中間報告」に対し関係各方面から寄せられた多くの意見をもとに、改善策の全般にわたって更に検討を加えた。
昭和49年3月30日	「大学院及び学位制度について」答申

(注) 諮問から答申までの2年余にわたる審議は、特別委員会における23回の会合(うち3回は宿泊を含む集中審議)と9回の大学基準分科会総会によって行われた。

### 2. 諮問及び諮問理由説明

○諮 問

文 大 大 第 194 号

昭和47年諮問第1号

大学設置審議会

つぎの事項について、別紙理由を添えて諮問します。

大学院および学位制度の改善について

昭和47年3月11日

文部大臣 高見三郎

(理由)

社会、経済の発展と高等教育の拡充および学術研究の進歩に伴ない、すぐれた教育・研究者の育成と高度の専門性を備えた職業人の養成にあたる大学院の重要性はますます増大しつつあり、その拡充強化が強く要請されているところである。

今後、この要請にこたえ大学院の拡充強化を図るにあたっては、将来大学院の果たすべき役割を十分洞察し、長期的展望に立って、大学院および学位制度の改善を図ることが肝要であり、この際、大学院設置基準の制定など所要の措置を講ずることが急務となっている。

今後の大学院および学位制度の基本的なあり方については、さきの中央教育審議会の答申においても、高等教育の改革の一環として示されているところであるが、現実に制度の改善を図るにあたっては、同答申の趣旨を尊重しつつ、かつ、現行制度とその運用状況との関連を考慮し、将来の発展の基礎となる弾力性に富んだ制度の確立について検討を行なう必要がある。

よって、下記の事項について、ご審議を煩わしたい。

記

1. 大学院の目的、性格について
2. 大学院の組織、編成について
  - ア 博士課程と修士課程の関係について
  - イ 学部および附置研究所との関係について
3. 大学院における履修方法等について
  - ア 修業年限について
  - イ 履修方法について
  - ウ 入学および卒業資格について
4. 大学院の管理運営について
  - ア 教員組織について

イ 施設設備について

ウ 管理運営組織について

5. 大学院学生の地位について

6. 学位制度について

ア 学位の授与要件について

イ 学位の種類について

ウ 学位の審査方法について

7. その他

○「大学院および学位制度の改善について」

諮問理由説明要旨

文部事務次官

委員各位におかれては、かねてから本分科会の審議にご協力を賜わり誠にありがとうございます。

また本日から新たな諮問事項についてご審議を煩わすこととなりますが、どうかよろしくお願いたします。

このたび、本分科会に審議をお願いいたします事項は、「大学院および学位制度の改善について」であります。このようなご諮問を申しあげます理由につきましては諮問書に添付いたしましたとおりでございますが、これについて、若干補足的にご説明いたしたいと存じます。

現在の大学院および学位制度は、戦後新学制の整備とともに、旧来の制度を改めて発足し、すでに二十年余を経てまいりました。この間に諸種の社会的、経済的要因に基づく高等教育の拡大とともに、大学院への進学者も増加の一途をたどっておりますものの、国際的な比較や今後における社会の動向等から勘案した場合、なお十分とはいえない状況にあります。

また、現行制度の運用面についてみますと、現在の大学院制度は、法令上は制度のもっとも基本的な部分についてのみ規定されており、多くの部分は本審議会の決定その他の運用ないし

指導上の措置にゆだねられております。

このような制度のあり方は、一方において弾力的な運用を図りうるという利点もありますが、他面、制度的な明確さを欠くためかえって運用の固定化を招く面もあり、また制度の改善を図るうえでの障害となっていることもまた事実であります。

さらに、最近においては社会、経済の発展と学術研究の進歩に伴ない、いわゆる社会に開かれた大学院のあり方など制度発足の当初にはあまり予想されなかったような種々の問題点も提起されるにいたっております。

このような今後の大学院のあり方との関連における現行制度のもつ問題点につきましては、一昨年12月、本分科会に検討をお願いいたしましたところ、本分科会におかれては、専門委員会を設けて精力的なご審議をいただき、ただいま、皆様方のお手元にございますような形で整理をいただいております。

他方、わが国の学校教育制度全体にわたる総合的な拡充整備のための基本的な施策について、かねてから中央教育審議会にご諮問申し上げておりましたところ、昨年6月、全体にわたる基本的な方向についてのご答申をいただきました。このなかには高等教育の改革の一環として大学院および学位制度のあり方についての方向が示されていることはすでにご承知のところと存じます。

文部省といたしましては、今後この答申をもとに学校教育制度全体の改革にとりくんでまいり所存であります。とくに大学院および学位制度につきましては、その事柄の重要性にかんがみ、早速にも、その具体化にとりくみたいと存じております。

さきに申し上げましたとおり、すでに現行制度のもつ問題点につきましてはご審議を煩わしたところでありますので、この審議の結果をもとに、中央教育審議会の答申の趣旨をふまえ、具体的な制度の改善について、この際十分ご審議をお願いしたいのであります。

なお、このたびのご審議がまとまりました時点では、さきに触れましたような現行制度上の問題点にかんがみ、ご審議の成果を基礎として、大学院設置基準の制定など今後長期にわたって大学院の発展の基礎となる法令、制度の整備を図り、早急に大学院の整備充実を推進してまいりたいと存じておりますので、そのような観点からご審議を進めていただければ幸でございます。

以上、いろいろご説明を申し上げましたが、どうか意のあるところをおくみとりいただきまして、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。次第であります。

## 2 昭和48年度学生国際交流制度による交流大学一覧

国 立 大 学 関 係		
大 学 名	交 流 先 大 学 名	派 遣 人 数
北 海 道 大 学	ポートルランド州立大学 (アメリカ)	学 部 4人
帯 広 畜 産 大 学	スリランカ大学 (スリランカ)	大 学 院 3
東 北 大 学	カリフォルニア大学 (アメリカ)	学 部 2
東 京 大 学	エセックス大学 (イギリス)	大 学 院 2
東 京 外 国 語 大 学	デリー大学 (インド)	大 学 院 1
	アラハバード大学 (インド)	学 部 1
	マールブルグ大学 (西ドイツ)	学 部 1
	パリ第3大学 (フランス)	大 学 院 1
	エアランゲン大学 (西ドイツ)	学 部 1
東 京 工 業 大 学	メルボルン工科大学 (オーストラリア)	大 学 院 1
	スティーブンス工業大学 (アメリカ)	" 1
	ハンブルク大学 (西ドイツ)	" 1
	アストン大学 (イギリス)	" 1
	ノッティンガム大学 ( " )	" 1
一 橋 大 学	イリノイ州立大学 (アメリカ)	学 部 1
金 沢 大 学	ペンシルバニア大学 (アメリカ)	学 部 3
名 古 屋 大 学	プーナ大学 (インド)	大 学 院 1
	ナイロビ大学 (ケニア)	" 1
	オバリン大学 (アメリカ)	" 1
	フライブルグ大学 (西ドイツ)	大 学 院 部 2
京 都 大 学	ウイソコンシン大学 (アメリカ)	大 学 院 1
大 阪 外 国 語 大 学	カーブル大学 (アフガニスタン)	大 学 院 1
岡 山 大 学	オークランド大学 (ニュージーランド)	大 学 院 1
広 島 大 学	インディアナ大学 (アメリカ)	学 部 1
	ウイソコンシン大学 (アメリカ)	学 部 1
	オックスフォード大学 (イギリス)	大 学 院 1
	クイーンエリザベス大学 (イギリス)	学 部 1
九 州 大 学	カリフォルニア大学 (アメリカ)	大 学 院 1
大 分 大 学	カリフォルニア州立大学 (アメリカ)	学 部 1
鹿 児 島 大 学	アリゾナ州立大学 (アメリカ)	大 学 院 1
琉 球 大 学	アンバサダー大学 (アメリカ)	学 部 2
計	31件	学 部 20人 } 42人 大 学 院 22" }

### 3 助手・教務職員の実態調査について（依頼）

国大協議第 34 号

昭和49年 4 月23日

各国立大学長殿

国立大学協会

第 6 常置委員会

委員長 都 留 重 人

貴大学における助手・教務職員の学部・研究所別の実態につき、別紙の事項を明らかにした調査資料がありましたらご送付をお願い致します。もし調査資料がありませんようでしたら簡単な調査で結構ですが、資料作成の上ご送付下されば幸甚です。

なお、この資料は国大協第 6 常置委員会「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書（案）」の審議に役立てる目的で行なうものです。

ご作成の資料は、10部 5 月31日迄に国立大学協会事務局宛ご送付下さるようお願いいたします。

助手及び教務職員について

1. 助手及び教務職員の定員数と充足状況（学部、研究所別）
  2. 助手及び教務職員の実態※
  3. 助手及び教務職員の年令・勤続年数構成および最終学歴
- ※ 仕事の内容による分類

- ア 講義負担をしているもの
- イ 演習負担をしているもの
- ウ 実験指導をしているもの
- エ 研究活動専念のもの（短期間の任期をもって、特別研究的に採用しているものを含む）
- オ 事務助手的機能を果しているもの
- カ その他（ ）

### 助手・教務職員の実態調査について

国大協議第34号 2

昭和49年 4 月30日

各国立大学長殿

国立大学協会

事務局長 鶴 田 酒造雄

標記のことにつきましては昭和49年 4 月23日付国大協議第34号をもって第 6 常置委員長名により調査方ご依頼いたしました。その後調査事項の記入方法について各大学より種々ご照会に接しましたので、このことについて本調査票作案の委員に諮り、その結果別紙のような記入方法によることになりました。

つきましては甚だ恐縮に存じますが別紙様式によりお取りまとめ下さるようよろしくお願い申し上げます。

「助手及び教務職員の実態調査」記入様式

大学名

(※ 昭和49年4月1日現在で記入願います。  
 ※ 助手と教務職員はそれぞれ別表として下さい。)

1. 助手及び教務職員の定員数と充足状況(学部・研究所別)

学部・研究所別	定員数	現員	不足数
○○学部	人	人	人
○○研究所			

2. 助手及び教務職員の实態(仕事の内容による分類)(学部・研究所別)

学部・研究所別	仕事の内容の分類	人員	実人数
○○学部	ア 講義負担をしているもの	人	総数 _____ 人
	イ 演習負担をしているもの		
	ウ 実験指導をしているもの		
	エ 研究活動専念のもの(短期間の任期をもつて、特別研究生的に採用しているものを含む)		
	オ 事務助手的機能を果しているもの		
	カ その他		
	(合計)		
○○研究所	ア		
	イ		

(注) 1人で2種類以上の仕事を兼務している場合——例えばアとイをかけ持ちしている場合はアとイの双方に各1として下さい。つまり「人員」欄(合計)は延人員になります。



3. 助手及び教務職員の年令・勤続年数構成および最終学歴

学部・ 研究所別	年令構成		勤続年数構成		最終学歴	
	年令	人数	勤続年数	人数	種別	人数
〇〇学部	18才	人	1年未満	人	博士課程修了	人
	19 "		1年		修士課程修了	
	20 "		2 "		旧大学院修了	
	21 "		3 "		新大卒	
	22 "		4 "		旧大卒	
	23 "		5 "		短大卒	
	24 "		6 "		旧高専・高校卒	
	25 "		7 "		新高卒	
	26 "		8 "		旧中卒	
	27 "		9 "		新中卒	
	⋮	⋮	⋮	⋮	高小卒	
⋮	⋮	⋮	⋮	小学卒		
	計		計	計		
〇〇研究所						

(注) 「年令」と「勤続年数」は1年きざみで記入して下さい。該当のない部分は欄を省略して結構です。

4 国立大学の入試期に関するアンケート調査について(照会)

国大協議第31号

昭和49年4月23日

各国立大学長殿

国立大学協会

入試期特別委員会

委員長 相磯和嘉

第2常置委員会

委員長 谷田 関次

このことについては、昨年7月各大学のご意見を伺い、その結果については、昨年12月の第53回総会の際ご報告したとおりであります。

その後これについて入試期特別委員会および

第2常置委員会の合同委員会において、慎重に分析検討した結果、前回の照会においては照会の趣旨が徹底しなかったため、明確なご回答が得られなかったことが判明いたしましたので、このたび再度アンケートをお願いすることになりました。

つきましては、別紙添付いたしました「国立大学入試期一本化に関する参考資料」と、去る12月の総会の際多数の熱心なご意見があったこと(会報第63号28頁以下参照)とをご参考のうえ、貴学としてのご意見をお取りまとめいただき来たる5月31日(金)までに別紙アンケートにご回答くださるようお願いいたします。

(別紙)

## 入試期一本化に関するアンケート

貴大学

※ ①②のいずれかに○印をつけて下さい。

全国一斉一回制とすることについて

① 賛 成

② 反 対

注 1 反対の場合はその理由をおかき下さい。

2 なお組替2回制は国大協総会で否決されていますので、それを反対意見の理由にはしないで下さい。

### 国立大学入試期一本化に関する参考資料

昭和49年4月

#### まえがき

入試期特別委員会、第2常置委員会の合同委員会が昭和48年に行った入試期（Ⅰ期Ⅱ期制）の改善に関するアンケート調査の結果をふまえた委員会報告が、第53回総会において行われた。この総会の席上で多くの大学から入試期一本化の意見が述べられ、早急に結論を出すべきだとする強い発言もあった。合同委員会はこの総会の意向にそって更に検討を進め、再度アンケート調査を行い、次期総会までに何等かの結論に到達するよう努力することを確認した。

本資料は、国立大学の入試期を一本化することについて、在来の2回制と比較しての特徴、長短の諸点を整理したものである。

#### 内容の項目

#### A 現行2回制の特徴と問題点

1 長所及び利点

2 短所及び問題点

#### B 全国1回制の特徴と問題点

1 長所及び利点

2 問題点

注 その他の方法について

1 組み替え2回制

2 自主選択2回制

3 完全自主多数回制

#### A 現行2回制の特徴と問題点

##### 1. 長所及び利点

1) 現行のⅠ期、Ⅱ期制は、20数年間継続されてきた制度であり、入試業務を国立大学として、慣行的に現状のまま維持してゆくことは、消極的な長所といえないこともなかろう。

2) 高校側においては、従来から定着した制度であるし、2回の受験の機会があり、進学指導も、現状のまま継続することが出来るであろう。

3) 上記の2)のことは、現今の受験生にとっても、2回の受験の機会があるとともに、現状維持という面から受験対策をたてやすいことは否定し得ない。しかし、それ以上の利点は、積極的にみとめにくい。

##### 2. 短所及び問題点

1) 現行のいわゆるⅠ期校、Ⅱ期校においては、法学部をはじめとして、文、教育、理、医、薬、歯学部において、著しい偏りがあること。（附表1）

2) 地域性においても、現行では、Ⅰ期校、Ⅱ期校の大学数が不均衡であること。（附表2）

3) 全国都道府県に1つ以上の医大または医学部を設置する現状は入試応募学生にある程度の地域性を求め、医師の地方分散を願ってのものと思われるが、Ⅰ期校に比しⅡ期校では受験者の過半数が応募するだけでなく、Ⅱ期校で地元学生の入学の率が甚だしく低下する傾向があり、卒業後は大学設

置の趣旨の一つとする地域性に拘らず全国に分散してしまう結果となっている。

4) 大学側の入試業務上、次の2点が主な問題点として指摘することが出来る。

a) 現行制度においては、Ⅱ期校において出願者数に比して、実受験者数のひらきが極めて大きい。(昭和48年度調査によれば、欠席率平均33.9%、最高64.8%、最低16.5%)

この現象は、最近、例年の傾向であり、試験場の確保や入試準備業務に、不合理な点が多い。

なお、また、特定大学や特定学部(主として医科系)においては、この傾向のために、受験生の宿舎の問題も怪視出来ないようである。

b) 現行制度では、合格者のなかから入学辞退者が可成りの数にのぼり、欠員補充など業務上の繁雑さを伴っている。これは、Ⅱ期校において、特に顕著であり、また、一部のⅠ期校においても、後述するような受験生の学部選択における現象から、同様な傾向があり、某大学のある学部では、時に3分の1の欠員補充が必要であったということである。

なお、可成りのⅡ期校においては、予め、補欠入学予定者を決めておいても、なお、欠員を定員まで補充出来ないような傾向もあるという。

さらに、入学式における入学者の確定後の欠員補充も、ただ他大学への入学者を補充大学へ移動させる結果となる可能性があり、現行制度のもとでは、国立大学全体としての欠員をうめることの困難が予想される。

(昭和48年4月14日付、文部省より、国民の大学教育に対する要求にこたえるため、国立大学の基本的責務の一つとして補欠入学等の措置により、入学定員どおり、入学者を確保することの配慮の要望がなされたことは周知の通りである)

5) 現在、通称Ⅰ期校、Ⅱ期校と呼称されているが、これは、国立大学として、本質的意義をあらわすものでない。

しかしながら、近年、ややもすると、国立大学間の格差を示すような社会的通念が定着化し、受験生にとっても、或いは、入学後の学生の学習意欲、更に、就職等の将来の社会人としての活動の面においても好ましがらざる社会的、心理的影響を与えている。

6) 受験生においては、本来、大学進学に際しての大学の選択、学部或いは、専攻学科等の選択は、本人の能力、適性、家庭事情等の諸条件によってなされるべきものであろう。

しかしながら、近年、大学進学率の向上に伴い、ややもすると、特定大学への合格の可能性を主たる選択条件にするため上記の諸条件を無視する傾向がある。

このことは、受験生の側のみならず、高等学校における進学指導に際しても、通例化している現象のようである。

これは、現行のⅠ期校、Ⅱ期校においては、2の1)で述べたように、可成りの学部にいちじるしい偏りがあるために、ある程度、止むを得ないことかも知れない。

しかしながら、極端な例では、Ⅰ期校では、文科系或いは、理工系で受験し、Ⅱ期校では、理工系或いは医科系(この逆もあ

りうるが)を受験する傾向は、決して少なくないようである。このことは、A—2—4) — b) で指摘したように、大学側の入試業務に種々な影響を与えているのみでなく、学生にとっても、入学した学部、学科が必ずしも、本人の希望に合致したものでない場合が少なくない傾向を生むことになり、入学後の大学における学生生活、学習意欲において、好ましからざる傾向を助長しているとみることが出来る。

7) なお、また、高等学校においても、I期校、II期校の進学率の優劣をもって、学校そのものが評価される傾向があるとし、進学率を高めることを競うあまり、進学指導等において、現今、社会的にひろく憂慮されているいわゆる受験競争の苛烈化を不当に促進している傾向があることは否定し得ない。

8) 以上6), 7)の条件とも関連し、自己の希望に基づいて進学する大学・学部を自主的に決定するという、高校教育の段階では、すでにきわめて重要だと思える教育要因の軽視が、現行制度のもとではますます助長される。

## B 全国1回制の特徴と問題点

### 1. 長所及び利点

1) 国立大学全体としては、現行制度にみられるI期校、II期校の学部の偏より、地域における大学の偏よりは、一切解消される。

2) この1回制が定着すれば、Aで述べたような国立大学におけるI期校、II期校といわれるような国立大学間の不当な格差とみられる社会的通念は、漸次、是正、解消されるであろう。

3) 大学側の入試業務上からみると、次の主なる2点が利点として指摘することが出来る。

a) 1回制になれば、A—2—4) — a) で指摘したように従来、ことにII期校の一部の大学或いは、特定学部(医科系)にみられるような志願者数の集中、及び実受験者数とのズレなどは、可成り減少、或いは解消されることが予想される。例えば、現行制度では、医科系でみると、I期校では、5~7倍程度の競争率であるにもかかわらず、II期校では、15~30倍程度の競争率を出願締切時に示している。

これは、I期校、II期校における医学部の偏在もあろうが、受験生の学部選択の非一貫性の一つの現象を示しているともいえよう。

1回制となって異常な競争率が解消され、また、入試日に余裕を生ずることによって、只1回の入試成績のみでなく、各種の資料を充分参考にして、各大学の特色を生かした合理的な合否の判定をすることも実際に可能となってくる。

b) 全国1回制になれば、A—2—4) — b) で述べた欠員補充業務の繁雑さは、大幅に減少することが予想される。私立大学と併願している受験生があるので、ある程度の欠員補充業務はさげられないであろうが、国立大学間では、解消されると考えられる。

即ち、入学定員の充足が現行制度よりもはるかに容易になるであろう。

4) 高等学校及び受験生側からみると、次の2点を指摘することが出来る。

a) 高等学校においては、進学指導に際してA—2—6)で指摘したように、学部選択において、Ⅰ期校、Ⅱ期校ごとに、一貫性のない受験指導を行なうようなことがなくなり、志望の大学、或いは学部、専攻学科の選択の指導がより適正化されることになるであろう。

b) 受験生においても、志望大学、学部の選択に際して、自己の能力、適性、家庭事情を配慮し、従来以上に慎重に検討し、進学コースを自主的に決定するという態度が助長され、現行制度のように、Ⅰ期校、Ⅱ期校で志望学部や学科が異なるような不安定なとまどいも減少し、安定した受験準備がなされることになるであろう。

また、入学後も、A—2—5)で指摘したように、学生生活や学習意欲の面で、不本意な心理的状态をもちつづけることが減少し、大学側にとっても、教育上好ましい傾向が漸増するであろう。

## 2. 問題点

1) 大学側において予想されることは、次の4点である。

a) 入試期日は、充分検討の上、2～3年前に予告して、実施されることになるが、学力試験問題などの印刷業務の集中が考えられる。

b) 次に入試期日が変更される大学があることになるので、試験場の確保など予め関係各方面への折衝の必要があろう。

c) 国立大学のなかには、全国1回制によって、一部の大学で募集定員に満たない場合があるかも知れず、第二次募集の必要が予想されるが、近年の大学進学率の

増加の趨勢からみて、このような事態は、極めて近い将来解消されるものと推察される。

d) また、一部の大学では、入学者の質の一時的低下が心配されるかもしれないが、進学コースの健全且つ自主的選択の見地から考えれば、これを質的低下と一概には言い切るわけにはいかない。むしろ、1—4)—b)のように本人ならびに大学にとって教育上好ましい傾向だといえることができる。

2) 高等学校においては、国立大学の受験生が一時期に集中するので、出願書類の作成などの業務が一時的に集中することが予想される。

3) また、進学指導の面では、さきに述べたように、適正化の傾向が増加すると考えられるが、現行制度と異なるので、数年間は、多少の混乱がみられると思われる。

4) 受験生側にとって、最も大きな問題点としては、国立大学の「受験の機会が1回だけ」になることである。

しかし実際は「2回のチャンス」というみかけにもかかわらず、2回制によって受ける利益は受験生に平等ではない。

国立大学の入学定員総数が一定であり、一つの大学への合格者が他の大学への合格の資格を制限されない限り、学力試験に有利な能力(これを「学力」とよぶことにする)をもつものほど、二つの国立大学に合格できる確率は高くなる。

従って「学力」の高いものは二つの大学に合格してそのいずれかを選択できる自由があたえられる反面、境界線上にある受験者にとっては、そうでなければ本来合格し

うる席があったのに、それを奪われることになり、「学力」の低いものにとっては、受験の機会があたえられても入学の可能性はますます低くなる。しかも「学力」の高いものが二つの大学を受験する数が多いほど一層不利益をうけるという結果になる。

そしてこの傾向は、2回制の組み替え案におけるように、I期とII期における学部の偏りや、地域の偏りが合理的に配分されればされるほど増大する。

従って、2回制は「学力」の高いものに過度に有利な試験制度であるということになる。

さらにこの欠陥は欠員補充が不完全であればあるほど増大する。こうして、その意図とみかけにもかかわらず、「学力」の高いものに有利な2回制は受験競争の激化をうながす一つの原因となっていると考えられる。

#### [注] その他の方法について

##### 1. 組み替え2回制

(この案は、昭和47年1月にアンケート調査を実施したが、過半数の賛成が得られず、現実には不可能であるとして総会で否決されている)

この方法は、現行制度の欠点としてA-2-1), 2)に述べたようなI期校, II期校における学部の偏り, 地域における大学の偏りを是正し, 前期, 後期に再配分し, 3年程度ごとに交代する組み替え案である。

##### 1) 長所及び利点

a) 国立大学全体としてみると, A-2-1), 2)で述べた学部, 大学の偏りは, 是正されるので, 現行制度の不合理さは取除かれる。

また, A-2-5)で述べたI期校, II期校という国立大学間の格差を示しているようなあやまった社会的通念は, 取除かれるであろう。

b) 受験生の側からみれば, 2回の受験の機会をもつことが出来るとともに, 大学の選択, 学部, 学科の選択において, 現行制度以上に, 自己の能力や適性或いは, 将来の職業などを考慮して, よりふさわしい選択を行なうことが可能となるであろう。

また, 前期, 後期に希望学部がほぼ均等に配分されるであろうから, 同程度の大学の同じ学部を受験する機会に恵まれるであろう。

##### 2) 短所及び問題点

この方法は, 大学側の入試業務上において, 現行制度以上の困難点が予想される。

受験生にとっては, さきに述べたように, 自己の能力, 適性にふさわしいと思われる同程度の2つの大学を受験する機会に恵まれることは, 望ましいことであろうが, 大学側にとっては, 両者に合格しても, 入学の際, 一方の大学を選択するので, 他方は, 欠員補充を行なわなければならないことになる。

このことは, さきに述べたように, 現行制度においても, 入試業務上, 大きな困難点になっているが, 組み替え方法をとる場合は, 国立大学全体が同様な事態にさらされることになる。

即ち, 合格者の入学手続完了まで, 入学者数がわからず, その後の欠員補充業務は, 現行制度以上に複雑且つ広範囲化することが推察される。

これを防止する方法として、前期の大学に合格した者は、後期の大学の受験資格がないとするか或いは、後期校に合格しても無効であるという措置が考えられるが、法的規制或いは、制度化することは、法律的に困難であるとされている。

## 2. 自主選択2回制

国立大学の入試期日を、前、後期2回に定め、各大学が自主的にいずれかを選択する方法について

この方法の長所は、受験生が2回の受験の機会をもつという利点を生かしながら、国立大学の自主的な判断によって入試期を決定するという点である。

しかしながら、従来から実施されてきたいくつかの入試期に関するアンケートの結果等から推察されることは、前期に実施する大学の数が大多数を占めることになることである。即ち、全国1回制に近い形態になろう。

従って、後期に入試を実施する大学は、出願者の激増による入試業務上のいくつかの困難点が増加し、それは、現行制度の場合をはるかに上まわることになろう。

## 3. 完全自主多数回制

国立大学の入試期間（例えば、1カ月間）

を定め、その期間内において、各大学が自主的に実施期日を決める方法について

この場合、各大学の入試期日を頻繁に変更することは、望ましくないので、ある程度、各大学が固定化する必要があるし、また、変更の際にも、少なくとも2年以上の余裕をもって予め公知することになろう。

この方法の長所、利点は、国立大学が自主的に実施期日を決める点、更に、受験生側にとっては、国立大学を受験する機会が現行制度の2回よりも、多くなる可能性を含んでいることである。

しかしながら、このことは、既に述べたように、受験生の大学、学部を選択をより一層不適正化し、受験校の選択を混乱させることになり、現今の受験競争諸現象を国立大学が一層増加させる役割を荷うことにもなりかねないであろう。

なお、大学側においても、合格者のなかからの入学辞退者は、不確定要素をますために、現行制度より一層増加することが予想され、欠員補充などの入試業務上の煩雑さは、既に述べたいくつかの方法以上になることはまぬがれないであろう。

(附表1)

学 期 部 別	教 文 人 文 教 教 法 社 法 政 経 経 商 外 理 理 医 歯 薬 工 基 電 鉱 農 園 織 獸 畜 水 水 工 芸 美 音 体 家 商 保 人 間 科
	養 理 教 育 育 育 文 会 経 営 語 工 工 信 山 芸 維 医 産 産 産 芸 工 術 楽 育 政 船 健 学
I期計	1 1 <input type="checkbox"/> 11 2 1 <input type="checkbox"/> 7 15 4 1 <input type="checkbox"/> 9 1 10 1 1 - <input type="checkbox"/> 18 1 <input type="checkbox"/> 18 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 11 21 1 - - 16 1 - 1 - 1 <input type="checkbox"/> 4 - 1 1 1 1 <input type="checkbox"/> 2 - 1 1
II期計	1 <input type="checkbox"/> 3 - <input type="checkbox"/> 5 - - <input type="checkbox"/> 32 2 - - - 10 1 1 <input type="checkbox"/> 2 7 2 10 1 1 20 - 1 1 14 - <input type="checkbox"/> 2 - 1 - 1 1 - - - - - <input type="checkbox"/> 2 - -
合計	2 4 11 7 1 7 47 6 1 9 1 20 2 2 2 25 3 28 7 12 41 1 1 1 30 1 2 1 1 1 1 5 1 1 1 1 1 2 2 1 1

(注) □印はI期、II期学部数間に著しく差のある学部を示す。筑波大学は数に含まない。

(附表2)

地 期 区 別	北海道	東北	関 東 甲 信 越	中 部	近 畿	中 国 四 国	九 州	計
I期	1	2	10	3	4	5	6	31
II期	6	5	13	6	8	4	5	47
計	7	7	23	9	12	9	11	78

(昭和49年3月現在)



## 5 スポーツ安全協会傷害保険の趣旨周知方について

国大協議第 37 号  
昭和49年 4月26日

各国立大学学生部長殿

国立大学協会  
第3常置委員会

委員長 広根 徳太郎

このたび財団法人スポーツ安全協会より当委員会に対し最近の同協会資料の送付があり、趣旨について各国立大学に周知せられたく依頼越がありました。当委員会においては目下課外活動中における災害事故について調査中であり、

近く各大学にご報告する予定であります、今回の調査の経験にかんがみても、各大学において同会の趣旨を検討せられることが有要と認められますので、ご送付の下記資料につき十分ご検討くださるようお願いいたします。

記

1. スポーツ安全協会傷害保険の解説（昭和49年度）
2. スポーツ安全協会傷害保険のあらまし（昭和49年度）
3. スポーツ安全協会傷害保険について（昭和49年3月）

（別紙資料省略）

窓

### 天心記念館

国鉄常磐線で北へ向う「道も狭に散る山桜」で知られる勿米関の一つ手前、大津港駅で下車して東方5軒五浦の地に一世の奇傑、日本美術院の創立者岡倉天心の遺跡がある。此の地は茨城大学第二代学長東龍太郎先生が財団法人岡倉天心偉績顕彰会理事長横山秀磨（大観）氏から昭和30年に寄贈を受けた所であって、現在茨城大学五浦美術文化研究所となっている、境内には天心旧居（昨年修築完成）、六角堂、「匪細亜は一なり」の記念碑、ラングドン・ウォーナー胸像、そして天心記念館があって、三方を丘陵に囲まれ、太平洋の怒濤に対面する。俗界を隔てた勝景の地である。

昭和37年、天心の直門、平櫛田中翁が天心生誕100年を記念して木彫「五浦釣人像」を製作し、これを茨城大学に寄贈するとの申出であり、第三代学長都崎雅之助先生が、時の文部次官内藤蕃三郎氏の援助を得て、国費を以て本像を安置するために造られたのが「天心記念館」である。

鉄筋コンクリート、100m<sup>2</sup>、宝形造りの天心記念館は、中央に本尊五浦釣人像を安置し、諸家より寄贈された天心関係の遺品を収蔵し、陳列する。その一部を記せば、彫刻は本像の他に天心胸像、活人箭（同じく平櫛翁作）他一点、絵画には日本美術院血脈圖、五体鳥瞰圖以下大観、武山、安田靉彦、酒井三良、飛田周山等の傑作約30点。その他に書籍、天心の遺品筆蹟原稿、写真、花瓶等、大多数は天心門下縁故者からの寄贈にかかる。

月曜日を除いて毎日、無料で見学を許しているのが本所の特色の一つであるが、海岸で潮風の入る所で、書画類の破損を恐れて、「天心記念館」のみは、1月15日、5月5日、11月3日を中心とする数日、の三回だけ公開して一般の観覧を許すこととしている。従って臨時に学術研究のために本館の参観を希望する向きは茨城大学本部内所長宛（経理部管財係気付）申込まれたい。出来る限りの便宜を御はかりすることになっている。

（茨城大学人文学部教授 宮田俊彦）

心理学とは、人間の心とか精神とかいわれるものの働らきを科学的に研究する学問である。結局は人間とは何かという永遠の問題を解決しようとするのだが、その道の1つとして動物の側からの研究がある。比較心理学という分野がそうなのだが、特にアメリカを中心として動物を使った心理学の実験がさかんに行なわれてきた。長い間、そこで主役を演じてきたのはネズミだったが、近頃、ネズミからサルへと、変化が目立ってきたように思われる。何といても、人間の精神の働らきと直接比較しうような研究は、サル、特に知能の高い類人猿を使うことによって、一段と興味深くなる。古くは W. Köhler の有名な類人猿の知恵試験という研究があるが、最近特に一般の興味を呼んだものにコミュニケーションが可能かという問題がある。この研究は1950年に Hayes 夫妻がチンパンジーに、ママ、パパ、カップということばを発音させたことにはじまるのだが、1960年に Gardner 夫妻が、身振り言語を使って、また1970年には Premerck 夫妻が図形言語を使って相当な成績をあげた。最近の報告によると、氏を中心とする研究者たちが、コンピューターを介して、やはり図形言語を使ってチンパンジーとのコミュニケーションに成功している。一方で、Harrow 氏の始めた隔離飼育による“mother love”の研究が、1958年以降続けられている。これはアカゲザルを使ったものだが、チンパンジーなども使われるようになった。霊長類という人間に近い高等な動物を使うことによって、知能、言語、愛情というような、非常に人間的なテーマの実験的な研究が可能になってきた。長い間支配的だったアメリカにおける白ネズミを使った学習の研究が、テーマでいえばもっと人間独特とされていたようなものへ変わり、動物でいえばネズミからサルへと、はっきり変わりつつある。心理学における動物研究は、決して心理学の特殊な一部門ではなく、もっとも科学的な、また心理学にとってもっとも基本的な課題を動物を使って研究する部門になっていることをもっと認識すべきである。アメリカにはすでにずっと以前から霊長類研究所が増設され、現在7つある。日本には数年前に犬山に国立霊長類研究所が1つできただけである。ヤーキース研究所にはチンパンジーが100頭、オランウータンが40頭、ゴリラが14頭いると、所長の Bourn 氏がいつている。日本には犬山にただ1頭のチンパンジーがいるだけである。実験室以外の野生類人猿の研究についていえば、今でこそアフリカや東南アジアでチンパンジー、ゴリラ、オランウータンの野外研究が進められているが、これとても、実は1930年代に、ヤーキース研究所の心理学者 Carpenter たちが始めた仕事なのである。現在日本の心理学者で野外での霊長類研究に関心を示すものは、大阪大学の人々を除いて、ほとんどいないのである。

(静岡大学教養部教授 岡野恒也)

# D その他

## ◎ 学長の逝去

植村定治郎岩手大学長には4月13日心筋梗塞のため逝去された。5月9日行なわれた大学葬には白淵弘前大学長(理事)が参列し会長弔辞を捧呈された。

## 1 学長・役員・委員等の異動について

### (1) 学長の交替

大学名	旧	新
岩手大学	植村定治郎	加藤久弥
東京教育大学	宮島龍興	大山信郎
信州大学	池尾健一 (事務取扱)	加藤静一
三重大学	榊原慎吾 (事務取扱)	三上美樹
九州芸術工科大学	小池新二	太田博太郎

### (2) 委員長の交替

委員会名	旧	新
第1常置委員会	宮島龍興 (東京教育大)	加藤陸奥雄 (東北大)

### (3) 教員委員の交替

委員会名	旧	新
第1常置委員会	桑原作次 (埼玉大)	平田栄 (同大)

### (4) 特別委員会委員の交替

委員会名	旧	新
✓ 教養課程に関する特別委員会	富山哲夫 (水産大)	佐々木忠義 (同大)
〃	植村定治郎 (岩手大)	加藤久弥 (同大)
図書館特別委員会	加藤六美 (東京工業大)	川上正光 (同大)
教員養成制度特別委員会	黒沢誠 (岩手大)	玉山勇 (福島大)

入試調査特別委員会	榊原慎吾 (三重大)	三上美樹 (同大)
大学運営協議会第3研究部会	中川善之助 (金沢大)	市村正二 (茨城大)
第2研究部会長	宮島龍興 (東京教育大)	飯島宗一 (広島大)
臨時委員	柿内賢信 (東京大)	今堀和友 (同大)
〃	田畑茂二郎 (京都大)	林良平 (同大)

## 2 寄贈図書

学生相談所年報	昭和47年度	学徒援護会
Energy	1973 vol. 10	5.15
		エッセ・スタンダードK.K
大学研究ノート	通巻8号	1973年8月
大学研究ノート	通巻9号	1973年9月
		広島大学大学教育研究センター
大学入試を考える	日本教育心理学会	
Universitas	vol. 15 Aug.E	M. B. H
学校基本調査報告書	指定統計第18号	
昭和48年度学校基本調査速報		
「放送大学(仮称)の基本構想」	文部省	
参議院文教委員会審議要録	資料第62号	
	参議院文教委員会調査室	
研究紀要	第19集	
		新潟大学教育学部長岡分校
学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨		
(14集)		徳島大学
私立大学財政の現状と問題点		
		日本私立大学連盟
理工学部集報(第2号)	昭49. 3	
		佐賀大学理工学部
教育学部紀要(第19集)		九州大学教育学部

## 砂浜を作る

鳥取県の海岸は延長約 130km とそれほど長くはないが、海岸線はきわめて変化に富んでいる。その代表的なものをあげれば、鳥取県の東端には国立公園浦富海岸がある。この海岸は、波食崖、奇岩が透明な海と調和して美しい景観をなしている。この海岸に隣接する鳥取砂丘はもう説明するまでもない。浦富海岸とはまったく異なる景観を示す砂浜海岸である。さらにその西隣には大国主命の伝説で有名な白兔海岸、県中央部には余り知られていないが鳥取砂丘に比適する規模の北条砂丘があり、それにつづいて大山火山裾野を形成している波食崖、鳥取県西端の弓ヶ浜半島という一大砂嘴がある。

筆者は海岸工学という分野の研究にたずさわっているが、鳥取の海岸はこうした点できわめて興味深い。

さて、標題はこの弓ヶ浜半島についての話である。この半島は延長ほぼ 20km の砂浜海岸であるが、その中央部の皆生海岸は過去数十年の間に約 200m 海岸が侵食された。この海岸の背後には皆生温泉があるため、従来から侵食防止のための種々の工事が行なわれ、現在ではコンクリートの防壁を築くことによってようやく侵食がくい止められている。それでも大きな高波になると海岸近くの家屋はつねに災害の危険にさらされていた。また夏季の海水浴も禁止され、美しい海を利用することもできなかった。

近年、この海岸に白砂青松をとりもどそうということになり、昭和46年から離岸堤の建設がはじまった。この工法は、江ノ島や青島にみられるように、自然の営力によって島の背後に砂が付きやすいという自然の力を利用するというものであって、人工砂浜造成法の一つである。

皆生海岸では海岸線から 100m 沖合に、長さ 150m の離岸堤が建設された。そうして半年後ほぼ 500m<sup>2</sup> の砂浜が波の作用によってできあがった。昭和47年の夏にはこの砂浜を利用して海水浴を楽しむ人も多く、背後地の災害を防ぐのにもこの砂浜が大いに役立った。防災の見地から、またレクリエーションの場としてこの砂浜がきわめて有効なことは立証され、海岸侵食を防止するうえにも一つの工法として注目されるようになった。しかしながら、この砂浜がどうしてできるのか、その成長発達過程は、といった点はいまだ解明されていない。したがって、離岸堤の規模と形成される砂浜の大きさの関係もよくわかっていない。皆生海岸の砂浜が今後どのように成長していくかということはわれわれ研究仲間でも大きな関心をもって注目しているところである。

(鳥取大学工学部教授 野田英明)

### 編 集 後 記

- 本号の特別寄稿には帯広畜産大学大原学長の「草の効用」を、また窓欄には茨城大学宮田教授の「天心記念館」、静岡大学岡野教授の「類人猿の心理学的研究」、鳥取大学野田教授の「砂浜を作る」を載せることが出来た。お礼を申しあげる。
- 去る5月19日当協会初代会長南原繁先生が逝去された。会報の題字は先生の書である。(C)